



# 大分市消防局 基本計画 2031

安全・安心なまちづくり

Oita City Fire Department Basic Plan 2031



# 大分市消防局基本計画2031策定

本市の消防業務については、行政目標として掲げた「災害に強い安全な都市づくり」の実現を基本理念とし、平成24年度から10年間を計画期間とした大分市消防局基本計画を策定し、「拡大する市民ニーズに対応できる体制の整備」、「市民や地域、防災関係機関が一体となった防災体系の確立」及び「大規模災害を想定した防災対策と危機管理体制の充実」を施策の柱とし業務を推進してまいりました。

この10年間の間には、東大分出張所・松岡出張所へ救急隊の増設を行い、機構改革により救急救命課を創設するなど着実に本市の消防体制の充実・強化が図られてきたところです。

しかしながら、平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年の気候変動等に伴う集中豪雨及び大型化する台風など、全国各地で水害や土砂災害が頻発・激甚化しており、また、南海トラフを震源とするマグニチュード8から9クラスの地震の発生確率が、今後30年以内で70～80%とされ、これによる甚大な被害の発生が想定されるとともに、平成28年の熊本地震のように、震源が浅く、大きな被害をもたらす活断層に伴う地震の発生も懸念されています。

このような現有消防力をはるかに上回る大規模災害や同時多発災害においては、単独の消防機関だけで対応することが困難であり、「自助」、「共助」及び「公助」が互いに連携し一体となることで、被害を最小限にして早期の復旧・復興につなげることができます。また、近年の災害は、大規模化・多様化してきており、人口減少及び超高齢社会が進展する厳しい財政状況の中、充実した消防活動を展開するため、より効果的で効率的な事業推進が求められています。

以上の状況を踏まえ、これまでの10年間の大分市消防局の取組みを総括し、検証し、及び将来にわたって誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたり、あらゆる事態に対応する「備え」のための新たな指針として、「大分市消防局基本計画2031」を策定するものです。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただいた多くの皆さまに対し心からお礼申し上げます。

大分市消防局長 後藤 能 秀



# 目次

## 総論

第1章	策定の趣旨	1
第2章	計画の位置付け	2
第3章	対象範囲	3
第4章	計画の期間	3
第5章	消防を取り巻く社会の動向	4
第1節	大分市の人口動態	4
第2節	大分市のまちの状況	5～6
第3節	大分市を取り巻く環境	7～9
第4節	消防に関する市民意識	10
第6章	動向と課題	11
第7章	基本方針	11

## 各論

第1章	火災予防の推進	12
第1節	効果的な火災抑止対策事業	12～13
第2節	住宅防火推進事業	14～15
第3節	消防予防査察事業	16～18
第4節	防火意識・知識普及事業	19～21
第2章	消防体制の充実	22
第1節	消防隊等の強化のための改革	22～23
第2節	部隊充実に向けた車両・装備等の整備事業	24～25
第3節	消防力維持のための整備事業	26
第4節	消防水利充実事業	27
第5節	消防施設事業	28～29
第6節	消防通信施設事業	30～32
第7節	人材育成推進事業	33～35
第8節	人材育成環境の整備・充実事業	36
第9節	消防団の充実に向けた活性化推進事業	37～38
第10節	消防団の強化に向けた相互連携事業	39
第3章	救急救助体制の充実	40
第1節	救急業務高度化事業	40～44
第2節	関係機関連携推進事業	45～47
第3節	応急手当普及啓発事業	48～51
第4節	救急需要対策事業	52～55
第5節	救助体制整備事業	56～58
第4章	緊急消防援助隊等の充実・強化	59
第1節	緊急消防援助隊等整備事業～受援体制の充実・強化	59～60
第2節	緊急消防援助隊等整備事業～応援体制の充実・強化	61～63

## 資料編

1	大分市消防局基本計画 用語集	64～81
2	大分市消防局基本計画 指標一覧	82～85
3	大分市消防局基本計画策定方針	86～87
4	策定組織図	88
5	策定経過	89
6	大分市消防局基本計画検討委員会設置要綱	90
7	検討委員会日程及び検討委員名簿	91～92
8	大分市消防局基本計画策定等に関する提言書	93
9	大分市消防局基本計画庁内検討委員会設置要綱	94
10	庁内検討委員会日程及び庁内検討委員名簿	95



# 【 総 論 】

## 第1章 策定の趣旨

大分市消防局は、1953（昭和28）年に市町村消防として発足して以来現在まで、消防組織法<sup>\*1</sup>（昭和22年法律第226号）第1条に規定された「消防の任務」を遵守し、同法第6条に規定された「市町村の消防に関する責任」を果たしてまいりました。

そのなかで、将来の大分市消防局のあるべき姿を示し、また、その実現のため、2012（平成24）年度に「大分市消防局基本計画（以下「現行計画」という。）」を策定いたしました。この現行計画は、大分市の消防力を整備するために必要な普遍的計画として、「災害に強い安全な都市づくり」の実現を目指し、現在もさまざまな取組を実施しています。

しかしながら、平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年の気候変動等に伴う集中豪雨及び大型化する台風など、全国各地で水害や土砂災害が頻発・激甚化しており、また、南海トラフを震源とするマグニチュード8から9クラスの地震の発生確率が、今後30年以内で70~80%とされ、これによる甚大な被害の発生が想定されるとともに、2016（平成28）年の熊本地震のように、震源が浅く、大きな被害をもたらす活断層に伴う地震の発生も懸念されています。

そのため、本市消防局は、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、人命救助を最優先とした災害対応、災害等による傷病者の搬送を行い、その一方で消防を取り巻く社会情勢や多様化する災害を見据えた対応力の維持が求められています。

このようなことから、現行計画の期間が2021（令和3）年度までであることもふまえ、2022（令和4）年度から始まる「新たな時代に則した大分市消防局基本計画」を策定いたします。この計画は、大分市総合計画の個別計画に位置付け、だれもが『安全・安心を身近に実感できるまちづくり』をより一層進める消防局の中・長期的な最上位計画とし、大分市の消防力の維持のみならず、さらなる向上を目指します。

### 【参考】消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）引用

（消防の任務）

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

（市町村の消防に関する責任）

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

## ◆用語解説（総論第1章）

<sup>\*1</sup> **消防組織法**：日本の消防の任務範囲、消防責任を市町村が負うこと、消防機関の構成、などについて規定する法律。消防に関する基本法と呼ぶべき内容を有する。法令番号は、昭和22年法律第226号、1947（昭和22）年12月23日に公布された。

【参考】消防法<sup>\*2</sup>は、主として防火に関する法律である。

<sup>\*2</sup> **消防法**：「火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること」（1条）を目的とする法律である。法令番号は、昭和23年法律第186号、1948（昭和23）年7月24日に公布された。消防本部における消防吏員及び消防団の消防団員の職務についても定める。



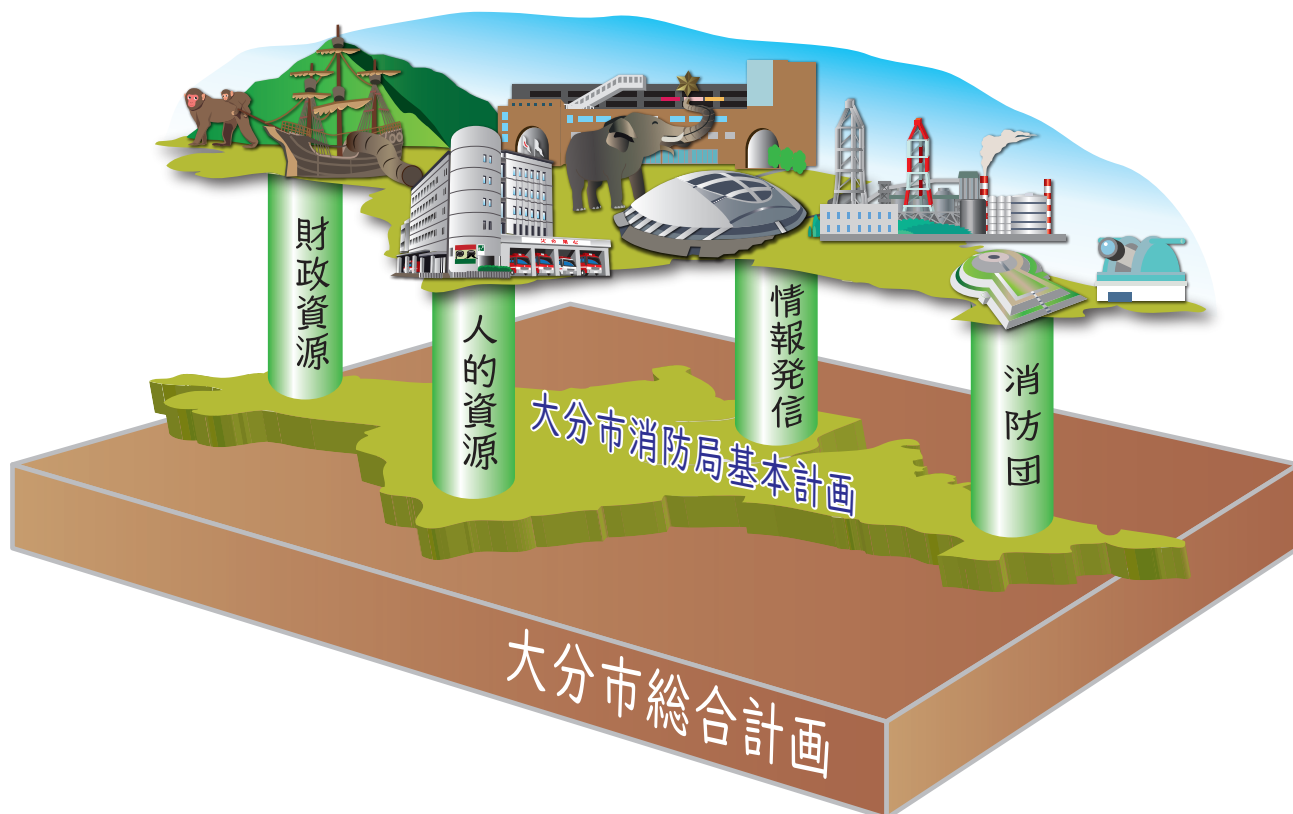
## 第2章 計画の位置付け

「大分市消防局基本計画」は、「大分市総合計画の個別計画」の一部として位置付けられ、『大分市民の安全・安心を支える頑丈な基礎』として存在します。

「常に中心に市民がいること」を意識し、大分市消防局の最上位計画である「大分市消防局基本計画」と、それに紐付く大分市消防局の個別計画が展開する各種政策・施策・事務事業を基礎として、『人的資源（ヒト）・・・教養訓練』『財政資源（モノ・カネ）・・・予算』『情報発信（情報）・・・広報』の三つが本市にいる住民全てを支える強い柱となります。

そして、「大分市総合計画」は、本計画を支える土地であり、その上で職員一人ひとりの手により、当局の基礎と柱を将来にわたり持続し、充実・強化していきます。

### ●イメージ図





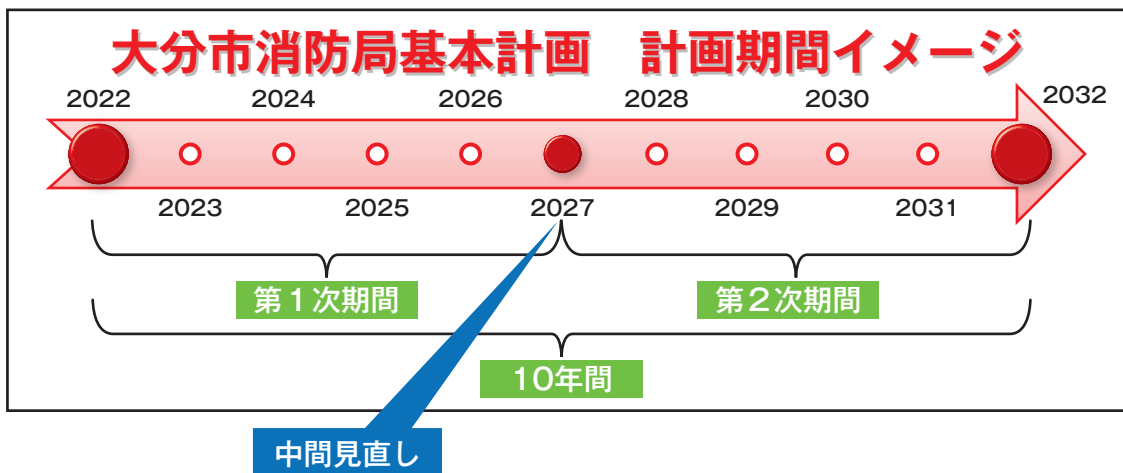
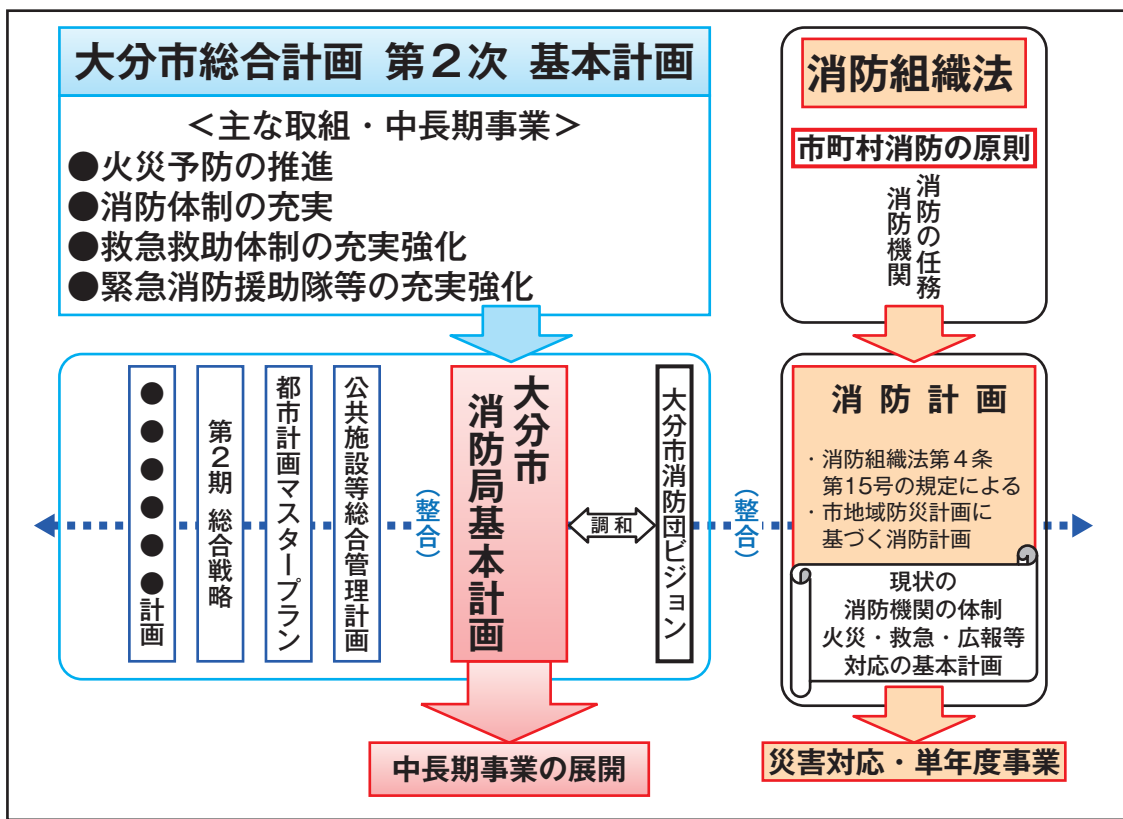
### 第3章 対象範囲

本市消防局の施策や事業を対象としています。

### 第4章 計画の期間

この計画の期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までとし、本市総合計画との接続、他の本市個別計画との連携、整合を図るため、中間見直しを行います。

なお、『市民が消防業務に関心を持ち、消防への理解を促進する』ため、大分市行政評価・実施計画による毎年の評価以降に、本計画の進捗結果を本市ホームページにて公表いたします。





## 第5章 消防を取り巻く社会の動向

### 第1節 大分市の人口動態

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このままの状況で人口が推移していけば、2015（平成27）年から2045（令和27）年までの30年間で、本市の総人口は約4.4万人、生産年齢人口（15歳～64歳）は約6.8万人減少すると予測されています。一方、老年人口（65歳以上）は約3.9万人増加、市総人口に占める高齢者割合（高齢化率）は36%に達すると予測されています。

現在、わが国では、国民の約4人に1人が65歳以上の高齢者という「超高齢社会」となっています。

本市においても、2020（令和2）年の高齢化率は28%となっており、団塊の世代が75歳に達する2025（令和7）年には、本市の高齢化率が30%を超える見込みです。また、将来推計人口によると、高齢者人口は増えていく事が予想されていることから、高齢化率の上昇とともに、認知症高齢者や、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯が増加することも想定されます。

特に、大分市消防局基本計画の計画期間である2022（令和4）年から2031（令和13）年までの推計を見ると、2025（令和7）年から2030（令和12）年の5年間で高齢化率は30%から31%へ1%上昇し、年少人口割合は13%から、推計期間30年での最低水準である12%まで減少する見込みであり、少子高齢化が顕著に進展する時期になります。

## 第2節 大分市のまちの状況

建物の状況については、2020（令和2）年度版固定資産概要調書によると、全棟数195,152棟のうち、木造家屋138,476棟（71.0%）、非木造家屋56,676棟（29.0%）の内訳です。また、木造家屋のうち、人が住む住宅（アパートや店舗と一体になった併用住宅を含む）は114,560棟（82.7%）となっています。一方、非木造家屋のうち、人が住む住宅（アパートやマンションを含む）は30,012棟（53.0%）となっています。

都市計画の状況については、2021（令和3）年3月公表『大分市都市計画マスタープラン』によると、市内を9地区に分けて設定しています。

大分地区については、将来人口は減少する見通しです。土地利用動向は、地区面積6,823haで、宅地や道路などの都市的土地利用面積は65.1%、森林などの自然的土地利用面積は34.9%となっています。

鶴崎地区については、将来人口は、2035（令和17）年をピークとした微増傾向が続く見込みです。土地利用の動向は、地区面積5,270haで、都市的土地利用面積は48.4%、農地や山林などの自然的土地利用面積は51.6%となっています。交通体系は、（都）臨海産業道路、国道197号及びバイパス、東九州自動車道大分宮河内ICがあるため、比較的充実しています。

大南地区については、将来人口は、2040（令和22）年には2割弱の人口が減少する見通しです。高齢化率は、2015（平成27）年に27.6%と本市平均と比較すると高い割合を示し、2040（令和22）年には、47.6%となる見込みであり、約2人に1人は高齢者となる見通しです。土地利用動向は、地区面積12,002haで、都市的土地利用面積は11.9%、自然的土地利用面積は88.1%となっています。交通体系は、中判田は広域的な道路網が集約され、中心市街地に向かう交通が国道10号に依存していることから、交通渋滞のおそれがあり、その対策として国道10号高江拡幅事業が実施されています。

植田地区については、将来人口は、2040（令和22）年には約1割の人口が減少する見通しです。人口構成は、急速に増加した生産年齢人口が老年人口に転じていくことにより、2015（平成27）年の高齢化率29.9%が、2040（令和22）年には38.8%に増加し、開発住宅団地を中心に高齢化が進行する見通しです。土地利用の動向は、地区面積5,266haで、都市的土地利用は38.9%、自然的土地利用面積は61.1%となっています。交通体系は、国道10号、210号、442号、東九州横断自動車道大分光吉ICや、JR久大本線及び豊肥本線などがあるため、比較的充実しています。

大在地区については、将来人口は増加傾向にあり、2040（令和22）年には1割強増加する見通しです。2015（平成27）年の高齢化率は16.3%であり、2040（令和22）年には28.9%と高齢化が進行する見通しです。土地利用動向は、地区面積1,318haで、都市的土地利用面積は78.4%、農地や山林などの自然的土地利用面積は21.6%となっています。交通体系は、東西方向の都市内連携軸として（都）臨海産業道路、県道大在大分港線及び国道197号があり、JR大在駅に自由通路が整備され、駅南北のアクセスが向上しました。国道197号では、角子原周辺において交通量が多く交通渋滞のおそれがあります。

坂ノ市地区については、将来人口は2040（令和22）年には現在より2割程度増加する見通しです。高齢化率は2015（平成27）年で25.9%と、市全体よりも低くなる見通しです。土地利用動向は、地区面積4,985haで、都市的土地利用面積は24.0%、自然的土地利用面積は76.0%となっています。交通体系は、東西方向の都市内連携軸として（都）臨海産業道路、国道197号が整備され、JR日豊本線も併走しています。南北方向には県道臼杵坂ノ市線などの幹線道路が整備されています。

明野地区については、将来人口は減少傾向が続き、2015（平成27）年から2040（令和22）年の間で約3割の人口が減少する見通しです。高齢化率は2015（平成27）年23.3%、2040（令和22）年には46.9%に上昇する見通しです。土地利用動向は、地区面積440haで、都市的土地利用面積は83.1%、自然的土地利用面積は16.9%となっています。交通体系は、県道大分臼杵線、（都）向原尾崎線、（都）萩原明野線及び（都）東原明野線が整備されていますが、県道大分臼杵線の主要な交差点において交通渋滞のおそ



れがあります。

佐賀関地区については、将来人口は減少傾向にあり、2015（平成27）年から2040（令和22）年までの間に約4割弱の人口が減少する見通しです。2015（平成27）年の実績値をみると地区住民の約5割が高齢者となっており、市全体の高齢化率と比べても、約2倍と高水準です。この傾向が続けば、2040（令和22）年には人口の約7割が高齢者となる見通しです。土地利用動向は、地区面積4,939haで、都市的土地利用面積は10.1%、自然的土地利用面積は89.9%となっており、地区の大部分は自然的土地利用となっています。

野津原地区については、将来人口は減少傾向にあり、2015（平成27）年から2040（令和22）年までの間で約3割の人口が減少する見通しです。2015（平成27）年の実績値をみると地区住民の約4割が高齢者となっており、市全体の高齢化率と比べても高水準となっています。この傾向が続けば、2040（令和22）年には人口の約半数が高齢者となる見通しです。土地利用動向は、地区面積9,074haで、都市的土地利用は7.8%、自然的土地利用面積は92.2%となっており、平坦地が少なく、全体の8割近くが森林山林となっています。

### ●大分市のまち状況 別表

地区名	将来人口	地区面積	都市的土地利用	自然的土地利用
大分地区	・減少する見通し	6,823ha	65.1%	34.9%
鶴崎地区	・2035（令和17）年をピークとした微増傾向	5,270ha	48.4%	51.6%
大南地区	・2040（令和22）年には2割弱の人口が減少する見通し ・高齢化率は、2040（令和22）年には47.6%となり、約2人に1人は高齢者となる見通し	12,002ha	11.9%	88.1%
種田地区	・2040（令和22）年には約1割の人口が減少する見通し ・2015（平成27）年の高齢化率29.9%が、2040（令和22）年には38.8%に増加し、開発住宅団地を中心に高齢化が進行する見通し	5,266ha	38.9%	61.1%
大在地区	・増加傾向にあり、2040（令和22）年には1割強増加する見通し ・2015（平成27）年の高齢化率は16.3%であり、2040（令和22）年には28.9%で、高齢化が進行する見通し	1,318ha	78.4%	21.6%
坂ノ市地区	・2040（令和22）年には現在より2割程度増加する見通し ・高齢化率は2015（平成27）年で25.9%と、市全体よりも低くなる見通し	4,985ha	24.0%	76.0%
明野地区	・減少傾向が続き、2015（平成27）年から2040（令和22）年の間で約3割の人口が減少する見通し ・高齢化率は2015（平成27）年23.3%、2040（令和22）年には46.9%に上昇する見通し	440ha	83.1%	16.9%
佐賀関地区	・減少傾向にあり、2015（平成27）年から2040（令和22）年の間で約4割弱の人口が減少する見通し ・2015（平成27）年の実績値をみると地区住民の約5割が高齢者となっており、市全体の高齢化率と比べても、約2倍と高水準	4,939ha	10.1%	89.9%
野津原地区	・減少傾向にあり、2015（平成27）年から2040（令和22）年の間で約3割の人口が減少する見通し ・2015（平成27）年の実績値をみると地区住民の約4割が高齢者となっており、市全体の高齢化率と比べても高水準	9,074ha	7.8%	92.2%

## 第3節 大分市を取り巻く環境

### 1 地勢・気候

大分平野は、大分川と大野川の下流域に形成された平野であり、県下では県北の中津平野に次いで大きく、東西約25km、南北15kmに及び、標高、地形、地質から大分・鶴崎低地、大在低地、埋立地等に分けられています。大分市街地が立地しているところは、大分川、大野川の河川低地及び三角洲、海岸平野、さらには埋立地からなる、大分・鶴崎低地と呼ばれる標高が1～20mの低地部に当たっています。また、大在低地と呼ばれる大在、坂ノ市の平野部は、大野川右岸の三角洲、大在、坂ノ市の海岸平野、丹生川等の河岸低地からなり標高は1～10m程度です。

このように大分市街地は、市街地を大分川、大野川が貫流する低平地部に位置していることから、河川災害が起こりやすい環境にあります。

大分市の平坦部は、東、南、西にかけて山地で囲まれ、北面は別府湾に臨んでいます。こうした地形及び位置の関係から、温暖少雨を特色とする瀬戸内型気候区に属しており、沿岸部では年平均気温の平年値が16℃を越え気候的には恵まれています。

なお、大分川、大野川の中流域では、沿岸部に比べ1～2℃程度低くなっています。

※平年値とは、1981（昭和56）年から2010（平成22）年までの統計期間の平均です。

### 2 降水量

大分市の年間降水量の平年値は1,644.6mmです。降水量が多いのは、6～7月の梅雨期と8～9月の台風期です。降水量の平年値は、6月273.8mm、7月252.5mm、8月172.2mm、9月219.5mmで、この4か月間に年間降水量の約56%を記録します。逆に少ないのは12月で34.4mmとなっています。

特に梅雨期の大雨は、梅雨最盛期に梅雨前線が大分県を東西に横切って長期間停滞し、前線上を低気圧が次々に通過する場合、24時間降水量が100mm、総降水量では700mm以上の多雨域がしばしば現れ、特に大分県西部や南部の山岳地帯が多雨域となっています。また、九州北部地方に前線が停滞する場合、太平洋高気圧の周辺部から流れ込む暖かく湿った空気が前線を活発化させ大雨となり、さらに台風が接近すると台風自体の雨が加わり、総降水量500～700mmを超える大雨になることがあります。

### 3 台風

台風の年間発生数の平年値は、約26個であり、月別の発生数の平年値は8月の5.9個が最も多く、次いで9月の4.8個、7月及び10月の3.6個の順に多くなっています。年によって発生する個数の違いもあり、多い年では39個（1967（昭和42）年）発生し、少ない年では14個（2010（平成22）年）発生しています。なお、1990（平成2）年から2019（令和元）年までの30年間に発生した台風の総数は、759個であり、このうち九州北部に上陸または接近した台風（九州北部の気象官署から300km以内に入った台風）は115個に上っており、平均すると1年に3個あまりになります。九州本土に上陸した台風（熱帯低気圧となって上陸したものを除く。）は30年間に38個で、1年に平均1.2個になります。

大分県に災害をもたらした台風の特徴は、9月に発生した台風が最も多く、次いで8月であり、台風が南から北上し、大分県の東側を通過した場合、大雨となることが多く、台風の色度が遅いか停滞すれば被害はさらに増大します。九州北部地方に前線があり、台風が南海上を北上している場合は、大分県から離れていても台風から流れ込む暖かく湿った空気が前線の活動を活発化させ大雨となり、さらに台風自体の雨が加わり大規模な水害となることがあります。台風の接近と大潮時の満潮が重なった場合は、特に河口付近の潮位が上昇するうえ、大雨により河川の水位が上昇するため、河川が氾濫することがあります。



## 4 地震

1921（大正10）年以降2017（平成29）年までに大分市で震度4以上を観測した地震は、29回発生しています。紀伊半島沖などでマグニチュード8クラスの巨大地震が発生すると、大分市においても地震による被害や津波の襲来が予想されることが、1854年の安政南海地震<sup>※3</sup>（マグニチュード8.4）や1946（昭和21）年の南海地震<sup>※4</sup>（紀伊半島南東沖マグニチュード8.0）など、過去の地震記録からうかがえます。

また、大分市における震度1以上を観測する地震は、日向灘、豊後水道、安芸灘、周防灘を結ぶ海域及び陸域の浅い場所で多くが発生しています。

近年では、1975（昭和50）年の大分県中部地震<sup>※5</sup>や2016年（平成28）年熊本地震において、大分県内でも家屋倒壊などの被害が発生しました。

今後30年以内に、70～80%の確率で発生すると予測されている、南海トラフを震源とする巨大地震では、本市においても最大震度6強が想定されており、その対策が喫緊の課題となっています。

## 5 津波

近年、豊後水道や伊予灘を震源とする地震により津波が発生し、本市沿岸に到達した例はありませんが、2010（平成22）年のチリ中部沿岸地震<sup>※6</sup>（マグニチュード8.8）や2011（平成23）年の東北地方太平洋沖地震<sup>※7</sup>（マグニチュード9.0）に伴い、高さ1m以内の津波が大分県沿岸で観測されています。

発生が懸念されている南海トラフを震源とする巨大地震では、佐賀関西町で最大津波高8.3mの津波が、豊海五丁目で最大津波高4.3mの津波が襲来し、その到達時間は、佐賀関西町で1時間9分、豊海五丁目で1時間41分と想定されています。また、津波高1mの津波の到達時間については、佐賀関西町で53分、豊海五丁目で1時間27分と想定されており、津波による被害の発生が懸念されています。

なお、佐伯市米水津の龍神池での津波堆積物の調査により、過去3,300年間に8回の大津波が襲来したことが判明しており、684年の白鳳地震<sup>※8</sup>以来、大津波を伴う地震が約300～400年と約700年の間隔で繰り返し発生したと推定されています。現在、約300年前の宝永地震<sup>※9</sup>（1707年）によるものが最新と考えられていることから、次の南海トラフの地震は大津波が発生する可能性が高いと考えられます。

## ◆用語解説（総論第5章第3節）

※3 **安政南海地震**：江戸時代後期の嘉永7年11月5日（1854年12月24日）に発生した南海地震である。南海トラフ巨大地震の1つとされ、約32時間前に発生した安政東海地震とともに安政地震、安政大地震とも総称される。この地震が起きた当時の文書には、嘉永七年と記録されているが、この天変地異や内裏炎上、前年の黒船来航を期に改元されて安政と改められ、歴史年表上では安政元年（1854年）であることから、安政を冠して呼ばれる。

※4 **南海地震**：1946（昭和21）年12月21日午前4時19分過ぎに、潮岬南方沖（南海トラフ沿いの領域）78キロメートル（北緯32度56.1分、東経135度50.9分）、深さ24キロメートルを震源としたマグニチュード（M）8.0の地震である。1946（昭和21）年南海地震とも呼ばれ、単に南海地震といえば、この地震を指すことも多い。発生当時は、南海道地震（なんかいどうじしん）と呼ばれていた。南西日本一帯では、地震動、津波による甚大な被害が発生した。

※5 **大分県中部地震**：1975（昭和50）年4月21日の午前2時35分に、大分県中部（玖珠郡・大分郡付近）を震央として発生した、内陸直下型地震である。大分地震とも呼ばれている。

※6 **チリ中部沿岸地震**：チリ中部沿岸で2010（平成22）年2月27日3時34分14秒（現地夏時間：6時34分14秒UTC）に発生した大地震である。地震の規模は、USGS（アメリカ地質調査所）によれば、モーメントマグニチュード（Mw）で8.8だった。1900年以降、チリでは1960（昭和35）年5月のチリ地震に次ぐ規模、世界でも発生当時では5番目の規模の地震となった。

## ◆用語解説（総論第5章第3節）

- ※7 **東北地方太平洋沖地震**：2011（平成23）年3月11日（金）14時46分ごろに、日本の三陸沖の太平洋を震源として発生した地震である。地震の規模はモーメントマグニチュード（Mw）9.0で、日本の観測史上最大規模だった。また、宮城県栗原市で最大震度7が観測された。気象庁により震度7が記録されたのは、1995（平成7）年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、2004（平成16）年の新潟県中越地震以来、観測史上3回目である。この地震による被害は、「東日本大震災」と呼ばれる。本震の地震動と、それに伴う津波、及びその後の余震は、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらし、日本において第二次世界大戦後最悪の自然災害とも言われている。また、国際原子力事象評価尺度で、最も深刻なレベル7と評価された福島第一原子力発電所事故もあわせて発生した。
- ※8 **白鳳地震**：白鳳時代（飛鳥時代後期）の天武天皇13年（684年）に起きた巨大地震。南海トラフ沿いの巨大地震と推定されている。南海トラフ巨大地震と推定される地震の確実な記録としては、最古のものである。白鳳の大地震（はくほうのおおじしん）、白鳳大地震（はくほうおおじしん）、あるいは天武地震（てんむじしん）とも呼ばれる。記録による土佐や伊予の被害の様相から、南海道沖の地震と考えられていたため、白鳳南海地震（はくほうなんかいじしん）とも呼ばれてきたが、発掘調査により、ほぼ同時期に東海道沖も震源域となった可能性が推定されている。
- ※9 **宝永地震**：江戸時代の宝永4年10月4日（1707年10月28日）、東海道沖から南海道沖（北緯33.2度、東経135.9度）を震源域として発生した巨大地震。南海トラフのほぼ全域にわたって、プレート間の断層破壊が発生したと推定され、記録に残る日本最大級の地震とされている。宝永の大地震（ほうえいのおおじしん）、宝永大地震（ほうえいおおじしん）、あるいは亥の大変（いのたいへん）とも呼ばれる。地震の49日後に起きた宝永大噴火は、亥の砂降り（いのすなふり）と呼ばれる。



## 第4節 消防に関する市民意識

～大分市が推進する“まちづくり”における“消防・救急体制の充実”に対する市民の意識～

市町村の消防機関である本市消防局が、この計画に沿って事業を進めるに当たっては、時勢や市民のニーズを的確に把握し、市民の視点に立った各施策の展開を進める必要があります。

### 大分市が推進する“まちづくり”における『消防・救急体制の充実』に対する市民の意識

出典：大分市民意識調査報告書より

2017 (平成29)年度	満足度			重要度順位		
	順位	施策項目	満足度数	順位	施策項目	重要度数
	第1位	水道の整備	3.28	第1位	治山・治水対策の充実	4.54
第2位	個性豊かな文化・芸術の創造と発信	3.17	第2位	防災・危機管理体制の確立	4.49	
第3位	廃棄物の適正処理	3.17	第3位	子ども・子育て支援の充実	4.48	
第4位	スポーツの振興	3.14	第4位	高齢者福祉の充実	4.47	
第5位	健康づくりの推進	3.14	第5位	地域医療体制の充実	4.44	
	}			}		
	<b>第7位</b>	<b>消防・救急体制の充実</b>	<b>3.13</b>	<b>第7位</b>	<b>消防・救急体制の充実</b>	<b>4.39</b>
	全42施策 平均			3.00		

2018 (平成30)年度	満足度			重要度順位		
	順位	施策項目	満足度数	順位	施策項目	重要度数
	第1位	水道の整備	3.36	第1位	子ども・子育て支援の充実	4.54
<b>第2位</b>	<b>消防・救急体制の充実</b>	<b>3.23</b>	<b>第2位</b>	<b>消防・救急体制の充実</b>	<b>4.50</b>	
第3位	下水道の整備	3.17	第3位	防災・危機管理体制の確立	4.50	
第4位	地域医療体制の充実	3.16	第4位	地域医療体制の充実	4.47	
第5位	個性豊かな文化・芸術の創造と発信	3.11	第5位	高齢者福祉の充実	4.42	
	全42施策 平均			2.99		

2019 (令和元)年度	満足度			重要度順位		
	順位	施策項目	満足度数	順位	施策項目	重要度数
	第1位	水道の整備	3.34	第1位	防災・危機管理体制の確立	4.61
<b>第2位</b>	<b>消防・救急体制の充実</b>	<b>3.23</b>	第2位	子ども・子育て支援の充実	4.58	
第3位	下水道の整備	3.18	<b>第3位</b>	<b>消防・救急体制の充実</b>	<b>4.53</b>	
第4位	スポーツの振興	3.17	第4位	治山・治水対策の充実	4.50	
第5位	個性豊かな文化・芸術の創造と発信	3.15	第5位	高齢者福祉の充実	4.45	
	全42施策 平均			3.00		

2020 (令和2)年度	満足度			重要度順位		
	順位	施策項目	満足度数	順位	施策項目	重要度数
	第1位	個性豊かな文化・芸術の創造と発信	3.39	第1位	高齢者福祉の充実	4.50
第2位	廃棄物の適正処理	3.37	第2位	社会保障制度の充実	4.46	
第3位	地域福祉の推進	3.36	第3位	地域医療体制の充実	4.44	
第4位	下水道の整備	3.35	第4位	子どもたちの学びを支える教育環境の充実	4.41	
第5位	公園・緑地の保全と活用	3.29	第5位	公害の未然防止と環境保全	4.31	
	}			}		
	<b>第19位</b>	<b>消防・救急体制の充実</b>	<b>3.16</b>	<b>第15位</b>	<b>消防・救急体制の充実</b>	<b>4.14</b>
	全42施策 平均			3.12		

2021 (令和3)年度	満足度			重要度順位		
	順位	施策項目	満足度数	順位	施策項目	重要度数
	第1位	水道の整備	3.25	第1位	防災・危機管理体制の確立	4.57
<b>第2位</b>	<b>消防・救急体制の充実</b>	<b>3.24</b>	第2位	子ども・子育て支援の充実	4.56	
第3位	清潔で安全な生活環境の確立	3.15	第3位	地域医療体制の充実	4.49	
第4位	豊かな自然の保全と緑の創造	3.09	第4位	高齢者福祉の充実	4.44	
第5位	スポーツの振興	3.08	第5位	犯罪のないまちづくりの推進	4.43	
	}			}		
				<b>第8位</b>	<b>消防・救急体制の充実</b>	<b>4.38</b>
	全42施策 平均			2.96		

## 第6章 動向と課題

全国的に火災発生件数は、2006（平成18）年以降おおむね減少傾向にあり、救急需要の将来予測については、高齢者の増加により2035（令和17）年頃まで増加することが予想されています。

また、近年、自然災害は各地で頻発・激甚化しており、災害対応についても複雑化、多様化しています。

本市でも、火災発生件数は減少傾向にあり、救急需要においては、高齢者の増加に伴い増加傾向にあります。救助出動件数も「建物等による事故」、「交通事故」、「その他の事故」によるものが大半を占め、増加傾向にあります。

また、地域の消防を支える消防団員は、人口減少や被雇用者の増加、平均年齢の上昇などにより、担い手不足が懸念されています。

このような状況下において、災害を未然に防ぐとともに、さまざまな災害から市民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務はますます大きくなっており、社会状況の変化に対応するため、消防活動能力の向上や医療機関や防災関係機関等との緊密な連携・協力の推進、消防団の充実・強化、消防分野におけるICTの利活用など消防防災体制の充実を着実に推進していく必要があります。

## 第7章 基本方針

市民生活の安全・安心を確保するため、本市における災害状況を分析し、火災予防を推進するとともに、消防体制と救急・救助体制の充実を図り、車両や人員及び資機材<sup>※10</sup>の整備を図ります。

さらに、近年、地震や風水害などの自然災害が各地で頻発し、その災害は大規模化、複雑化、多様化の傾向にあり、これらに対応するため関係機関と連携強化し、緊急消防援助隊等の体制の充実を図ります。特に、本市で大規模災害が発生した際、他市町村消防本部からの救急・救助応援を受けるための受援体制を構築します。

### ◆用語解説（総論第7章）

※10 **資機材**：主に動力がある装備機材を指す。例として救助資機材があり、消防法第36条の2に基づき制定された「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に定められた装備機材である。

### ■大分市消防局マスコットキャラクター「けしモン」

2000（平成12）年に作成されたサルのマスコットキャラクター。

正式名称は「大分市消防局マスコットマーク2000」。

これまでは、市民の安全を願い、大分市高崎山の猿が消火活動の基本である放水態勢をするイメージの図案でしたが、2020（令和2）年に高崎山自然動物園の「2020TNZ選抜総選挙」とコラボした名前投票を実施し、全国各地からの316票の投票により、「けしモン」になりました。

「けしモン」の由来は、消防の基本である“火を消すこと”を意味する「消（けし）」と、モンキーの「モン」です！

### 大分市消防局マスコットキャラクター



けしモン

# 【各論】

## 第1章 火災予防の推進

### 第1節 効果的な火災抑止対策事業

出火・事故原因の調査・分析を行い、より効果的な火災抑止対策を推進します。

#### 現状と課題（第1章第1節）

近年の全国における出火件数は、2007（平成19）年以降、おおむね減少傾向となっており、また、火災による死者数も、2007（平成19）年以降、おおむね減少傾向となっています。火災の約半数は建物火災で、そのうち約半数は住宅（共同住宅・長屋含む）火災です。火災による死者は、建物火災による死者が80.6%（2019（令和元）年中）で、そのうち、住宅火災の死者が83.5%（2019（令和元）年中）を占めています。また、死者のうち73.6%（2019（令和元）年中）が65歳以上の高齢者です。

危険物施設は、その施設数が減少している中、火災件数は増加傾向にあり、火災発生率は上昇しています。発生要因は、人的要因の維持管理不十分や操作確認不十分、物的要因の腐食疲労等劣化（の割合）が多いです。火災発生の抑止と火災による死者をさらに減少させるため、火災の傾向を分析し、効果的な火災抑止対策に取り組む必要があります。

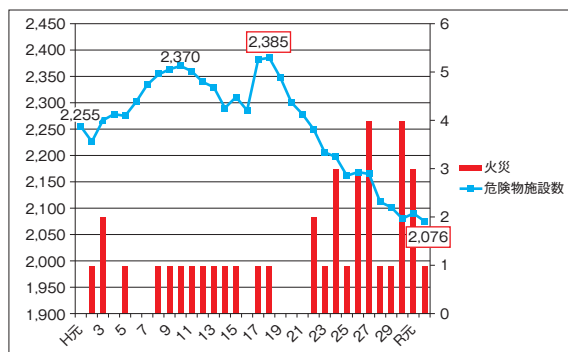
#### 現状と課題に関する統計（第1章第1節）



火災の件数を減らすため、さまざまな取組を行っているよ

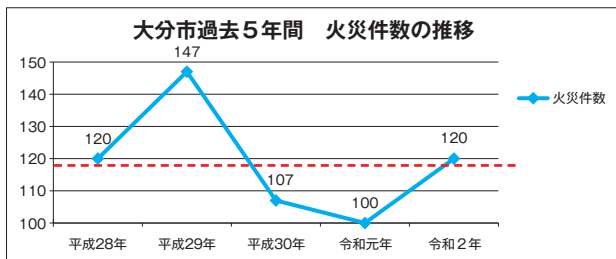
#### ●大分市の危険物施設数の推移及び火災発生件数の推移

1989（平成元）年～2020（令和2）年



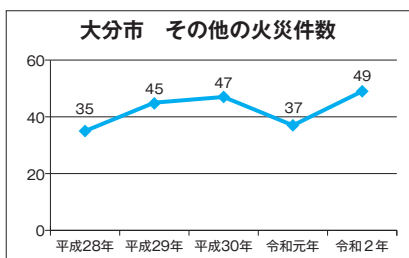
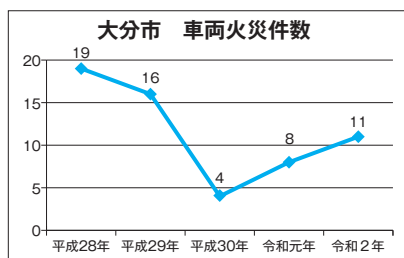
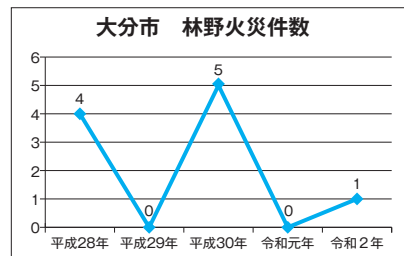
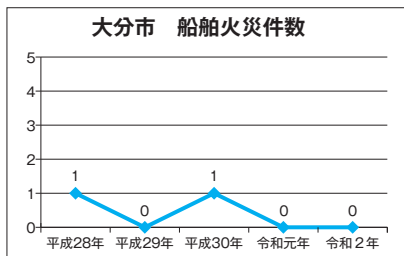
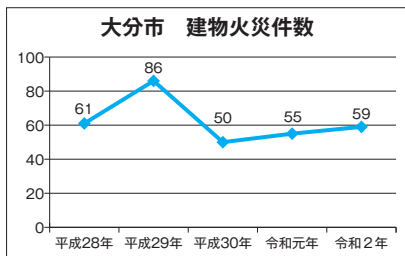
#### ●過去5年間の火災件数

2016（平成28）年～2020（令和2）年



#### ●過去5年間の種別ごとの火災件数

2016（平成28）年～2020（令和2）年







## 課題に対する取組（第1章第1節）

### 1. 火災調査の結果を集約、分析し、データに基づく効果的な火災抑止対策を推進します。

- ◆ 火災の分析結果を業務指針に反映することで、防火指導等により効果的な火災抑止を図ります。
- ◆ コンピナート防災担当者向けに研修会を実施することで、危険物施設の火災事故の抑止を図ります。
- ◆ 地域や施設ごとの火災傾向を分析し、多く発生している火災に対しては重点的な抑止対策を実施することで、火災の減少を図ります。

### 2. 各種広報媒体を利用した啓発活動を実施します。

- ◆ 市公式ホームページ、市公式動画チャンネルでの動画配信による広報
- ◆ ラジオ広報
- ◆ チラシ等の配布による広報

### 3. 火災調査員を育成し、調査技術の向上を図ります。

- ◆ 調査員の育成カリキュラムを作成し、計画的な育成を実施します。
- ◆ カリキュラムに沿って調査員の育成を実施することで、各階級に応じたスキルの習得を図ります。

#### ●火災調査員の研修風景



### 4. 火災調査から予防施策へ反映する体制を確立します。

- ◆ 火災調査から予防行政までの体制を見直し、火災調査結果を火災抑止対策に反映させます。

## 指標（目標設定）（第1章第1節）



第1章 火災予防の推進			2019 現状値	2031 目標値
節-取組	指標名	指標の考え方		
1-3	火災調査実務研修、火災調査研究会等の研修会の研修参加人数	火災調査員の調査技術の向上を図るため、火災調査実務研修、火災調査研究会等の研修会を行い、その研修参加累計人数（10年）を指標とします。	145人	1,500人 (累計)

## 第2節 住宅防火推進事業

住宅火災の減少を目的とした、防火講話や訓練指導などを継続するとともに、高齢化社会に対応した取組をふまえた住宅用火災警報器の交換及び維持管理について、消防団や幼年女性防火委員会などの関係団体と連携し、積極的な広報に取り組みます。

### 現状と課題（第1章第2節）

大分市の住宅用火災警報器の設置は、2006（平成18）年に条例が施行され、既存の住宅については、2011（平成23）年5月までの経過措置として運用してきました。国やメーカーは、住宅用火災警報器の交換について、設置から10年を目安としており、消防局では2016（平成28）年から交換や維持管理を軸に、市民に対しての広報や防火講話などに取り組んできました。

今後は、住宅用火災警報器を設置している住宅から火災が発生した場合の効果が、既に証明されていることから、住宅用火災警報器の交換及び維持管理について、高齢者に対応した取組をふまえ、関係する団体と連携し、積極的に住宅火災の減少に取り組めます。

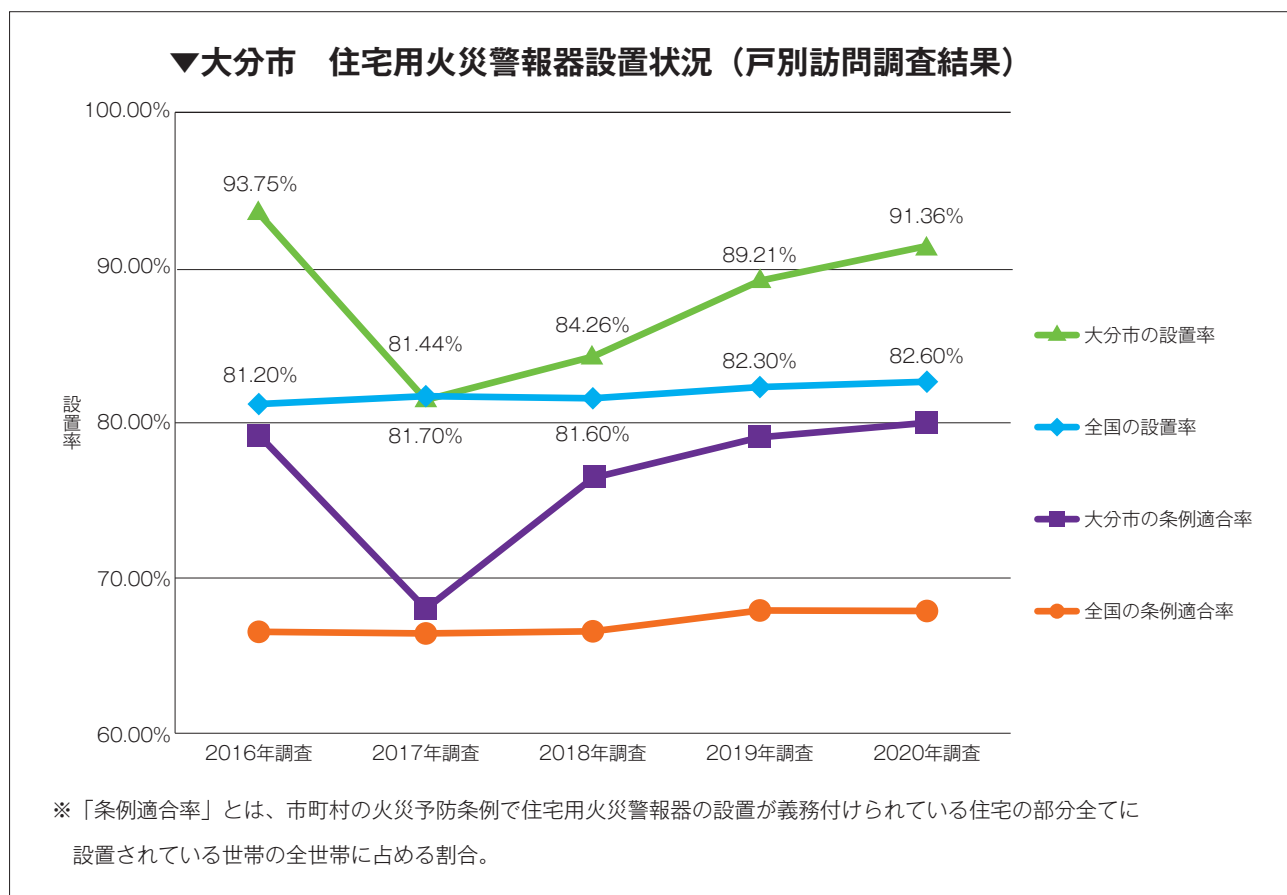
### 現状と課題に関する統計（第1章第2節）

#### ●住宅用火災警報器設置状況



大分市と全国の住宅用火災警報器の設置状況の比較だよ大分市は全国に比べて、設置率が高くなっているんだ～

2016（平成28）年～2020（令和2）年



## 課題に対する取組（第1章第2節）

### 1. 住宅用火災警報器の機器の交換や維持管理方法の周知に取り組みます。

- ◆ 周知方法～紙媒体、映像媒体、新たな広報媒体

### 2. 地区の訓練時に、防火講話・訓練指導を実施します。

- ◆ 防火講話・訓練指導方法～地区の訓練時には、消防団や女性防火クラブなどの地域に根ざした団体と協働して訓練指導を行います。

### 3. 広報媒体の特性を利用した、各世代に適した広報活動に取り組みます。

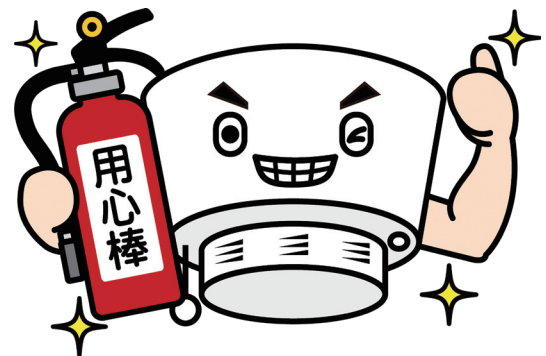
- ◆ 効果的な広報を行えるよう、対象年齢や地域に応じた適切な広報媒体の選択を図ります。

### 4. 高齢者に重点を置いた、消防団や女性防火クラブ、市の関係機関と連携した啓発活動を推進します。

- ◆ これからの人口構造の変化をふまえ、高齢者など避難に時間がかかる方に重点をおいた啓発活動を推進します。
- ◆ 福祉関係部局等と連携した効果的な啓発活動を検討します。

#### ●女性防火クラブの活動

住宅用火災警報器の機器の交換や維持管理方法を周知している様子



## 指標（目標設定）（第1章第2節）



第1章 火災予防の推進			2019 現状値	⇒	2031 目標値
節-取組	指標名	指標の考え方			
2-1	総務省消防庁が示した住宅用火災警報器設置状況調査方法に基づく住宅用火災警報器の設置率	総務省消防庁が示した住宅用火災警報器設置状況調査方法に基づく設置率を指標とします。	91.36%	⇒	93%
2-2	地域に根ざした関係機関と連携した訓練回数の割合	自主防災訓練時に消防職員と消防団員と一緒に指導した割合を指標とします。	職団員 17.0%	⇒	職団員 20%
2-4	住宅火災の出火率	総合計画の指標	1.275	⇒	現状値 以下



### 第3節 消防予防査察事業

病院や社会福祉施設などの防火対象物<sup>\*11</sup>及びコンビナート地区内やガソリンスタンドなどの危険物施設<sup>\*12</sup>の査察を行い、施設の適正管理と防火管理体制の徹底を促進します。

#### 現状と課題（第1章第3節）

これまで防火対象物、危険物施設及びコンビナート等特別防災区域<sup>\*13</sup>の査察を計画のとおり実施し、ハード面である施設の消火器や自動火災報知設備などの適正管理と、ソフト面としての防火管理者<sup>\*14</sup>の選任や消防計画の作成などの防火管理体制及び危険物施設の適正管理と保安体制の確保による安全対策を図ってきました。

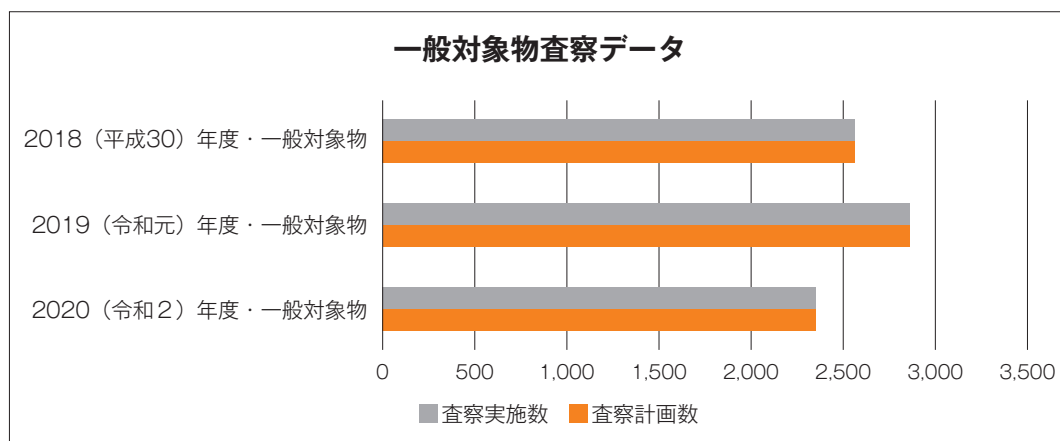
本市では、2017（平成29）年4月1日から消防法令違反对象物の公表制度が開始され、査察による消防法令違反对象物の覚知と速やかな違反是正が求められています。

そこで消防局では、2018（平成30）年2月に、「大分市火災予防査察規程」と「大分市違反処理に関する規程」を一元化して「大分市火災予防査察及び違反処理に関する規程」を作成し、査察から違反処理までをスムーズに行えるよう、消防法令違反の是正を強化しました。

#### 現状と課題に関する統計（第1章第3節）

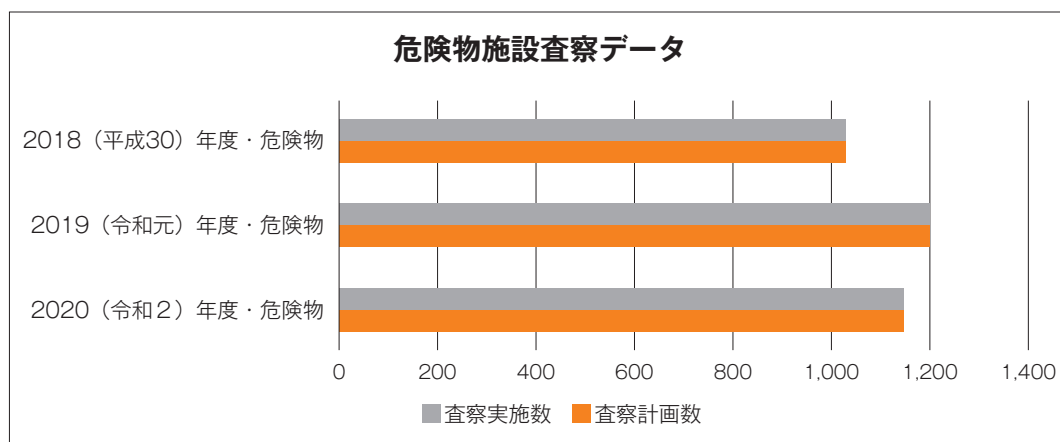
##### ●一般対象物査察データ

2018（平成30）年度～2020（令和2）年度



##### ●危険物施設査察データ

2018（平成30）年度～2020（令和2）年度



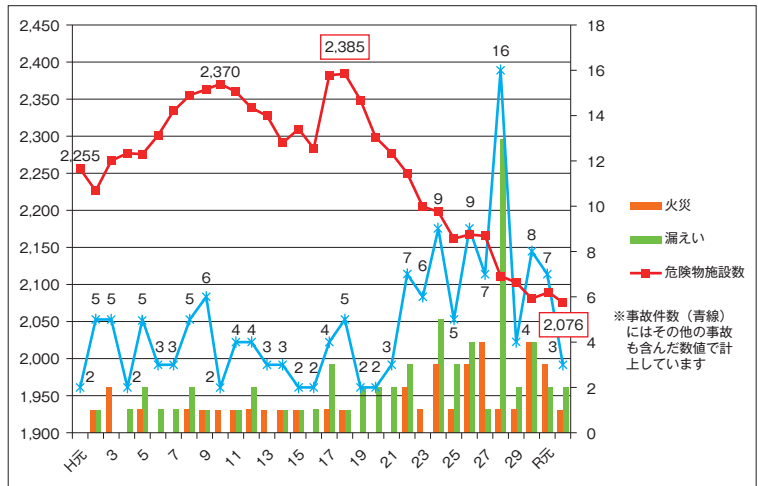
## ●危険物等にかかる火災等の現況

1989（平成元）年～2020（令和2）年



危険物施設の数は減っているのに、火災等の事故は増加傾向なんだ～

[施設]



## ●一般対象物への立ち入り検査



## ●危険物施設への立ち入り検査



## ✔課題に対する取組（第1章第3節）

### 1. 規定に基づき、計画査察を100%実施します。

- ◆ 査察業務指針に基づき、計画査察回数基準により、管内情勢に応じた年度査察計画を作成し、査察を計画のとおり実施します。

### 2. 職員の査察技術、違反処理能力等の向上を図ります。

- ◆ 予防勉強会を実施します。
- ◆ 違反処理研修を実施します。
- ◆ 予防技術資格者の育成を行います。

## 🚩指標（目標設定）（第1章第3節）



第1章 火災予防の推進			2019 現状値	➡	2031 目標値
節一取組	指標名	指標の考え方			
3-1	防火対象物査察率	計画査察率100%を目指すため、査察率そのものを指標とします。	一般対象物 100% 危険物 100%	➡	100%
3-2	予防技術検定合格率	査察技術、違反処理能力の向上を図るため、消防職員の予防技術検定合格者の増加を目的に、その合格率を指標とします。	55%	➡	60%

## ◆用語解説（各論第1章第3節）

- ※<sup>11</sup> **防火対象物**：消防法（昭和23年法律第186号）第2条第2項では、「防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう」と定義されている。多数の人（デパートのように不特定多数の場合も、工場のように特定多数の場合もある）が出入りしたり、敷地が広大若しくは構造が巨大なものである建築物では、火災が発生した場合、人的・物的に甚大な被害が生じることが十分考えられる。そこで、通常の建造物よりも厳しい防火管理が求められることから、法的に必要な措置（防火管理者の選任など）を講じるために防火対象物の制度が設けられた。
- ※<sup>12</sup> **危険物施設**：消防法（昭和23年法律第186号）で「危険物」に定められている物質の製造、または貯蔵、取り扱う場合に必要となる施設である。危険物とは、引火・発火性がある、燃焼を促進させる、中毒を引き起こすなど、大きな災害の原因となりうる物質の総称で、これらを大量に保管または取り扱う場合には、法律や条例などが定めている厳しい基準を満たし、特別に許可を得る必要がある。このような危険物を「指定数量以上の製造・貯蔵・取り扱いなどを行う際使用する建物等」のことを指しており、用途によって「危険物製造所」「危険物貯蔵所」「危険物取扱所」の3つに分類される。
- ※<sup>13</sup> **コンビナート等特別防災区域**：石油コンビナート等特別防災区域での災害の発生防止、または災害が発生した時の対処法、さまざまな手続きなどについては、石油コンビナート等災害防止法により、基準的に法令化している。石油コンビナートという巨大工場群で取り扱っているものは、揮発性が高かったり（石油やトルエンなど）、毒劇物とされているもの（塩素、苛性ソーダなど）を取り扱っている関係上、一度災害が起きるとその様相は他の災害とは異なり、人的、物的、経済的被害も甚大なものとなる。そこで、その災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、その他災害の防止に関する法律との相乗効果により、石油コンビナート等の「特別防災区域」とされている場所での災害発生、災害の拡大防止等のために行うさまざまな対策を促し、災害から国民の生命、身体及び財産（当然コンビナート自体も含む）を保護することを目的としている。コンビナートに必ず自衛消防隊（自衛防災組織と呼ばれている）が置かれているのは、この法律が拠り所となっている。
- ※<sup>14</sup> **防火管理者**：消防法（昭和23年法律第186号）に定める国家資格（業務独占）であり、その資格を有する者のうち防火対象物において、防火上必要な業務を適切に遂行でき、従業員を管理・監督・統括できる地位にある者で、防火対象物の管理権原者から選任されて、その防火対象物の防火上の管理・予防・消防活動を行う者をいう。防火に関する知識・技能に内包されるものとして、危険物、地震、津波、火山等に関する知識も求められる。



## 第4節 防火意識・知識普及事業

幼少年期における防火意識の醸成を図るとともに、消防団や幼年女性防火委員会などの関係団体と連携して、地域における防火知識の普及啓発に取り組みます。

### 現状と課題（第1章第4節）

火災が発生した場合、初期消火、通報及び避難等の活動を市民のだれもが行えるよう、防火知識の普及啓発を行っていくことは重要です。これまでもイベントやチラシ配布等の啓発は行い、火災の発生件数は減少傾向ですが、火災による死者は全国的に後を絶ちません。大分市でも2018（平成30）年は、平成で初めて火災による死者が発生しませんでした。翌年2019（令和元）年は、3人発生しています。

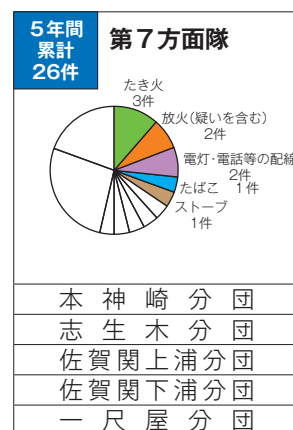
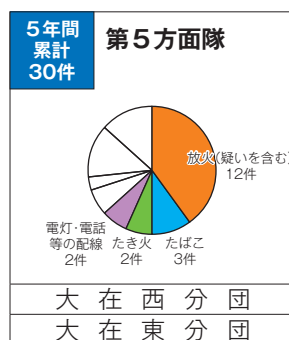
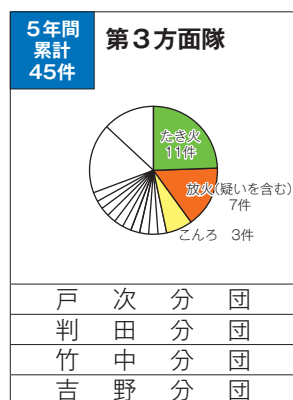
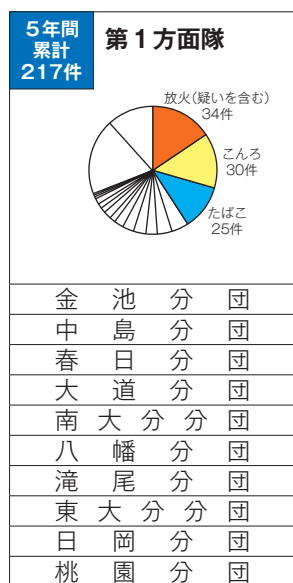
火災を分析することで、地域によって火災原因に特性があることが分かったことから、今後は地域や年齢に応じた火災予防啓発を行っていく必要があります。地域に根ざしている関係団体と連携することで、啓発の効果がより高まることが考えられるため、連携した活動に取り組む必要があります。

また、これからの大分市を担う子ども達に、継続的に防火意識の醸成を図ることで、自らの生命や財産を守ることができる能力を持つ、大人となるための素地を培います。

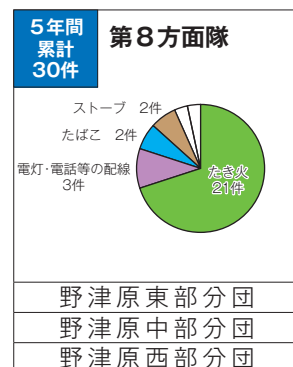
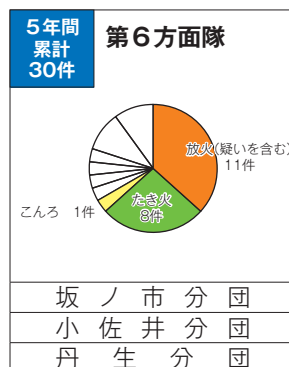
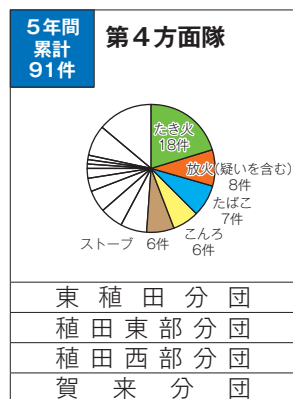
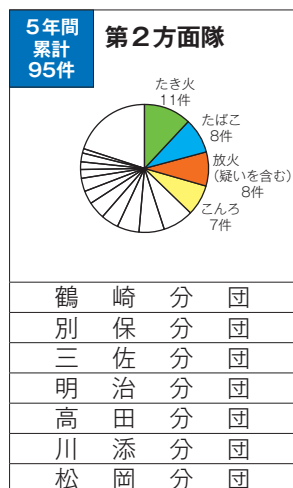
### 現状と課題に関する統計（第1章第4節）

#### ●消防団管轄別出火原因件数

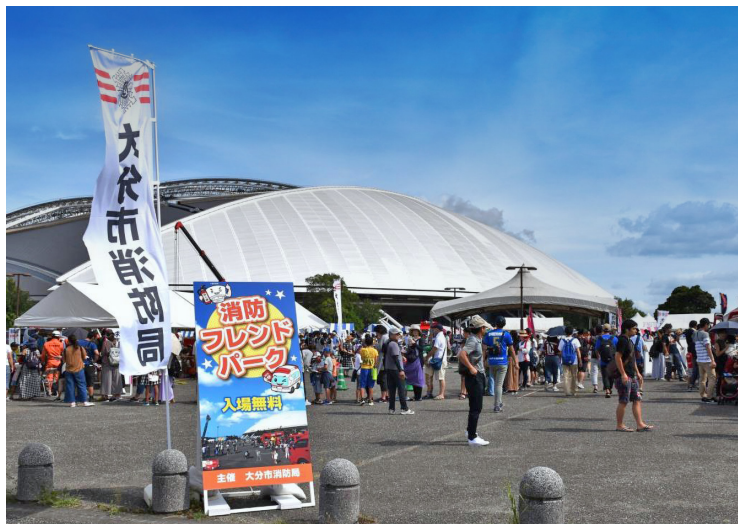
2016（平成28）年～2020（令和2）年



みんなの住んでいる地域では、どんな原因の火災が多いかな？



●消防フレンドパーク



●防火パレード



子どもたちに、  
防火意識を  
持ってもらうため、  
色々なイベントを  
実施しているよ





## 課題に対する取組（第1章第4節）

1. 参加や観覧しやすいイベントを開催し、市民が消防を身近に感じることで、より防火に関する知識を得やすくなるよう取り組みます。

- ◆ イベントの開催～消防フレンドパーク、防火パレード（幼年女性防火委員会）、一日消防局長、防火書写道展など
- ◆ 消防を身近に感じる～副読本を配信し、少年期から消防を身近に感じてもらいます。

2. 地域に根ざしている関係団体と連携し、家庭及び地域の防火を目的とした啓発活動を推進します。

- ◆ 関係団体等と連携～幼年女性防火委員会と連携したイベントや啓発活動を行います。
- ◆ 関係団体等と連携～消防団と連携したイベントや啓発活動を行います。

3. 地震体験車を活用した防火啓発活動に取り組みます。

- ◆ 2020（令和2）年度に更新された地震体験車では、地震の体験のみならず、地震発生時、発生後における火災予防啓発を行います。

4. 火災の特性を分析、その結果を活用した地域の特性に応じた火災予防広報活動に取り組みます。

- ◆ 予防白書で地域の火災の特性を分析し、地域に応じた火災予防広報を行います。
- ◆ 地域の出火原因に応じたリーフレットの作成や防火講話を行います。

5. 消防団と連携し、幼年期の防火意識の醸成を図ります。

- ◆ 女性消防団と連携した幼稚園児へ防火意識の醸成を図ります。（わくわく消防教室）
- ◆ わくわく消防教室における資機材の貸出、提供や訓練指導を連携して行います。

## 指標（目標設定）（第1章第4節）



第1章 火災予防の推進			2019 現状値	2031 目標値
節-取組	指標名	指標の考え方		
4-2	女性防火クラブの啓発活動回数	家庭及び地域の防火を目的とするため、女性防火クラブの啓発活動回数を指標とします。	10回 (1クラブ平均)	現状値以上
4-4	火災原因件数（地域における火災特性を分析し、その火災件数の増減を追跡調査）	方面隊別火災原因で最も多い原因件数を、前年より減少させることを指標とします。		現状値以下
	方面隊	現状値 (2016～2020年の5年間計)	2020 現状値	2031 目標値
	第1方面隊(大分地区)	放火(疑いを含む)・・・34件	6件	現状値以下
	第2方面隊(鶴崎地区)	たき火・・・11件	0件	
	第3方面隊(大南地区)	たき火・・・11件	4件	
	第4方面隊(穂田地区)	たき火・・・18件	6件	
	第5方面隊(大在地区)	放火(疑いを含む)・・・12件	6件	
	第6方面隊(坂ノ市地区)	放火(疑いを含む)・・・11件	6件	
	第7方面隊(佐賀関地区)	たき火・・・3件	1件	
	第8方面隊(野津原地区)	たき火・・・21件	5件	



## 第2章 消防体制の充実

### 第1節 消防隊等の強化のための改革

消防隊等の能力を最大限に引き出せるように、部隊を再編成し、部隊運用の効率化や専門化を進めます。

#### 🔍 現状と課題 (第2章第1節)

本市の消防力として、指揮隊<sup>\*15</sup>3隊、消防隊14隊、特殊車隊<sup>\*16</sup>3隊、救助隊3隊の部隊を保有しています。これらの部隊展開は、長年にわたり大きな変革なく維持してきたものでありますが、年々複雑化する消防業務に対応するため、部隊の増強や統合、また、専門的役割の指定など、活性化のための改革が求められています。

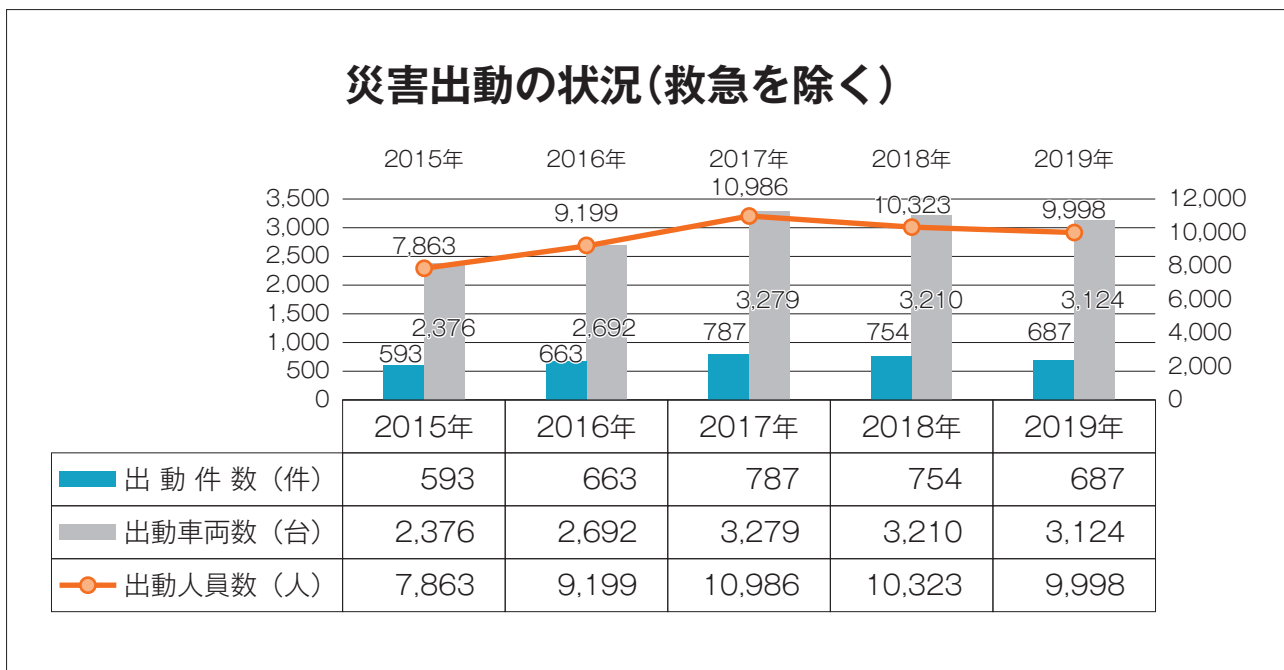
#### 📊 現状と課題に関する統計 (第2章第1節)



災害出動を分析し、効果的な部隊の活用を検討するよ

#### ● 災害出動の状況 (救急を除く)

2015 (平成27) 年～2019 (令和元) 年



#### ● 消火訓練



## ●はしご消防自動車（中央8号車）



中央消防署の  
はしご消防自動車は、  
40m級だよ



## 👤 課題に対する取組（第2章第1節）

### 1. 火災原因調査体制の再構築・専門化を図ります。

- ◆ 火災原因調査体制の環境整備と、事務の効率化を図るため火災原因調査専門の部隊を創設します。

### 2. 部隊の専門化を図ります。

- ◆ コンビナート災害やテロ災害、大規模林野火災等の希少事案への対応力を強化するため各種災害に対応する専門小隊を創設します。

### 3. 消防署（所）の地域性に応じた能力の強化・人員の最適化を図ります。

- ◆ はしご車を運用する部隊を再編成し、消防活動の効率化と隊員の育成に努めます。
- ◆ 佐賀関の消防隊を再編成し火災対応能力を強化します。
- ◆ 野津原小隊の人員配置の適正化を図ります。

### 4. 指揮隊の強化を図ります。

- ◆ あらゆる災害現場での指揮能力向上のため、指揮隊の人員配置を適正化します。

## 👤 ◆用語解説（各論第2章第1節）

※<sup>15</sup> **指揮隊**：大隊長を中心とした、各部隊を統括する隊。災害現場において災害の情報収集、部隊の統制を行うことを任務とする。

※<sup>16</sup> **特殊車隊**：主に大型車両のうち、はしご車、水槽車を運用する隊。

## 第2節 部隊充実にに向けた車両・装備等の整備事業

高度な消防業務に対応するため、装備等を充実させるとともに、部隊活動に特化した車両や、道路事情等の地域の実情に即した車両を導入します。

### 現状と課題（第2章第2節）

これまで、車両更新については、従前の車両を踏襲したタイプの車両をベースに更新してきましたが、第2章第1節の現状と課題に掲げる部隊の強化に合わせた車両や新たな資機材を整備していく必要があります。

また、新たに開発される優れた資機材の導入について調査・研究を続け、本市にとって必要なものを見定めながら充実を図っていく必要があります。

### 現状と課題に関する統計（第2章第2節）

本市の財政負担の平準化も見据えた手続きとして、消防関係車両はいつでも万全な活動が行えるよう、車種ごとに一定の期間を更新時期とし、更新時期が迫った車両に対し劣化程度を調査の上、更新手続きを執り行っています。当該更新車両の例は、以下のとおりとなります。

#### ●車両使用年及び保有数一覧

2021（令和2）年4月1日時点

No.	車 両 名	使用年	車 両 保 有 台 数	備 考
1	はしご消防自動車	20年	3台（中、東、南消防署）	購入から7年。以降5年ごとに分解整備
2	大型化学高所放水車	20年	1台（東消防署）	購入から7年。以降5年ごとに分解整備
3	化学消防ポンプ自動車	20年	2台（東大分出張所、南消防署）	概ね10年目に分解修理
4	原液搬送車	20年	1台（東消防署）	
5	支援車	20年	1台（消防局）	
6	水槽車	20年	3台（中、東、南消防署）	
7	重機搬送車・重機	20年	1台（南消防署）	
8	水槽付消防ポンプ自動車	14年	13台（中、東、南消防署）	
9	消防ポンプ自動車	16年	10台（中、東、南消防署）	
10	救助工作車	16年	4台（消防局、中、東、南消防署）	
11	水難救助車	16年	1台（大在出張所）	
12	特殊災害車	16年	1台（明野出張所）	
13	指揮車（署・局）	16年	4台（消防局、中、東、南消防署）	
14	調査車	14年	3台（中、東、南消防署）	
15	資機材搬送車	20年	3台（中、東、南消防署）	
16	人員搬送車	20年	2台（消防局、南大分分署）	
17	広報車・連絡車	14年 (15万km以上)	4台（消防局）	
18	燃料補給車	20年	1台（消防局）	
19	高所作業車	16年	1台（南大分分署）	
20	高規格救急車	8年	13台（中、東、南消防署）	
21	非常用救急車	12年 (15万km以上)	3台（中、東、南消防署）	
22	地震体験車	20年	1台（消防局）	
23	軽自動車（リース）	5年	18台（消防局、中、東、南消防署）	大分市車種別公用車買値替基準どおり

大分市には、災害の種別によって出動するさまざまな消防車両があるよ



## ●消防局保有のドローン

※大分市消防局では、無人航空機運用要綱及び飛行マニュアルを策定するとともに、2017（平成29）年度から運用を開始し、現場活動における情報収集や偵察など、さまざまな場面で活用しています。



## 👤課題に対する取組（第2章第2節）

### 1. 新規車両、既存車両を導入します。

- ◆ 消防車両等更新の基準に基づき車両を更新します。
- ◆ 消防ポンプ自動車の台数の見直しや、新規車両と更新車両を整理し配置を行います。
- ◆ 部隊の新設、改編等に応じて、その部隊に適した新規車両を導入します。

### 2. 消防車両等の仕様並びに適正配置を図ります。

- ◆ 地域特性（狭隘地区、山間地域等）並びに部隊活動に特化した消防車両とし、その適正配置を行います。
- ◆ 各消火車両（ポンプ車）に搭載する泡消火薬剤混合システム<sup>\*17</sup>について研究をおこない、火災の状況や使用のタイミングについて具体的な使用方法を明確にします。

### 3. 狭隘地区への対応の強化を図ります。

- ◆ 機動性と汎用性に富む可搬ポンプを積載可能な小型消防トラックを導入します。

### 4. 消防資機材の適正配備を図ります。

- ◆ 組織再編等に合わせ、消防資機材を適正に配備します。

### 5. 消防資機材の充実を図ります。

- ◆ 新たな資機材の研究を行い、より充実した消防資機材の整備を図ります。

### 6. 規格の統一や小型化軽量化を図ります。

- ◆ 隊員の安全確保に努めるとともに、作業負担の軽減を図ります。

## 👤◆用語解説（各論第2章第2節）

<sup>\*17</sup> 泡消火薬剤混合システム：水と消火薬剤を比例混合した水溶液を、泡放出口より空気を含むエアフォームとして散布し、燃焼面を覆い空気を遮断するとともに、冷却効果で消火する方法である。



### 第3節 消防力維持のための整備事業

消防力の維持管理に必要な点検・整備等のメンテナンスを行い、必要な資材・消耗品を適宜購入します。

#### 🔍 現状と課題（第2章第3節）

本市の消防力を構成する消防車両、装備品は多数あり、それらは消防業務の多様化、複雑化により今後ますます増えていく傾向にあります。そのことに連動し、これらの資機材を適切に維持するための費用も年々増加する傾向にあります。

これらの維持管理をより効率的に行うためにも、適切な更新計画を定め計画的に調達や更新を図る必要があります。



土砂災害等に活躍する  
重機と重機搬送車だよ



#### 👤 課題に対する取組（第2章第3節）

##### 1. 消防車両・資機材の維持管理を図ります。

- ◆ 常に車両の点検等を行うとともに、各種資機材の修繕、検査を実施します。
- ◆ 車両や資機材の維持に必要な消耗品等を購入します。
- ◆ 国の指針に基づいて、はしご車のオーバーホールを適切に行います。
- ◆ 風水害の対策として、土嚢用の砂や土嚢袋など必要な原材料や資機材等を購入します。

##### 2. 消防資機材の更新を図ります。

- ◆ 長期的な視点に立ち、平準化を考慮した更新を行います。
- ◆ 必要と認められる資機材にあつては、更新計画に基づき整備していきます。

## 第4節 消防水利充実事業

安定した消防水利を確保するため、耐震性貯水槽や消火栓<sup>\*18</sup>の整備を推進します。

### 🔍 現状と課題（第2章第4節）

大規模な地震が発生した場合でも、効率的な消火活動が行えるよう耐震性等を有した防火水槽<sup>\*19</sup>を整備していくとともに、老朽化した防火水槽の廃止や改修等を計画的に行い、現有施設の適切な維持管理に努める必要があります。

既存の防火水槽について、耐震及び強度点検調査の必要があります。

さらに、火災現場で不可欠な本市の消火栓については、水道施設整備事業にあわせて有効な基準水量が得られるよう関係機関と協議した上で、周辺の水利状況を勘案しながら随時整備し、老朽化が認められるものは修繕しています。

### 📊 現状と課題に関する統計（第2章第4節）

#### ●消防水利状況

2018（平成30）年度～2020（令和2）年度



火災現場では、消防水利が重要なため、発見しやすいようにオレンジ色にしているよ

	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度
消火栓の数	8,067基	8,061基	8,067基
修繕件数	18件	22件	8件
防火水槽の数	933基	936基	940基
内耐震性貯水槽	140基	143基	147基

### 👤 課題に対する取組（第2章第4節）

#### 1. 適切な維持管理に努めます。

- ◆ 毎月の消防水利調査を実施します。
- ◆ 防火水槽を修理・修繕します。

#### ●消火栓



#### 2. 防火水槽を新設します。

- ◆ 耐震性貯水槽を新設します。

#### ●耐震性貯水槽



#### 3. 既存の防火水槽を整備点検調査します。

- ◆ 耐震及び強度点検調査を実施します。
- ◆ 老朽化した防火水槽の廃止や改修等による、長寿命化を検討します。

#### 4. 消火栓の整備を図ります。

- ◆ 周辺の水利状況を勘案し、布設替えなどを通じて消火栓の適正配置に努めます。
- ◆ 老朽化した消火栓等を修繕します。

### 👤 ◆用語解説（各論第2章第4節）

<sup>\*18</sup> **消火栓**：消火活動に必要な水を供給する為の設備。大きく分けて、主に消防隊が用いる消防水利として設置されたものと、消防法等により建築物等に消防用設備として設置を義務付けられ、主に一般人や自衛消防隊が用いるものとの二種類がある。本計画では、消防水利としての消火栓を指す。

<sup>\*19</sup> **防火水槽**：消火用の水をためておく容器。小火（ぼや）対策程度の小さなものから、消防車に水を提供する、地下に設置した大型のものまである。市が公費で設置または自治会が独自に設置したものがある。

## 第5節 消防施設事業

災害時の拠点施設である消防庁舎を計画的に整備し、予防保全による適正な維持管理に努めます。

### 現状と課題（第2章第5節）

本市は3署（本局含む）・2分署・9出張所の14署所と、消防力の維持・強化を図るため各種訓練を実施する消防総合訓練所を配置して各種災害に備えています。

消防総合訓練所を含む消防庁舎の約半数は、築30年以上経過している状態で老朽化対策が課題となっており、これらは大規模災害時の救助活動等の拠点施設として位置付けられていることから、本市の財政状況を考慮しながら計画的に整備を進める必要があります。

### 現状と課題に関する統計（第2章第5節）

#### ●各施設別の整備・保全計画

消防・防災施設・・・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造のもの

<改修計画>

2020（令和2）年度時点

No.	施設建物名称	延床面積 (m <sup>2</sup> )	整備年度	計画年度	建物構造	改修種別	立地条件 (ハザードマップ等対象地域)
1	大分市消防局・中央消防署 庁舎	3,959	1981(昭和56)年度	2025(令和7)年度	鉄骨鉄筋コンクリート	長寿命化改修(40年)	洪水(0.5～3m)
2	大分市消防局・中央消防署 車庫	338	1991(平成11)年度	2039(令和21)年度	鉄骨造	中規模改修(20年)	洪水(0.5～3m)
3	大分市消防局・中央消防署 第2車庫	1,064	2014(平成26)年度	2034(令和16)年度	鉄筋コンクリート	中規模改修(20年)	洪水(0.5～3m)
4	東消防署 庁舎	2,337	1986(昭和61)年度	2023(令和5)年度	鉄骨鉄筋コンクリート	長寿命化改修(40年)	洪水(0.5～5m)
5	南消防署 庁舎	3,205	2006(平成18)年度	2026(令和8)年度	鉄筋コンクリート	中規模改修(20年)	洪水(0.5～3m)
6	南消防署 訓練塔主塔	242	2006(平成18)年度	2026(令和8)年度	鉄骨造	中規模改修(20年)	洪水(0.5～3m)
7	中央消防署 南大分分署 庁舎	861	1974(昭和49)年度	2028(令和10)年度	鉄筋コンクリート	建替	
8	東消防署 佐賀関分署 庁舎	499	2008(平成20)年度	2028(令和10)年度	鉄骨造	中規模改修(20年)	
9	東大分出張所 庁舎	340	1982(昭和57)年度	2023(令和5)年度	鉄骨造	長寿命化改修(40年)	洪水(0.5～3m)
10	西大分出張所 庁舎	331	1990(平成2)年度	2030(令和12)年度	鉄骨造	長寿命化改修(40年)	
11	明野出張所 庁舎	1,084	2001(平成13)年度	2022(令和4)年度	鉄筋コンクリート	中規模改修(20年)	
12	大在出張所 庁舎	340	1982(昭和57)年度	2022(令和4)年度	鉄骨造	長寿命化改修(40年)	
13	坂ノ市出張所 庁舎	401	2009(平成21)年度	2029(令和11)年度	鉄骨造	中規模改修(20年)	
14	松岡出張所 庁舎	410	2010(平成22)年度	2030(令和12)年度	鉄骨造	中規模改修(20年)	洪水(0.5～10m)
15	数戸出張所 庁舎	384	2009(平成21)年度	2029(令和11)年度	鉄骨造	中規模改修(20年)	
16	大南出張所 庁舎	343	1982(昭和57)年度	2024(令和6)年度	鉄骨造	長寿命化改修(40年)	洪水(0.5～10m)
17	野津原出張所 庁舎	337	2013(平成25)年度	2033(令和15)年度	鉄骨造	中規模改修(20年)	洪水(0.5～3m)
18	消防総合訓練所訓練塔1	296	1983(昭和58)年度	2024(令和6)年度	鉄筋コンクリート	長寿命化改修(40年)	洪水(0.5～3m)
19	消防総合訓練所訓練塔2	258	1983(昭和58)年度	2024(令和6)年度	鉄筋コンクリート	長寿命化改修(40年)	洪水(0.5～3m)



災害時の拠点施設である  
消防庁舎の整備は、  
消防力を維持するために必要だよ



## 課題に対する取組（第2章第5節）

### 1. 計画的な予防保全による消防庁舎の維持管理を図ります。

- ◆ 大分市公共施設等総合管理計画に係る個別施設計画に則って整備します。
- ◆ 構造躯体の健全性調査を実施します。
- ◆ 躯体の健全性調査結果における耐用年数に基づいて改修します。
- ◆ 定期的な点検・診断を実施します。
- ◆ 改修期間中における仮移転先（土地・建物）を手配します。

### 2. 必要に応じた施設的环境整備（女性施設等）を図ります。

- ◆ 女性施設がない消防庁舎への増設を行います。（長寿命化改修にあつては、構造的に可能な場合に限る。）
- ◆ 今後の消防隊の能力に応じた施設の整備を行います。（車庫等）

### 3. 将来の本市における消防庁舎の適正な配置を調査・研究します。

- ◆ 消防庁舎の配置については、各地域の人口推計、地勢、災害動向に応じた部隊運用に連動した整備が必要なことから、部隊運用の研究結果を基礎に、将来の本市における庁舎配置を調査・研究します。
    - ・ 整備計画については状況に応じ、適宜見直しを行うこととします。
    - ・ 利用上大きな支障があり緊急対応が必要な場合は、優先的に実施します。
    - ・ 分署、出張所は築40年を目途に、居ながら施工を基本とし、機能回復を目的とした中規模改修工事を実施します。
- ※改修と仮設費用の合算が、建替え費用を上回るため。

## ●大分市消防局（中央消防署）庁舎



## 第6節 消防通信施設事業

災害情報を迅速かつ的確に収集し、及び伝達するため、高機能通信指令システム<sup>\*20</sup>を活用するとともに、多様な情報ツールへ対応できるよう積極的にICT<sup>\*21</sup>の利用を推進します。

### 現状と課題（第2章第6節）

本市では119番受信から出動指令までを、コンピューターを利用した通信指令システム装置で行うことで、迅速かつ正確な受信及び出動指令体制を構築していますが、社会状況の変化にともない、119番の通信手段も電話回線以外にインターネット等を活用したものが新たに加わってきています。

本市の通信指令システム装置は、これらの新たな通信手段に対し可能な限り速やかな対応を図っていますが、今後さらにスマートフォン用アプリ等の新たな119番通報システムや、通信機器等が開発され普及した場合、現状のシステムではそれらへの対応が困難となることも考えられます。さらに、大規模災害発生時等においても円滑な運用が行えるよう、安定性・拡張性の高い新たな通信指令システムへの更新が必要となります。

そのような中、消防指令設備等の整備・運用に係る財政負担の軽減、災害情報・活動情報の一元管理による災害対応力の強化を図り、将来にわたって必要な消防体制を維持し、住民の安全・安心を確保できるよう県下14消防（局）本部において、消防指令業務の共同運用について2024（令和6）年度の運用開始を目指し事業を進めていきます。

また、救命率の向上や傷病増悪防止を図る点から、現在実施している119番受信時の応急手当口頭指導<sup>\*22</sup>を今後も引き続いて行い、119番通報の受信技術や指導能力をさらに向上させる必要があります。

### 現状と課題に関する統計（第2章第6節）

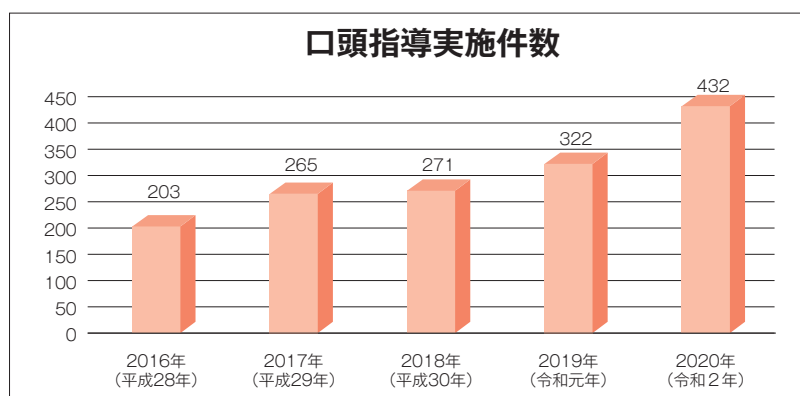
#### ●119番受信状況

2020（令和2）年

種別	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
災害	火災	30	27	40	99	42	42	51	73	29	46	35	67	581
	救急	1,674	1,481	1,362	1,171	1,271	1,330	1,371	1,629	1,445	1,475	1,438	1,602	17,249
	救助	11	10	7	4	14	11	9	11	9	14	7	12	119
	その他の災害	3	2	2	1	3	3	20	2	3	2	1	1	43
非災害	救急問合せ	169	178	155	112	148	138	163	178	160	129	130	151	1,811
	その他問合せ	86	58	55	73	53	61	124	94	104	65	57	73	903
	訓練	70	112	134	68	88	140	116	90	105	146	237	171	1,477
	試験	88	97	122	116	107	134	127	91	125	157	104	120	1,388
	悪戯・間違い	148	155	178	153	161	153	164	150	176	139	160	162	1,899
	その他	25	22	17	21	22	13	22	29	26	21	29	17	264
合計	2,304	2,142	2,072	1,818	1,909	2,025	2,167	2,347	2,182	2,194	2,198	2,376	25,734	

注：「その他の災害」には「警戒」「自然災害」「特殊災害」「特別救急」「その他災害」が含まれます。

2016（平成28）年～2020（令和2）年





## 課題に対する取組（第2章第6節）

### 1. 通信指令システム装置の更新時には、大規模災害時に備えた安定性と新たな通信手段に対応できる拡張性を持たせ、情報通信機能の適切な維持を図るとともに、情報通信機器に精通したIT知識豊富な職員の育成に努めます。

- ◆ 大規模災害発生時における情報通信連携体制の維持について、無停電電源装置や非常用指令設備等による安定した通信体制や、さまざまな災害を想定した訓練により情報通信機能の維持を図ります。
- ◆ 災害支援情報について、119番受信及び災害出動指令並びに災害活動に必要な支援情報は、常に収集し、また、随時見直すことで情報の鮮度を保ちます。
- ◆ ICTを利用した通信機器の維持・推進について、消防指令業務に係る通信機器の維持をはじめ、NET119<sup>\*23</sup>緊急通報システムの普及啓発や、新たな通信手段に対応した119通報受信システムの推進を図ります。
- ◆ 消防指令業務共同運用について、荷揚町小学校跡地へ建設予定の複合公共施設に共同指令センターを整備し、県下14消防(局)本部管轄からの緊急通報を一箇所で受け付けることとなります。これにより、県下14消防(局)本部管轄内の災害情報・活動情報を一元管理し情報共有を行うことで、大規模・特異災害に対する対応力の強化及び迅速化を図ります。

### 2. 救命率向上に向け、積極的に機会をとらえて救急関連をはじめとする各種研修に参加し、知識と技能の維持及び向上を図ります。

- ◆ 救命率の向上について、口頭指導の実施と医師による事後検証により、口頭指導技術のスキルアップを目的とした研修会等へ参加します。
- ◆ 指令業務に関する知識と技能の維持及び向上について、全国通信シンポジウムや、各消防本部及び消防学校で開催されている指令業務に関する研修会等へ参加するとともに、各種研修結果を通信指令員相互の研修に反映させます。



多機能なシステムで119番を受け付け、迅速に指令を出しているよ



#### ●NET119システム



## ◆用語解説（各論第2章第6節）

- ※20 **高機能通信指令システム**：119番通報の受付、災害地点の地図検索、火災・救急等の自動出動指令、消防・救急デジタル無線の通信、消防活動に関する支援情報等を一括して制御できるシステムのこと、指令装置、表示盤、無線統制台、指令伝送装置、出動車両運用管理装置等で構成される。
- ※21 **ICT**：“Information and Communication Technology”の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称である。ITに“Communication（通信、伝達）”という言葉が入っており、ITよりも通信によるコミュニケーションの重要性を強調している。単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や、知識の共有を重要視している。  
【参考】経済産業省では、通信技術そのものを扱うことが多いので「IT」を用いており、総務省では、情報通信産業を扱うことが多いので「ICT」を用いている。
- ※22 **口頭指導**：救急要請受信時に現場付近にいる方に対して、通信指令センター通信員が電話等により応急手当の協力を要請し、口頭で応急手当の指導を行うことをいう。
- ※23 **NET119緊急通報システム**：NET119緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっている。本市では、2020（令和2）年度に導入済。

### ●大分市消防局通信指令センター





## 第7節 人材育成推進事業

災害対応能力のさらなる向上のため、人材育成の推進及び環境整備の充実を図ります。

### 現状と課題（第2章第7節）

人材育成は、職員一人ひとりの可能性を最大限に引き出しながら組織力を高め、消防力の質的向上のためには欠かすことのできないものです。これまで本市では、人的資源が最も基本的かつ重要な要素であるとした方針を示す「人材育成基本ビジョン2016」を策定し、職員層の若年化、職務の専門性の高まりに対して、知識や技術、経験を伝承する枠組みを構築し、人材への能力開発支援、職場環境整備を進めてきました。しかしながら、日々変容していく社会情勢に対応するため、さらに効果を高めるためにも、柔軟な人材育成の枠組みへの変化が求められています。

また、景気の動向や社会情勢の変化等により、受験者数は2011（平成23）年をピークに、約30%申込者数が減少しています。人材確保の観点からも、受験者数の確保が課題となっています。

さらに、総務省は女性活躍を推進するため、2026（令和8）年度当初までに、消防吏員に占める女性割合を全体の5%に引き上げることを共通目標としています。全国の消防吏員に占める女性割合は、2019（令和元）年度4月1日現在2.9%であり、本市も同様1.6%と低い割合となっており、女性吏員の確保についても課題となっています。

女性に消防業務の魅力を伝え、女性の採用受験者数を増やしたいなあ～



### 現状と課題に関する統計（第2章第7節）

#### ●年度別採用受験者数の推移

2015（平成27）年度～2020（令和2）年度

実施年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度
受験者数	304人	320人	257人	258人	263人	253人
男性	304人	315人	251人	247人	244人	237人
女性	0人	5人	6人	11人	19人	16人

#### ●消防大学校<sup>※24</sup>の派遣実績

2008（平成20）年度～2020（令和2）年度までの累積

区分	総合教育		専科教育					実務講習		
	幹部科	警防科	救助科	救急科	予防科	危険物科	火災調査科	指揮隊長コース	高度救助特別高度救助コース	NBCコース
派遣者数	5人	5人	4人	5人	5人	3人	2人	3人	6人	8人

#### ●大分県消防学校<sup>※25</sup>の入校予定者数

2020（令和2）年度時点

区分	専科教育					特別教育				
	警防科	救助科	救急科	火災調査科	予防査察科	初級幹部科	特殊技能講習	消防操法指導者研修	はしご自動車隊員科	口頭指導研修
派遣者数	6人	6人	12人	6人	6人	3～5人	6人	4人	6人	2人
実施年	隔年	隔年	毎年	隔年	隔年	隔年	毎年	隔年	隔年	毎年

## 課題に対する取組（第2章第7節）

職員一人ひとりの能力の向上が、消防力の強化となる事から、これまで以上に人材育成を推進する必要があります。

### 1. 消防力を充実させるためには、人的資源が最も基本的かつ重要な要素であることから、社会情勢の変化をふまえた、「人材育成基本ビジョン2016」を適宜見直し、人材育成を推進、目指すべき職員像の実現に取り組みます。

#### ◆ 人材育成ピラミッド構築の取組

各階級や補職で備えなければならない知識・技術・能力を習得できるよう、訓練や研修計画等組織支援による人材育成ピラミッドの構築に取り組みます。

#### ◆ 人材確保に関する取組

採用広報等を充実させ、人材確保を推進します。

#### ◆ 人材評価に関する取組

人事評価制度の活用を推進します。

### 2. 消防に寄せられる市民の信頼や期待に応えるためにも、高度化、専門性の概念に捉われず、消防の責務を自覚し、自己学習に取り組み、職員自ら「学び合い、教え合う」行動（考勤）を実現するため、組織支援の構築に努めます。

#### ◆ 人材活用に関する取組

人材活用による消防力の充実を図るため、社会情勢等の変化に応じた職員の適正な配置について検討します。

#### ◆ 人材開発支援に関する取組

専門的技術や知識を持った職員を活用し、全職員が活躍できる職場づくり、分野別人材バンク等<sup>\*26</sup>の活用を推進します。

自己啓発学習を基本としたOJT<sup>\*27</sup>、OFF-JT<sup>\*28</sup>を推進します。

## 指標（目標設定）（第2章第7節）



第2章 消防体制の充実			2019 現状値	2031 目標値
節-取組	指 標 名	指標の考え方		
7-1	配属3年職員の中型運転免許 <sup>*29</sup> 取得率	消防車を運転するために必須の資格。配属3カ年計画、機関員養成計画により資格取得を促進します。	100%	100%
7-1	新規大型運転免許 <sup>*30</sup> 資格取得者数	主に機関員となる消防士長以下の職員数に対する割合は約56%であり、大型免許有資格者の割合は約14%となっています。この割合を増やすことで、円滑な機関運用が可能となります。	14%	職員数に対する消防士長以下の有資格者割合30%以上
7-2	分野別人材バンクの登録分野数	自己研鑽しやすい職員育成支援のための環境を整備します。	4分野	10分野以上
7-2	研修参加人数（自己学習に取り組む職員、所属への組織支援体制）	自治人材育成センター等における研修を促進します。	28人	30人以上

## ◆用語解説（各論第2章第7節）

- ※24 **消防大学校**：消防組織法第5条、総務省組織令第152条を設置根拠とする総務省消防庁の施設等機関で、教育訓練機関である。国、地方公共団体の消防上級幹部に対し、必要な知識、技能、指導能力及び管理能力を修得させるための教養を行うほか、消防業務に関する研究を行う機関であり、東京都調布市に置かれている。「消防大学」と略称される例があるが、学校教育法第1条に定められた大学（文部科学省が所管）ではない。消防上級幹部等を対象とする省庁大学校であり、一般の新規高卒者を入学対象とする施設ではない。
- ※25 **大分県消防学校**：複雑多様化、大規模化する各種災害に対応するため、消防職員、消防団員及び消防関係者に対し、消防の責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、消防に関する知識、技術の修得、規律の保持、協同精神の醸成を図り、もって地域住民の期待と信頼に応え得る近代消防人を育成することを目的に設置された大分県の機関である。大分県由布市に置かれている。
- ※26 **分野别人材バンク**：大分市消防局の人材育成に特化した枠組みであり、豊富な経験又は専門的な知識若しくは技術を有する人材と学び合い、教え合うことにより、人材育成による組織の活性化及び組織目標達成に役立てることを目標とした制度。
- ※27 **OJT**：“On the Job Training”の略で、通常業務のなかで行われるトレーニングのことを指す。業務現場でしか得られない仕事の進め方や知識、技能を習得できる。業務現場以外の急変する環境に即した教育が可能なOFF-JTとともに、職員教育の相互補完的な役割を担っている。
- ※28 **OFF-JT**：“Off the Job Training”の略で、業務を離れ、教育目的で行われるトレーニングのことを指す。講習会や研修会を開き、OJTでは習得できない知識や技術の教育を行う。
- ※29 **中型運転免許**：2007年（平成19）年施行の改正道路交通法で新設された、新たな免許区分である。2007年法改正以前の「普通自動車」としていた者の運転免許証は、道交法改正で中型自動車の8トン限定免許（免許証の条件欄に『中型車は中型車（8t）に限る』と表記される）となった。なお、これらの「8トン」は車両総重量を指す。  
【参考】中型自動車とは、日本の道路交通法令における自動車の区分のひとつである。大型自動車に該当しない自動車のうち、車両総重量7,500kg以上11,000kg未満、最大積載量4,500kg以上6,500kg未満、または乗車定員11人以上29人以下であるものを指す。具体例としては、一般的な「4トン（積）トラック」及び「6トン（積）トラック」、「マイクロバス」が該当する。
- ※30 **大型運転免許**：2007（平成19）年施行の改正道路交通法で中型運転免許が新設され、大型運転免許を必要とする車両規模の下限が、改正前の特定大型車（政令大型車）に相当するものに変更された。この（新）大型免許については、21歳以上で3年以上の運転経験を持つ者が受験資格（自衛官を除く）となる。  
【参考】大型自動車とは、車両総重量11,000kg以上、最大積載量6,500kg以上、または乗車定員30人以上であるものを指す。



## 第8節 人材育成環境の整備・充実事業

災害対応能力のさらなる向上のため、人材育成の推進及び環境整備の充実を図ります。

### 現状と課題（第2章第8節）

当局の訓練施設は、大分市新貝にある消防総合訓練所と、大分市大字玉沢にある南消防署敷地内訓練塔主塔の2か所となっています。

消防総合訓練所は、1983（昭和58）年度に整備され、整備後37年が経過しており、高経年化が進んでいます。南消防署敷地内訓練塔主塔は、2006（平成18）年度に整備され、整備後14年が経過しています。

中央消防署及び南消防署は、管内に訓練施設を有していますが、東消防署は、管内に訓練施設はありません。訓練計画により、指定日を設け、署をまたいだ調整により、訓練をしている現状です。

消防総合訓練所は、老朽化も進んでおり、近年の高層化傾向の建築物、複合化傾向の建築物での災害を想定した、複合的な訓練が行いづらいたことが考えられます。また、全国的に火災は減少傾向の中、災害対応の経験を積めない職員が多く見受けられ、消防活動に関する技術や知識の向上が必須と考えています。

このような課題に対応するためには、経験を補うことのできるさまざまな現場を想定した訓練や研修が重要であり、対応の前提となる災害動向の調査・研究を行うためにも、各種学校入校での経験が必要と考えます。また、人材、時間、予算は限られていることから、職員が一体となり訓練施設や訓練・研修の在り方について、職員相互に幅広く深い意見を提示し合う行動が求められます。

### 課題に対する取組（第2章第8節）

#### 1. 職員の知識や技術のさらなる向上のため、さまざまな災害対応を想定した研修や訓練施設等の調査・研究に取り組みます。

##### ◆ 災害現場に即した訓練・研修の取組

災害動向の調査・研究を行い、職員提案による訓練・研修の推進を図ります。

##### ◆ 訓練・研修施設等の整備の取組

消防総合訓練所施設の調査・研究に努め、消防力の維持を前提に、職員が訓練・研修できる環境整備を図ります。

※訓練施設の新設を考慮した調査・研究

※調査・研究の結果を関連事業へ反映

##### ◆ 災害動向、訓練施設の調査・研究及び訓練・研修の在り方について、中長期的視点を持った各種消防学校への入校等、委託派遣研修の精査と選出を行います。

#### ●人材育成の観点から必要な訓練施設例

- (1) 総合訓練塔（住宅等を模した模擬火災対応訓練、洞道、火災調査判定、山岳、防災センター等）
- (2) 救助訓練塔（現行あり※長寿命化改修R6 予定消防総合訓練所）
- (3) 放水壁
- (4) 実火災体験型訓練施設（ホットトレーニング）
- (5) 水難救助訓練施設（潜水プール）



##### ◆ 災害現場に即した訓練・研修の取組

災害動向の調査・研究を行い、職員提案による訓練・研修の推進を図ります。

##### ◆ 訓練・研修施設等の整備の取組

## 第9節 消防団の充実に向けた活性化推進事業

消防団の充実を図るため、効果的な広報や組織の魅力を高めることで、多様な世代からの人材確保に努めます。

### 現状と課題（第2章第9節）

消防団の活動は、火災対応だけでなく、地域密着型の消防機関という特徴を活かした、防火・防災に関する効果的な啓発や、消防局職員の4倍以上という人員動員力を活かした、大規模な自然災害発生時における活躍が期待できます。

しかし、本市消防団員の総数は、2008（平成20）年4月の2,306人（充足率96.8%）から、2020（令和2）年4月現在で2,152人（充足率89.6%）まで減少するとともに、高齢化率は高まっており、将来の地域防災力低下が懸念される状況です。

そこで、本市消防団では、「大分市消防団ビジョン<sup>※31</sup>」を策定し、諸課題の解決に向け取り組みを行っていますが、消防団が独自に行う広報や、各地域での入団呼びかけのみでは、消防団員の大幅な増加に繋がっていないのが現状となっています。

このことから、消防局が消防団に対する支援の一環として、地域や団体へ向けて消防団活動の意義や必要性の説明を実施するとともに、共有する組織目標を効率よく達成できるよう、行事や啓発活動を行う際の積極的連携を行う必要があります。

#### ●2019（平成31）年4月策定



消防団の魅力を伝え、  
入団者を増やしたいなあ～

しょうぼうだん まとい ぶん ご はってんかい  
消防団の纏と豊後八纏會



## 課題に対する取組（第2章第9節）

1. 消防団が行う認知度向上に向けた取組を支援できるよう、地域住民説明や広報などを通じた協力を行います。
2. 消防団が主体となって行う「かた昼消防団<sup>※32</sup>」の普及を支援できるよう、関係団体への説明や広報などを通じた協力を行います。
3. 消防団の協力を得て、随時連携した防火啓発施策を行います。
4. 消防局が主催（共催）する行事を企画する際に、より多くの市民が集える内容について検討します。

●かた昼消防団の訓練



●消防出初式



## 指標（目標設定）（第2章第9節）



第2章 消防体制の充実			2019 現状値	2031 目標値
節一取組	指標名	指標の考え方		
9-1	消防局が消防団に関する説明等を行った事業所等からの入団人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団ビジョン策定に関する意見書において、消防局が連携し、事業所や大学に対する広報を検討するよう求められています。</li> <li>消防団ビジョン検証委員会より、局側の広報不足、行政からの入団などが必要との意見があります。</li> <li>以上2点から、指標カウントの対象は官民間問わず「職場」、「学生」を対象とします。</li> </ul>	なし	50人 (累計)

## 用語解説（各論第2章第9節）

※31 **大分市消防団ビジョン**：本市消防団が社会へ柔軟に対応し、地域防災の中核として、市民の安全と安心を守る組織であり続けるための方向性を示すとともに、その実現に向けた施策を進める指針とすることを目的として2019（令和元）年に策定。目指すべき将来像を掲げ、その実現に向けた2つの目標と達成するための指針となる6つの基本施策をまとめたもの。

※32 **かた昼消防団**：消防団が子どもに対して消防に関する防災体験教育を行い、将来の地域防災を担う人材を育てるとともに、顔の見える防災を作るための効果的な取組。  
なお、「かた昼」とは、大分弁で「半日」を指し、子どもの負担にならない程度の回数と時間で取り組んでいる。



## 第10節 消防団の強化に向けた相互連携事業

消防団の強化を図るため、活動しやすい環境づくりや実践的な訓練と研修の充実に努めます。

### 📍 現状と課題（第2章第10節）

消防体制を充実するためには、消防の任務を共有する消防局と消防団が、災害発生の前後を問わず、相互組織の長所を活かした連携を行うことが重要ですが、合同で取り組む訓練や事業、研修が少なく、連携による一貫性のある対応が十分に行えていません。

また、消防団組織が活性化し、災害対応能力を強化していくためには、人員の確保や育成面だけでなく、施設や装備、資機材の整備に協力する必要があります。

#### ● 消防団の訓練

（チェーンソー取扱い訓練）



（放水訓練）



### 📍 課題に対する取組（第2章第10節）

1. 消防団員が、各署所において日常的に実施する訓練へ参加できる仕組みを作り、管轄ごとに消防団との連携強化を支援します。
2. 消防団の施設や装備、資機材について、充実・強化に努めます。
3. 消防局が防災関係部局と連携し、地域防災の中核として自主防災組織等への指導的役割を担う消防団員に対し、指導方法や内容などについて研修を行える環境づくりを図ります。

### 🚩 指標（目標設定）（第2章第10節）



第2章 消防体制の充実			2019 現状値	2031 目標値
節一取組	指標名	指標の考え方		
10-1	署所が管轄する地域の消防団各部と、合同で訓練や研修などを実施した割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「現場での連携強化」</li> <li>・「消防団員の能力向上による現場対応力強化」</li> <li>・「相互組織の長所を共有」</li> </ul>	なし	100%

## 第3章 救急救助体制の充実

### 第1節 救急業務高度化事業

救命効果のさらなる向上を目指し、より高度な救命処置が行える救急救命士の育成やメディカルコントロール体制<sup>\*33</sup>の充実・強化及び資器材の整備を図ります。

#### 📌 現状と課題（第3章第1節）

超高齢社会を迎え、心臓病や脳卒中などの病気による救急要請が増加しており、迅速で高度な救命処置が求められています。

本市では2017（平成29）年4月から、これらの病気による救急要請に対応するために、高度な救命処置と呼ばれる3行為<sup>\*34</sup>のすべてが実施できる認定救命士<sup>\*35</sup>が、最低1人以上救急自動車に常時乗車し、救急活動を行う体制を確保しました。

また、救急救命士や救急隊員（救急科程修了者等）が適切な救急活動を行うためには、医師の指導のもとでの恒常的な教育が必要です。本市では、市内全域で医療機関と連携した救急ワークステーション<sup>\*36</sup>を設置し、必要とされる恒常的な教育体制を確保したところです。

この体制を引き続き維持しつつ、救命効果のさらなる向上を目指すためには、救急隊員や救急救命士を計画的に養成し、恒常的な教育の充実を図る必要があります。

また、今後も高度な救命処置行為の拡大が予想されるため、さらなる教育を必要とする可能性があり、また、適切な救急活動を行うため、救急体制の強化を図る必要があります。

救急救命士が  
実施できる救命処置は、  
増え続けているよ



#### 📊 現状と課題に関する統計（第3章第1節）

##### ●救急救命士の沿革

実施年	救急救命士処置内容
1991（平成3）年	救急救命士制度施行
2003（平成15）年	自動体外式除細動器による除細動の実施
2004（平成16）年	気管内チューブによる気道確保（気管挿管）
2006（平成18）年	薬剤投与（エピネフリンの投与）
2009（平成21）年	自己注射が可能なエピネフリン製剤（エピペン）によるエピネフリンの投与
2011（平成23）年	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡 <sup>*37</sup> による気管挿管の実施
2014（平成26）年	血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液の投与

##### ●救急救命士による高度な救命処置実施件数

2015（平成27）年度～2020（令和2）年度

	心肺蘇生法	気管挿管	静脈路確保	薬剤投与	心停止前輸液	ブドウ糖投与
2015（平成27）年度	321件	27件	63件	40件	—	—
2016（平成28）年度	361件	25件	133件	67件	19件	7件
2017（平成29）年度	399件	45件	178件	116件	111件	39件
2018（平成30）年度	352件	59件	195件	129件	118件	58件
2019（令和元）年度	331件	82件	169件	130件	89件	29件
2020（令和2）年度	370件	101件	144件	143件	66件	28件

## 課題に対する取組（第3章第1節）

### 1. 高度な救命処置が行える救急救命士を養成します。

- ◆ 救急有資格者の充実を図ります。
- ◆ 救急救命士を計画的に養成します。
- ◆ 認定救命士を養成します。

※ 救急救命士の資格取得後、国家試験後の必要な教育の場である病院実習の受け入れ先医療機関の確保と充実に努めます。

#### ●救急救命士による高度な救命処置の様子（気管挿管・静脈路確保）



### 2. 教育体制の充実を図ります。

- ◆ 救急業務を行うために必要な学術及び技能の習得を図ることを目的に救急隊員生涯教育体制を推進します。
- ◆ 救急救命士としての知識や技術を一定のレベルに維持するため再教育体制の充実を図ります。
- ◆ 指導救命士<sup>\*38</sup>を養成します。
- ◆ 救急ワークステーションにおける教育体制の充実を図ります。
- ◆ 救急ワークステーション連携医療機関と協議会を設置し、連携を強化します。

#### ●大分東地域救急ワークステーションへ出向している救急隊員と指導医師等



### 3. メディカルコントロール体制の充実・強化を図ります。

- ◆ 大分県メディカルコントロール協議会<sup>\*39</sup>へ積極的に参画します。
- ◆ 事後検証<sup>\*40</sup>の充実を図ります。
- ◆ 事後検証医<sup>\*40</sup>の確保に努めます。
- ◆ 全国メディカルコントロール協議会に積極的に参加し、各地域の動向等を調査します。
- ◆ 地域メディカルコントロール協議会設立への検討を行います。

#### ●事後検証会の様子





#### 4. 救急資器材<sup>\*41</sup>の整備を行います。

- ◆ 救急業務の高度化<sup>\*42</sup>に伴う資器材の整備を行います。
- ◆ 医療機器の点検整備を行い、適切な維持管理に努めます。
- ◆ 救急救命処置訓練用資器材の整備を行います。
- ◆ 医療機関と連携するためのICT機器の利活用を行います。
- ◆ 救急消耗品に関するSPD<sup>\*43</sup>導入についての検討を行います。

##### ●2018（平成30）年度導入

ビデオ硬性挿管用喉頭鏡



##### ●2019（令和元）年度導入

12誘導心電図伝送システム<sup>\*44</sup>



#### 5. 救急業務に関する統計の分析・研究を行います。

- ◆ 救急業務の高度化に伴う救命の効果などについて、統計から得られたデータを基に分析・研究を行います。

#### 指標（目標設定）（第3章第1節）



第3章 救急・救助体制の充実【救急】			2019 現状値	→	2031 目標値
節一取組	指標名	指標の考え方			
1-1	大分県消防学校救急科入校人数	救急業務に従事する有資格者を計画的に養成します。	6人	→	12人 (毎年)
1-1	救急救命研修所派遣人数	同上。	3人	→	3人 (毎年)
1-1	認定救命士の養成数	今後も救急救命士の処置範囲は拡大される可能性があります。これらの認定を取得し、全ての救急救命処置が可能な救急救命士を養成します。	3人以上	→	3人以上 (毎年)
1-2	救急救命士の再教育取得単位割合	救急ワークステーション等の病院実習や実技講習会、学会発表等で、実動救急救命士が取得する再教育単位の取得率80%以上を目指します。	77.6%	→	80% 以上
1-2	救急隊員の生涯教育取得単位取得割合	救急隊員の生涯教育に定められた小隊訓練や所属研修を充実させることで、生涯教育取得単位の取得率100%を目指します。	-	→	100%
1-2	医学会等派遣人数	先進地の取組事例や、最新の医学的知見を積極的に取り入れる視野を醸成するために、各種学会に職員を派遣します。	6人	→	12人 (毎年)
1-2	実技講習会等参加人数	大分県メディカルコントロール協議会が策定した救急救命士の再教育単位表に掲げられる実技講習会に対して、毎年救急救命士を派遣します。	10人	→	12人 (毎年)
1-3	全国MC出席人数	大分市消防局救急隊員生涯教育実施要領においても、指導救命士の責務として全国MCへの出席が定められていることから、毎年指導救命士を派遣します。	2人	→	4人 (毎年)
1-3	事後検証会開催数	救急救命士が行った救急活動に対して行う、医師からの医学的な事後検証は重要なものであるため、各所属が6回以上の事後検証会を行います。	8回	→	6回以上 (毎年)
1-4	訓練用資器材整備数	救急隊員が行う救命処置の習熟を図るために、各消防署に高度訓練用的人形、装着型静脈注射トレーナー、気道管理トレーナー等を各署に配備します。訓練に対する劣化なども考慮し更新も行っていきます。	2器	→	9器

## ◆用語解説（各論第3章第1節）

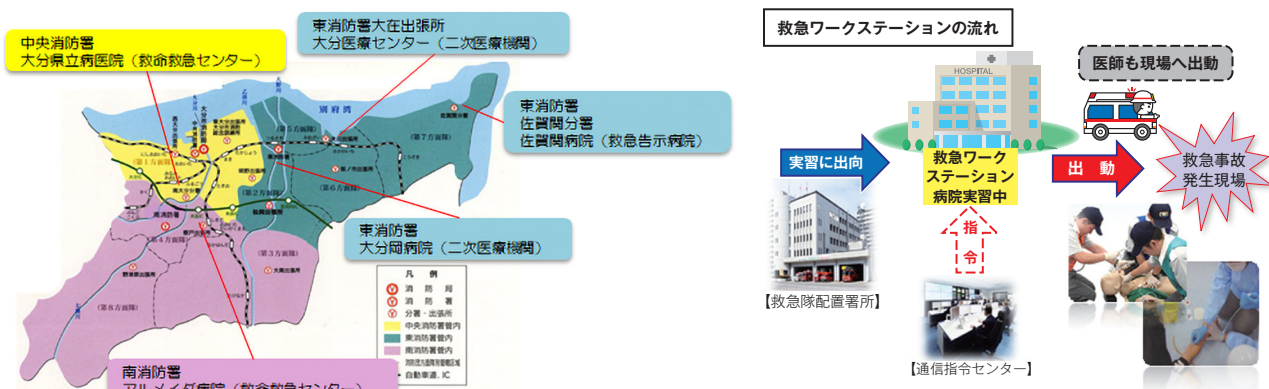
※33 **メディカルコントロール体制**：救急救命士を含む救急隊員が行う救急活動の質を保証するために、医師による医学的観点からの指示及び指導、助言、事後検証、病院実習等の再教育を充実させていく体制のこと。

※34 **高度な救命処置と呼ばれる3行為**：救急救命士の国家資格を取得した後に、医療機関での実習などを行うことで初めて実施可能となる処置がある。現在、心肺停止時に行う気管挿管、薬剤投与、心肺停止前輸液とブドウ糖投与という3つの救命処置について、それぞれの実施資格を得るための認定制度がある。また、実施後は必ず医師から、医学的に正しい判断の上行った行為であるか事後検証を受けなければならない処置である。

処置	内容	実施できる救急救命士の要件	処置を行うための条件
気管挿管	肺まで酸素を確実に送り届けるため、チューブを気管に直接挿れて酸素の通り道を確保する処置。	医療機関等で必要な研修を受け、処置を実施するための認定を受けた救急救命士。	現場から医師へ電話をかけて、許可をもらう必要がある。また、実施後に医師により適正な行為であったかの検証を受ける必要がある。
心肺停止傷病者への静脈路確保と薬剤投与	心臓や呼吸が止まってしまった傷病者の腕や足に点滴を行い、心臓が元の動きに戻りやすくなる薬を投与する処置。		
心停止前の傷病者への輸液とブドウ糖投与	心臓や呼吸が止まりそうな重症な傷病者へ点滴を実施し、また、糖尿病などの病気が悪化した傷病者へブドウ糖を投与し、容態の改善を図るための処置。		

※35 **認定救命士**：医療機関での実習などを行うことで、初めて実施可能となる処置の実施資格を得た救急救命士が「認定救命士」と呼ばれている。

※36 **救急ワークステーション**：救急車と救急隊員3人を派遣し、実習を行う場所。救急事故が発生した場合は、救急隊は医療機関から出動する。なお、状況に応じて医師が同乗して出動し、現場で必要な処置を行う。



※37 **ビデオ硬性挿管用喉頭鏡**：気道確保を目的とした気管挿管時に、口腔内の様子や挿入具合などをモニター画面で確認できる医療機器。本市では、2018（平成30）年に導入済。

※38 **指導救命士**：救急業務に関する知識や、経験の豊富な救急救命士の能力を生かし、経験の少ない救急隊員等に対する指導を効果的に行うことを目的に認定した、指導的立場にある救急救命士。



## ◆用語解説（各論第3章第1節）

- ※39 **大分県メディカルコントロール協議会**：消防法35条の8のなかで、救急搬送の基準と病院前救護（救急活動）に関することを協議する場として、救急搬送協議会の設置が都道府県に義務付けられている。この救急搬送協議会の傘下に、救急活動の質を保证するための大分県メディカルコントロール協議会が置かれている。
- ※40 **事後検証・事後検証医**：救急隊員の行った活動内容を、医学的な視点で検証することを事後検証といい、事後検証を行う医師のことを事後検証医という。
- ※41 **救急資器材**：比較的小さく容易に持ち運びできる装備器材を指し、主に救急車に搭載される器具等を指す。
- ※42 **救急業務の高度化**：救急業務が法制化された1964（昭和39）年頃は、交通外傷や一般負傷のケガによる救急要請が主であったが、昭和の後期以降は、高齢化による急病での救急要請が増加してきた。これに伴い、搬送が主だった救急業務について、現場で医学的な処置を行うことにより救命率向上につながるのではという議論がはじまり、1991（平成3）年には救急救命士法が施行された。現在では救急隊が許された医学的な処置を現場で実施しながら搬送することが救命率の向上として求められており、この流れが「救急業務の高度化」と呼ばれている。
- ※43 **SPD**：“Supply（供給） Processing（加工） Distribution（分配）”の略で、救急隊が使用し、消費する救急消耗品の調達、購入、使用、補充などの物品の流れを一元化し、コスト削減、原価管理を行うシステム。業務の効率化、救急業務の安全性の向上が期待できる。  
（神戸市消防局、横浜市消防局などが導入済。）
- ※44 **12誘導心電図伝送システム**：救急現場から心電図を搬送先の医療機関に伝送するシステム。急性心筋梗塞などの心疾患に対して、早期発見、必要な事前の準備、治療開始までの時間が短縮され、救命率の向上が期待できる。本市では、2019（令和元）年度に導入済。



## 第2節 関係機関連携推進事業

大規模災害による多数傷病者発生時等の対応や、救命効果のさらなる向上のために、DMAT<sup>\*45</sup>やドクターカー<sup>\*46</sup>等の円滑な連携体制を構築します。

### 現状と課題（第3章第2節）

近年、地震や風水害などの自然災害が全国で頻発しており、その被害は甚大化しています。また、今後も南海トラフを震源とする大規模な地震による多数傷病者の発生も懸念されているところです。

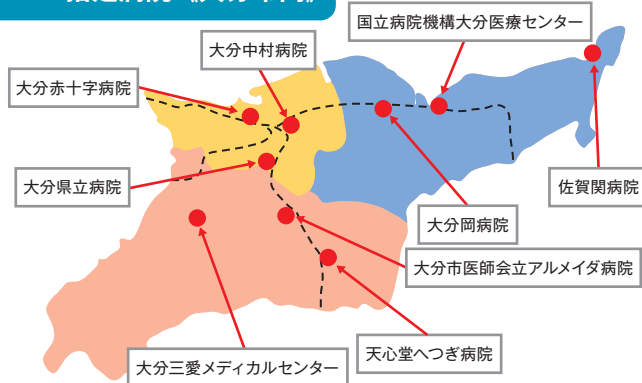
このような大規模災害発生時には、災害の状況に応じた適切な医療救護や傷病者の搬送をしなければならず、DMAT等との緊密な連携が必要です。

本市における救急搬送人員のおよそ1割強が重症者です。重症者の後遺症を軽減するためには医師による早期治療が重要であり、ドクターカーやドクターヘリ<sup>\*47</sup>と連携することが大切です。

### 現状と課題に関する統計（第3章第2節）

大分DMAT<sup>\*48</sup>として指定されている医療機関は、現在、大分県内に22、大分市内には9医療機関があります。（下図参照）

#### 大分DMAT指定病院《大分市内》



#### ● マスギャザリングに対する災害対応訓練 （大分スポーツ公園 昭和電工ドーム）



#### 1. 過去5年間の大分DMATとの訓練実施状況

2015（平成27）年度～2020（令和2）年度

名称	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （令和元）年度	2020 （令和2）年度	合計
大分DMAT研修	1回	1回	1回	0回	1回	1回	5回
コンビナート訓練	1回	0回	0回	0回	1回	1回	3回
国民保護訓練	1回	1回	1回	1回	1回	1回	6回
緊急消防援助隊 合同訓練	1回	1回	1回	1回	1回	0回	5回
合計	4回	3回	3回	2回	4回	3回	19回

#### ◆ ドクターカーとの連携訓練

ドクターカーとの連携について、救急ワークステーションにおいて日常的に実習・訓練を行うことで連携強化に努めています。

#### ◆ DMATとの連携訓練

大分市が抱えるコンビナート等を対象とした災害対応訓練や、ラグビーワールドカップ等に代表される、大量の観客が集まるイベント等いわゆる「マスギャザリング<sup>\*49</sup>」に対する訓練等を通じて、連携を深めていきます。



## 2. 医師の現場出動件数の推移

2017（平成29）年～2020（令和2）年6月現在

年	DMA T	ドクターカー	ドクターヘリ	合計
2017（平成29）年	36件	354件	9件	399件
2018（平成30）年	21件	369件	9件	399件
2019（令和元）年	41件	302件	4件	347件
2020（令和2）年	18件	218件	0件	236件

症状がひどい人には、  
医師と一緒に現場出動  
することもあるよ



## 3. ワークステーション協定医療機関・・・6施設 救急車所有医療機関・・・・・・・・・・5施設

現在、大分市では下記の表のとおり、救急ワークステーションを行っている医療機関の医師が消防局保有の救急車に同乗するものと、医療機関が独自に保有する救急車で出動する2種類のドクターカーが運用されています。

2021（令和3）年4月1日現在

名 称	派遣手段
救急ワークステーション 大分県立病院	消防局保有救急車両（ワークステーション派遣 救急隊）
救急ワークステーション アルメイダ病院	消防局保有救急車両（ワークステーション派遣 救急隊）
救急ワークステーション 大分医療センター	消防局保有救急車両（ワークステーション派遣 救急隊）
救急ワークステーション 大分岡病院	消防局保有救急車両（ワークステーション派遣 救急隊）
救急ワークステーション 佐賀関病院	消防局保有救急車両（ワークステーション派遣 救急隊）
救急ワークステーション 河野脳神経外科病院	消防局保有救急車両（ワークステーション派遣 救急隊）
大分県立病院 ドクターカー	病院保有車両
アルメイダ病院 ラピットレスポンスカー	病院保有車両
大分岡病院 ドクターカー	病院保有車両
大分大学医学部付属病院 ドクターカー	病院保有車両
大分三愛メディカルセンター ドクターカー	病院保有車両

## 課題に対する取組（第3章第2節）

### 1. 医療機関及び救急関係団体<sup>\*50</sup>等との連携を図ります。

◆ DMA T及びドクターカー等との連携を強化します。

救命率の向上を目指すためには、災害・救急現場でのDMA Tや、ドクターカーとの連携を円滑に進めなければなりません。今後はDMA Tやドクターカー、ドクターヘリと連携を行った症例について、医師と共に事後検証を行い、それらの反省を踏まえ関係機関との連携訓練に取り組みます。

## ◆用語解説（各論第3章第2節）

※45 **DMAT**：“Disaster Medical Assistance Team”の略で、「災害急性期に活動できる機動性を持った専門的なトレーニングを受けた医療チーム」と定義されている。災害現場から医師が医療を開始するチームであり、救急活動を行う消防機関と連携することが重要とされている。

※46 **ドクターカー**：人工心臓マッサージ器や人工呼吸器、検査装置の医療機械を搭載し、医師及び看護師が同乗して、救急現場へ直接出動する救急車の一種。

●大分県立病院保有のドクターカー



●大分大学医学部附属病院保有のドクターヘリ



※47 **ドクターヘリ**：救急医療用の医療機器を装備したヘリコプターであり、医師及び看護師が同乗して救急現場に向かい、現場から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療（航空救急）を行うことができる専用ヘリコプターである。現在、大分県では大分大学医学部附属病院が保有するドクターヘリが1機運用されている。

※48 **大分DMAT**：日本DMATが原則、大規模災害発生時の都道府県の派遣要請に基づくものに対して、大分DMAT独自の出動基準は「災害または事故により、被災現場において、医療を必要とする傷病者が1人以上いると消防機関が判断した場合とする。ただし、傷病者全員が事故現場から速やかに救助され、医療機関への搬送が可能な場合を除く。」とされており、消防機関による出動要請が可能であることを特色としている。また、救出に時間を要すると思われる交通事故なども出動の対象となるため、出動頻度は多いことから、連携体制を構築することは非常に重要である。

※49 **マスキザリング**：日本集団災害医学会では、「一定期間、限定された地域において、同一目的で集合した多人数の集団」と定義されている。多人数の定義に関しては、報告者によってさまざまであり、1,000人以上から2万5,000人以上と幅広く一定ではないが、日本では1,000人以上としている。

※50 **救急関連団体**：「大分救急医学会」などの、病院前救護について連携が必要な団体のこと。大分救急医学会は、大分県の救急医療につき検討し、地域のための救急医療の発展に努めることを目的とした学会であり、救急隊員部会・市民へのBLS（一次救命措置：主に胸骨圧迫と人工呼吸からなる心肺蘇生法やAEDの使用等）普及部会等の部会が設置されている。



### 第3節 応急手当普及啓発事業

現場に居合わせた人が適切な応急手当ができるよう、AED<sup>\*51</sup>（自動体外式除細動器）の使用を含めた応急手当の普及啓発に救急関連団体と協力しながら積極的に取り組みます。

#### 現状と課題（第3章第3節）

救命講習の受講者数は、1994（平成6）年から延べ23万人以上の市民が受講しており、救急現場に居合わせた人（以下「バイスタンダー<sup>\*52</sup>」という）が心肺蘇生を実施した割合は約6割と、全国の平均よりも高い実施率となっています。しかしながら、バイスタンダーによるAEDを用いた電気ショックの実施は少ない状況となっています。

そこで、突然倒れた人の命を救うためにAEDの設置を促進するとともに、応急手当の普及啓発が重要となります。また、市民のニーズに応じ、専門性を高めつつ受講機会の拡大を図る必要があります。



バイスタンダーの応急手当が、救命のカギとなるよ

#### 現状と課題に関する統計（第3章第3節）

##### ●各種救命講習の開催回数

（定期開催並びに市民から求めのあったもの含む）及び受講者数

2015（平成27）年度～2020（令和2）年度 過去5年実績

	年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020
		(平成27)年度	(平成28)年度	(平成29)年度	(平成30)年度	(令和元)年度	(令和2)年度
一般講習 救命入門コース	回数	117	106	115	146	122	7
	人数	6,441	7,218	8,069	9,911	7,005	122
普通救命講習Ⅰ	回数	197	236	227	191	197	52
	人数	5,035	5,295	4,555	4,758	4,647	992
普通救命講習Ⅲ	回数	—	—	—	—	4	3
	人数	—	—	—	—	30	42
上級救命講習	回数	2	2	3	4	4	1
	人数	109	86	132	126	130	25
応急手当普及員講習	回数	2	2	2	4	3	1
	人数	30	31	42	75	55	13

##### ●児童生徒等への救命講習実績

2016（平成28）年度～2019（令和元）年度 過去4年実績

学 校	年度	2016	2017	2018	2019
		(平成28)年度	(平成29)年度	(平成30)年度	(令和元)年度
小 学 校	校数	—	—	1校	1校
	人数	—	—	59人	30人
中 学 校	校数	1校	12校	17校	11校
	人数	230人	1,820人	2,941人	1,296人
大 学	校数	—	—	1校	—
	人数	—	—	17人	—

※令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

##### ●AED設置施設一覧表

2020（令和2）年4月1日現在

区分	大分市関連施設	公民館等	大分県の施設	民間施設	合計
設置施設数	183施設	52施設	38施設	110施設	383施設
AED台数	272台	52台	56台	159台	539台

## 課題に対する取組（第3章第3節）

### 1. 市民ニーズに対応した救命講習を開催します。

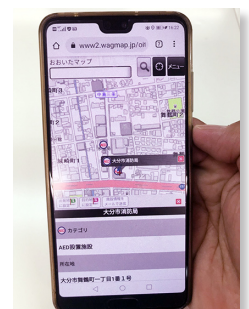
- ◆ 各種救命講習を開催します。（応急手当普及員<sup>\*53</sup>・上級<sup>\*54</sup>・普通Ⅰ<sup>\*55</sup>Ⅱ<sup>\*56</sup>Ⅲ<sup>\*57</sup>・一般入門<sup>\*58</sup>）
- ◆ 啓発用リーフレットの作成及び配布を行います。
- ◆ ホームページや市報等に救命講習の案内を掲載し、市民の受講促進を図ります。
- ◆ 児童生徒、自主防災組織、事業所への受講促進を重点的に取り組みます。
- ◆ 救命講習資器材の充実を図ります。
- ◆ 救命講習用教材を購入します。
- ◆ WEB講習などを活用し、市民が受講しやすい環境づくりに努めます。
- ◆ 普及啓発担当職員を配置します。
- ◆ 応急手当普及員の活動支援を行います。

#### ●救命講習風景



### 2. AEDの設置促進と場所の周知を行います。

- ◆ 各種学校・自主防災組織・事業所等へ、AEDの維持管理や設置促進を行います。
- ◆ 突然倒れた人に対してAEDが使われる機会を増やすために、AEDマップの周知を行います。
- ◆ より広い世代へ情報発信できるように、SNSを活用した広報活動を行います。
- ◆ 緊急時もすぐにAEDを発見できるように、公式アプリ作成への調査・研究を行います。
- ◆ AED使用後の消耗品等の支援について検討を行います。



### 3. 救マーク制度<sup>\*59</sup>の広報を行います。

- ◆ AED設置登録施設等へ救マーク制度認定施設への申請を促すとともに、周知を行います。
- ◆ より広い世代へ情報発信できるように、SNSを活用した広報活動を行います。
- ◆ 事業所等へ救マークに関するアンケートを行います。

### 4. バイスタンダーによる心肺蘇生の実施促進を図ります。

- ◆ デジタルサイネージ等での広報活動を行います。
- ◆ 「救急の日<sup>\*60</sup>」等のイベントでの広報活動を行います。
- ◆ 救急業務協力者の支援を行います。（サンキューカード<sup>\*61</sup>の交付検討等）



### 5. 予防救急の推進を図ります。

- ◆ 予防救急の広報を行います。

救急車で搬送された事例の中には、転倒・誤飲・溺水や熱中症など「ほんの少しの注意」や「事前の対策」で未然に防げたかもしれないものもあります。事故の原因や注意点、予防のポイントを知り、救急搬送につながるケガや病気を未然に防ぐ取り組みを「予防救急」といいます。

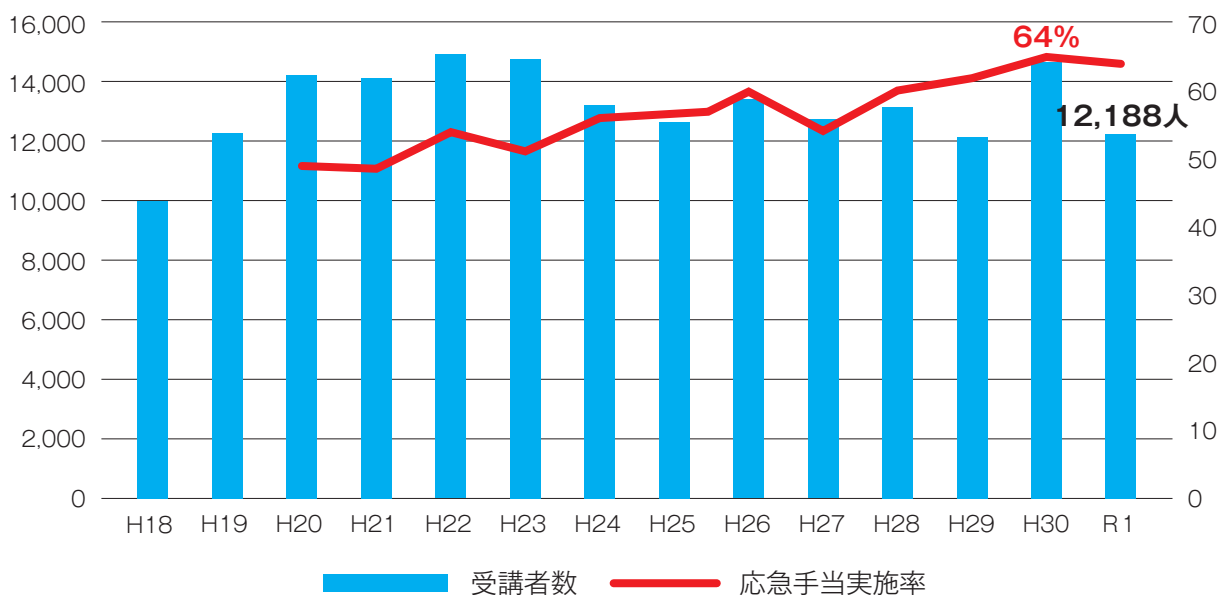


まわりに応急手当講習を受けた人が増えると、安心だね！

2006（平成18）年～2019（令和元）年

### 応急手当講習の受講者数とバイスタンダー応急手当の実施率

（平成18～令和元年）



### 指標（目標設定）（第3章第3節）



第3章 救急・救助体制の充実【救急】			2019 現状値	⇒	2031 目標値
節一取組	指標名	指標の考え方			
3-1	目撃のある心肺停止傷病者に対する応急手当実施率	大分市総合計画第2次基本計画の指標として挙げられた応急手当実施率の中でも、バイスタンダーCPRの効果が高いとされる目撃のある心肺停止傷病者に対する応急手当実施率の向上を目指します。	68.20%	⇒	70%
3-1	救命講習定期開催数	救命講習について、普通救命講習や上級救命講習、応急手当普及員講習を継続し、受講者の拡大に努めます。	42回	⇒	40回以上 (毎年)
3-2	AED設置施設新規登録数	現場に居合わせた市民がAEDを使用することの効果は非常に高いとされているため、AEDを設置している施設のAEDマップへの新規登録について、年1施設以上を目指します。	過去5年平均 1.1施設	⇒	1施設以上 (毎年)
3-3	救マーク施設新規認定数	AEDを設置し、救命講習の受講した従業員が常駐する施設が登録する「救マーク施設」を増やします。	過去5年平均 1.2施設	⇒	1施設以上 (毎年)



## ◆用語解説（各論第3章第3節）

- ※51 **AED**：“Automated External Defibrillator”の略で、自動体外式除細動器という。心停止（必ずしも心静止ではない）の際に、機器が自動的に心電図の解析を行い、心室細動を検出した際は除細動を行う医療機器。除細動器の一つであるが、動作が自動化されているため、施術者が非医療従事者でも使用できる。
- ※52 **バイスタンダー**：目の前で人が倒れた場合に居合わせた人。
- ※53 **応急手当普及員講習**：3日間の講習を受講し、基礎医学（人体の構造、感染防止）と応急手当（AEDの取扱いを含む）の実技や指導方法等が学べ、講習修了後は応急手当普及員認定証が交付され、応急手当普及員として、地域の方や所属する事業所の従業員へ、心肺蘇生法の指導（講習会）を行うことができる。
- ※54 **上級救命講習**：乳児・小児・成人に対する心肺蘇生、AEDの取扱い、止血法や気道異物の除去など、その他の応急処置を学ぶコースで最後に実技・筆記テストが行われ、合格者には修了証が交付される。
- ※55 **普通救命講習Ⅰ**：成人に対する心肺蘇生、AEDの取扱い、止血法や気道異物の除去などの応急処置を学ぶコースで、本市では毎月9、19、29日を応急手当の日として定期開催も実施。受講者には修了証が交付される。
- ※56 **普通救命講習Ⅱ**：普通救命講習Ⅰに実技・筆記テストを加えたコースで、合格者には修了証が交付される。
- ※57 **普通救命講習Ⅲ**：乳児・小児に対する心肺蘇生法、AEDの取扱い、止血法や気道異物の除去などの応急処置を学ぶコースで、2019（令和元）年度の要綱改正により新設したもの。受講者には修了証が交付される。
- ※58 **一般講習・救命入門コース**：胸骨圧迫やAEDの取扱いなどの応急手当の入門編。2019（令和元）年度の要綱改定により「一般救命講習」を廃止し、講習時間を従来の普通救命講習から短縮した「救命入門コース」を新設し、参加者には参加証が交付される。
- ※59 **救マーク制度**：救マークとは、ホテル・旅館、店舗、公共施設等、不特定多数の人が利用する施設において万が一、だれかが急病で倒れけがをした場合に、AEDを含めた適切な応急手当（人工呼吸や胸骨圧迫、止血など）ができ、なおかつ119番通報や救急車の誘導など、スムーズに救急隊に引継ぎができる施設に交付し、救命講習受講者が施設に常駐することで、利用者に「安心して利用できる施設」であることを表示するもの。本市では、2010（平成22）年より、救マーク制度を設け、2020（令和2）年4月1日現在で213施設が登録している。
- ※60 **救急の日**：救急の日（9月9日）は、「9（きゅう）9（きゅう）」の語呂合わせから、救急医療関係者の意識を高めるとともに、救急医療や救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めることを目的として、1982（昭和57）年に厚生労働省によって定められた。また、「救急の日」を含む1週間を「救急医療週間」として、応急手当の講習会を中心とした救急に関するさまざまな行事が実施されている。
- ※61 **サンキューカード**：救急現場等で応急手当（心肺蘇生法等）を行っていただいた方に、感謝の意を伝えるとともに、応急手当実施後の心の不安などに対するサポートを目的に「サンキューカード」の配布を検討している。多くの市民にとって、バイスタンダーとなる場面に遭遇する可能性は少なく、非日常の出来事であるため、場合によっては大きなストレスを抱えてしまうことも考えられる。バイスタンダーが、心や体に不安が生じた場合は、消防局が相談窓口となり対応を行うなど救急業務協力者への支援を行う。

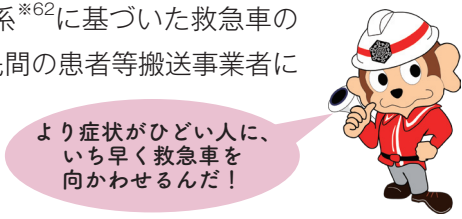
## 第4節 救急需要対策事業

救急需要の増加に対応するため、病院救急車等との連携に取り組むとともに、人口動態等をふまえた救急車の適正な配置と救急車の適正な利用の啓発に努めます。

### 現状と課題（第3章第4節）

救急件数は近年増加傾向にあり、全国的にも超高齢社会が進展していくなかで救急需要のさらなる増加が見込まれています。

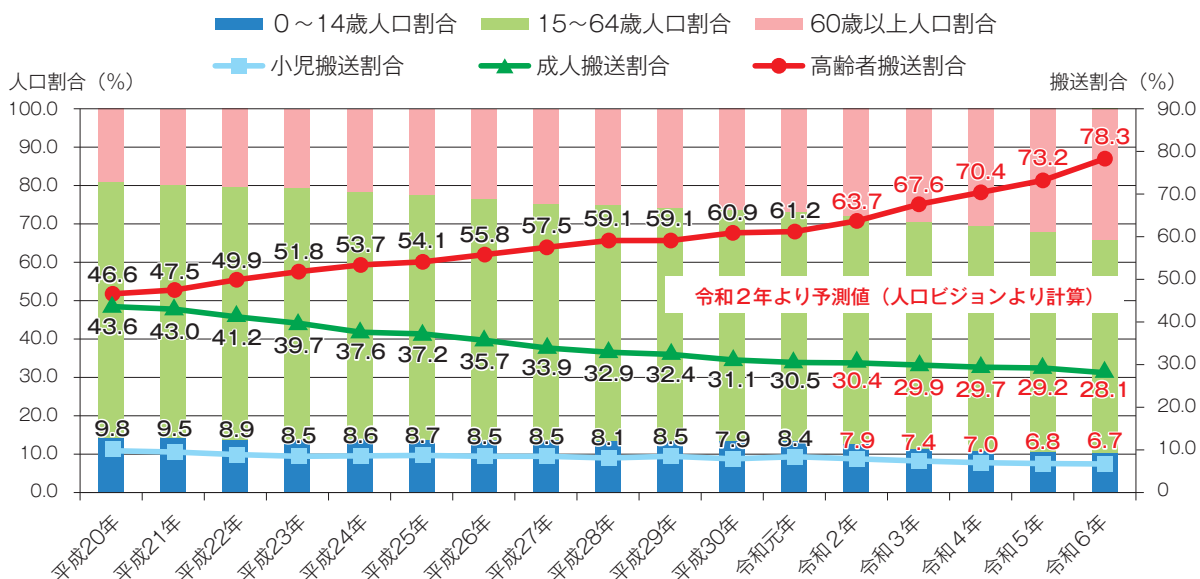
増加する救急需要に対応するために、人口動態や地域における通報から病院到着までの平均所要時間を考慮した救急車の適正な配置も継続検討し、国が示した緊急度判定体系<sup>\*62</sup>に基づいた救急車の適正な利用の啓発を引き続き行う必要があります。また、あわせて民間の患者等搬送事業者に限らず、病院の救急車との連携に取り組む必要があります。



### 現状と課題に関する統計（第3章第4節）

#### ●大市の人口割合と年齢区分別搬送割合

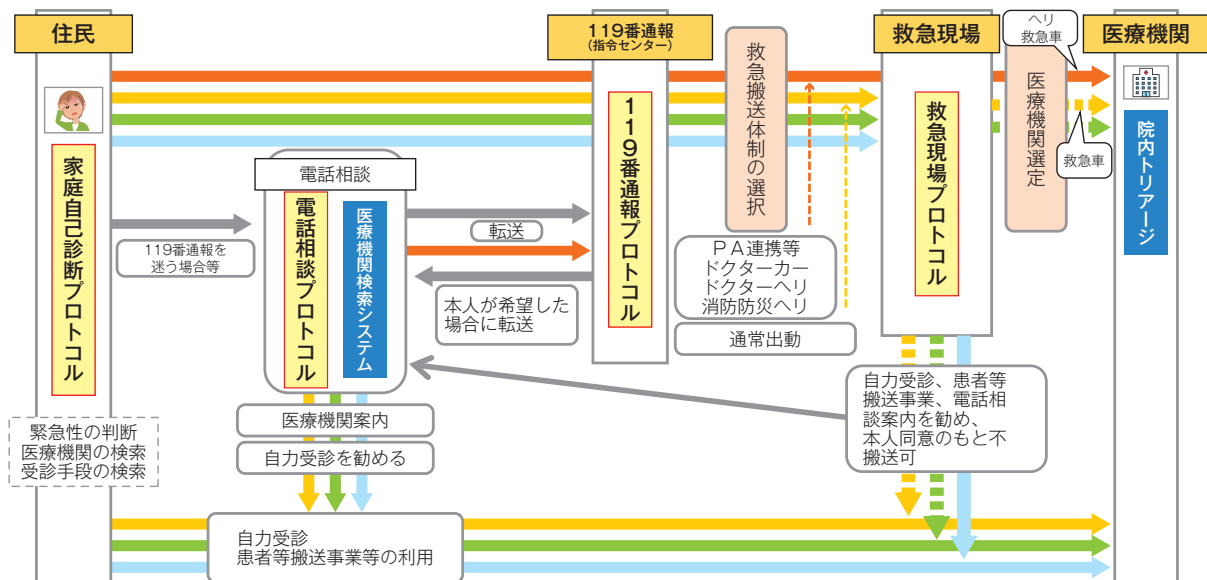
2008（平成20）年～2024（令和6）年



出典：大市（人口動態の増減率と出動実績から試算したもの）

#### ●緊急度判定体系 全体図

出典：2013（平成25）年度総務省消防庁 緊急度判定体系に関する検討会報告書



## 課題に対する取組（第3章第4節）

### 1. 救急体制の強化を図ります。

- ◆ 緊急度重症度の高い救急要請に対する体制強化を図ります。
- ◆ 救急車の適正配置に関する調査を行います。

### 2. 救急車の適正利用啓発を行います。

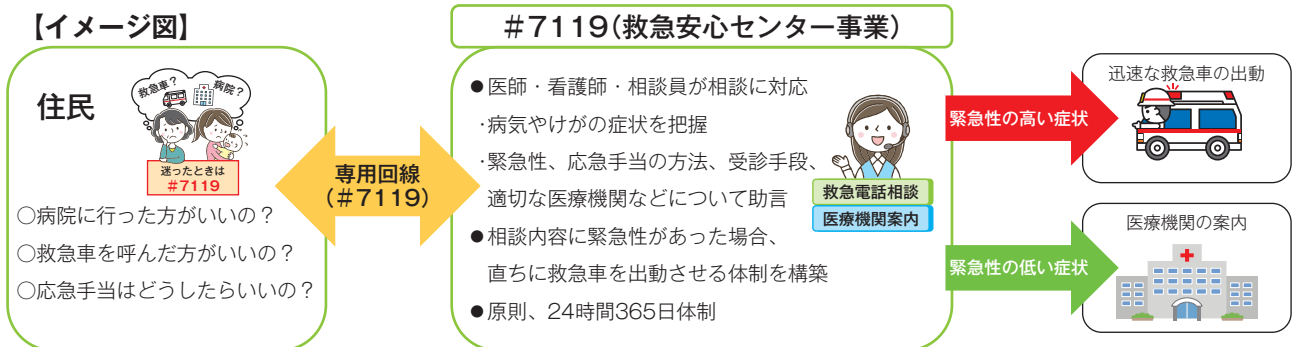
- ◆ 転院搬送ガイドラインの策定を検討します。

2019（令和元）年中の救急出動件数のうち、転院搬送件数は2,410件であり、全救急出動件数の12.0%（全国平均8.2%）を占めており、全体の救急出動件数に与える影響が大きいと見られるため、転院搬送における救急車の適正利用の推進のために、転院搬送ガイドラインの策定を検討します。

- ◆ 病院救急車との連携を強化します
- ◆ 民間患者搬送事業者への指導、育成を行います。
- ◆ 緊急度判定体系に基づいた適正利用啓発を実施します。（家庭自己判断、電話相談）
- ◆ Q助<sup>\*63</sup>等リーフレットの作成、配布を行います。
- ◆ 「救急の日」啓発活動を実施します。
- ◆ ホームページ等広報活動を行います。

### 3. 救急安心センター事業（#7119）<sup>\*64</sup>について調査・研究を行います。

- ◆ 他都市の実施状況やその効果について調査・研究します。
- ◆ 救急安心センター事業導入の検討を行います。



### 4. 感染症対策を行います。

- ◆ 国際的な感染症（新興<sup>\*1</sup>、再興感染症<sup>\*2</sup>）等に対応するため、感染防護資器材の整備を行います。

国際的にさまざまな感染症の流行が発生しているなか、感染症罹患者への処置や搬送にあたる救急隊員の感染リスクを低減させ、消防行政全体の崩壊を防ぐために大量の資器材が必要となった場合に備え、計画的に感染防護資器材（感染防止衣、N95マスク、ゴーグル等）を整備します。

\*<sub>1</sub> 新興感染症とは新型コロナウイルス感染症、エボラ出血熱、MERS、SFTS等です。

\*<sub>2</sub> 再興感染症とはデング熱、結核等です。

- ◆ 大分市保健所等との連携を行います。

消防機関の救急業務と新興、再興感染症の関わりについては、保健所等との密な情報共有、連絡体制の構築が必要なことから、保健所等と事前に十分な協議し連携することが必要となります。

（例）新型コロナウイルス感染症患者の移送等に関して、消防局と保健所との協力体制を取り決めました。



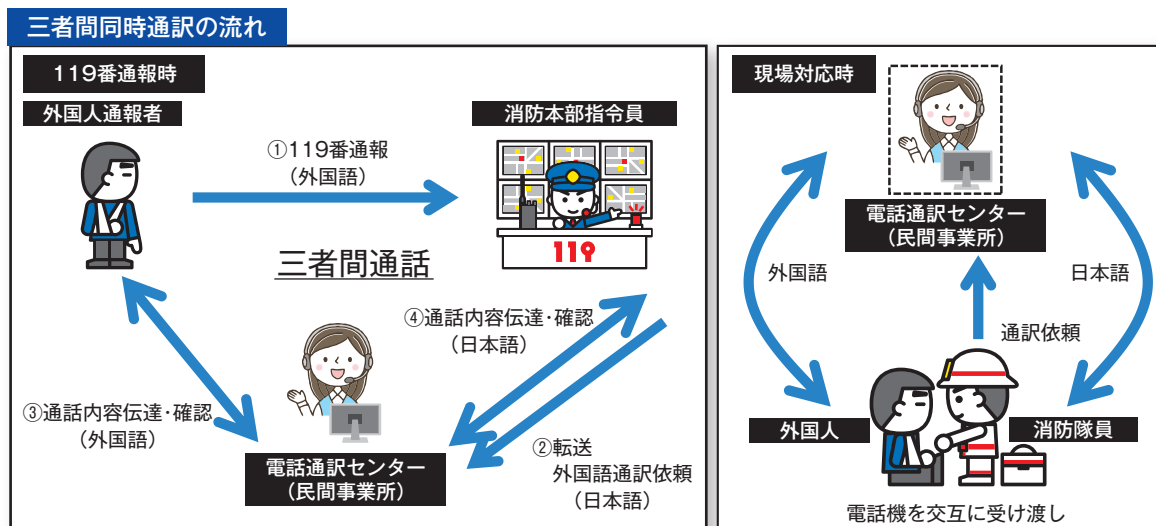
5. 訪日外国人への対応を行います。

- ◆ 翻訳機等の調査・研究を行います。

●ボイストラ※65見本



●三者間同時通訳※66の流れ



🚩 指標 (目標設定) (第3章第4節)



第3章 救急・救助体制の充実【救急】			2019 現状値	⇒	2031 目標値
節一取組	指標名	指標の考え方			
4-2	街頭広報啓発活動回数	市民と直接、接することができるイベントの開催を通じて、救急車の適正利用啓発活動を行います。	1回	⇒	1回 (毎年)
4-2	救急搬送件数に占める軽症者割合	救急搬送され、病院で「軽症」と診断された傷病者の割合について、現状を維持します。	38%	⇒	40% 以下



## ◆用語解説（各論第3章第4節）

- ※62 **緊急度判定体系**：緊急度判定体系を普及させる目的は、地域の限られた救急車を有効に活用し、「緊急性が高い傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるようにする」こと、「住民が適切なタイミングで医療機関を受診できるように支援する」ことである。傷病者が医療機関へ救急搬送されるまでの間に、緊急度を判定する場面が大きく4つあると考えられる。それが、「家庭での自己判断」「電話相談」「119番通報を受けた通信指令室」「救急現場」である。
- ※63 **Q助**：全国版救急受診アプリのこと。住民の緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するため、緊急度判定プロトコルver. 2（家庭自己判断）をもとに総務省消防庁が作成した。主な機能として、該当する症状及び症候を画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応（「今すぐ救急車を呼びましょう」「できるだけ早めに医療機関を受診しましょう」「緊急ではありませんが医療機関を受診しましょう」または「引き続き、注意して様子をみてください」）が表示される。その後、医療機関の検索や、受診手段の検索（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会の「全国タクシーガイド」にリンク）を行うことができる。
- ※64 **救急安心センター事業（#7119）**：急なけがや病気をしたとき、救急車を呼んだ方がいいか、今すぐに病院に行った方がいいかなど、その判断に迷う場合、専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口が救急安心センター事業（#7119）である。寄せられた相談は、電話口で医師、看護師、相談員が話を伺い、病気やけがの症状を把握して、救急車を呼んだ方がいいか、急いで病院を受診した方がいいか、受診できる医療機関はどこか等を案内する。総務省重点施策2021として、消防防災施設整備費補助金等の整備に係る支援を行い、総務省消防庁が当該事業の全国展開を推進している。
- ※65 **ボイストラ**：NICT（総務省所管の国立研究開発法人 情報通信研究機構。本部は東京都小金井市。）が開発した多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra（ボイストラ）」をベースとして、救急現場で使用頻度が高い会話内容を「定型文」として登録し、外国語による音声と画面の文字により、円滑なコミュニケーションを図ることが可能となるもの。また、定型文以外の会話でも、音声翻訳が可能となっている。さらに、話した言葉が日本語文字として表記されることから、聴覚障害者などとのコミュニケーションにも活用できる。なお、通信料は利用者負担となるが、同アプリのダウンロードや利用料は無料。対応言語は、以下の15言語。本市で導入済。
- （1）英語（2）中国語（3）韓国語（4）スペイン語（5）フランス語（6）タイ語（7）インドネシア語（8）ベトナム語（9）ミャンマー語（10）台湾華語（11）マレー語（12）ロシア語（13）ドイツ語（14）ネパール語（15）ブラジルポルトガル語
- ※66 **三者間同時通訳**：電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介して、24時間365日主要な言語で対応するもの。外国人からの119番通報を本部の指令センターで受け、それを電話通訳センターへ転送することで、三者間同時通訳を行う。また、119番通報時だけではなく、現場対応時においても、電話を交互に受け渡し、電話通訳センターに通訳を依頼することが可能。本市で導入済。

## 第5節 救助体制整備事業

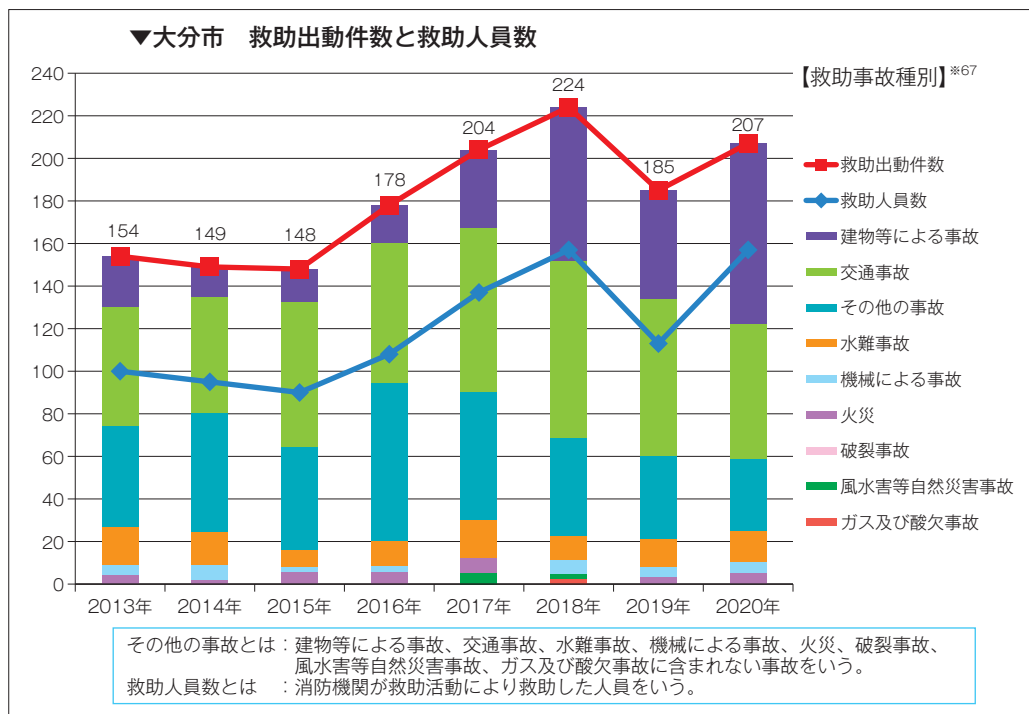
さまざまな救助要請に対応するため、各種訓練の実施や研修会への参加、関係機関との連携訓練などを行うなかで、知識及び技術の向上を図り、救助事故対応力を強化します。

### 現状と課題（第3章第5節）

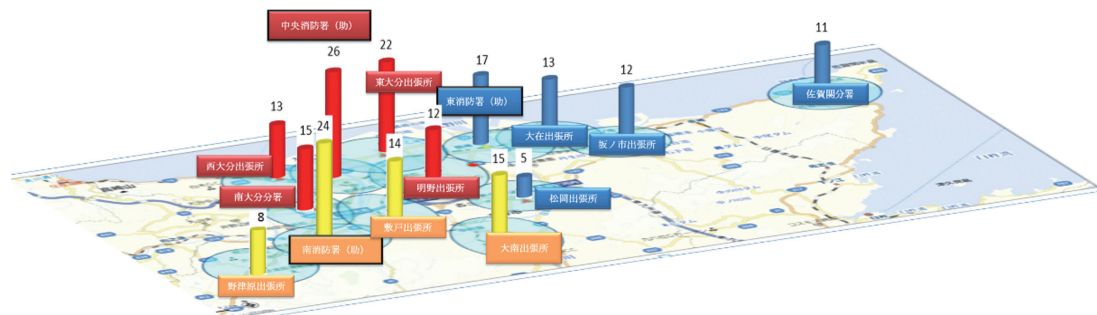
全国的に救助出動件数が増加傾向であり、本市においても2016（平成28）年以降、同様の傾向となっています。事故種別のうち、特に、「ガス及び酸欠事故」「風水害等自然災害事故」「水難事故」などの特殊事案については、専門的な知識が必要なため、引き続きさまざまな救助要請に的確に対応できるよう、知識及び技術の向上を図り、救助対応能力を強化することにより、市民生活の安全を確保し安心を身近に感じてもらふことが必要です。また、大規模化・複雑化する傾向にある災害に的確に対応するため、関係機関等との連携訓練を行い、災害対応能力を強化します。

### 現状と課題に関する統計（第3章第5節）

2013（平成25）年～2020（令和2）年



### ●2020（令和2）年中管轄地区救助出動件数



年	中 央						東					南				合計	
	本署	南大分	西大分	東大分	明野	計	本署	佐賀関	大在	坂ノ市	松岡	計	本署	数戸	大南		野津原
2020 (令和2年)	26	15	13	22	12	88	17	11	13	12	5	58	24	14	15	8	61
全体割合	13%	7%	6%	11%	6%	43%	8%	5%	6%	6%	2%	28%	12%	7%	7%	4%	29%

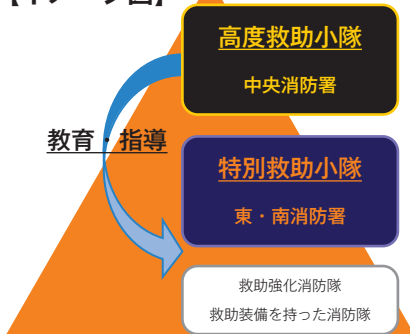


## 課題に対する取組（第3章第5節）

### 1. 救助体制の強化を図ります。

- ◆ 救助隊員になるための認定要件等を定め、専門的な教育・研修体制の制度化を図ります。
- ◆ 高度な事案等に的確に対応するため、最新の知識・技術を救助隊間にて共有し、高度救助隊等<sup>\*68</sup>による教育・指導体制を構築することにより、市域全体の救助対応力向上を図ります。
- ◆ 救助活動に対応できる救助資機材を、佐賀関分署、大南出張所に配備することにより、救助要請への対応力向上と各署救助隊との連携を充実させ、より迅速な救助活動を展開します。

#### 【イメージ図】



#### ●大分県消防救助技術指導会での訓練風景

2019（令和元）年



### 2. 教育・訓練を実施します。

- ◆ さまざまな救助要請に対応するため、各種訓練を実施し、救助技術の向上を図ります。  
（例：救助操法、資機材取扱、高所・低所救出、火災救助、交通事故救助、水難救助訓練等）

#### ●水難救助訓練



- ◆ 消防救助技術指導会<sup>\*69</sup>に参加することで、救助活動に不可欠な体力・精神力・技術力を養い、救助隊員の基礎能力向上を図ります。
- ◆ 救助業務に関する高度かつ専門的な知識の習得と救助隊員の能力向上のため、消防大学校及び県消防学校に入校します。
- ◆ 大規模災害時等の活動を安全かつ効率的に行うため、関係機関等との連携訓練を毎年行います。  
（例：高速道、JR、コンビナート、国民保護、県総合防災、大分DMAT、警察、海上保安庁、災害救助犬チーム、県下消防本部、消防団）

#### ●災害救助犬チームとの合同訓練



#### ●JRとの合同訓練



### 3. 資機材の整備を行います。

- ◆ 救助消耗品や資機材の整備を行います。  
(例：救助ロープ等)
- ◆ 水防資機材の整備を行います。  
(例：救命索発射銃用カートリッジ等)
- ◆ 複雑・多様化している各種災害に対応するため、今後必要となる資機材を調査・研究し、救助活動に必要な資機材の導入を図ります。(例：高度救助資機材等)

### 指標 (目標設定) (第3章第5節)



第3章 救急・救助体制の充実【救助】			2019 現状値	2031 目標値
節一取組	指標名	指標の考え方		
5-2	各種訓練等の実施回数	さまざまな救助要請に的確に対応するため、各種訓練を実施し、救助技術の向上を図ります。	—	各署平均 700回 以上/年
5-2	消防救助技術指導会への参加回数	消防救助技術指導会に伴う訓練等を実施することにより、救助活動に不可欠な体力・精神力・技術力を養うことで、救助隊員を育成します。	—	1回以上 /年
5-2	県消防学校救助科入校人数	救助業務に関する専門的知識及び基本活動要領を習得します。	—	隔年 6人
5-2	消防大学校救助科入校人数	救助業務に関する高度な知識技術の習得。また、教育指導者としての資質の向上に努めます。	—	隔年 1人
5-2	救助技術に関する研修会等への参加回数	救助技術に必要な研修等に参加し、知識・技術を習得します。	1回	3回以上 /年

### 用語解説 (各論第3章第5節)

#### ※67 救助事故種別

- ・建物等による事故…建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設、またはこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故をいう。
- ・交通事故…すべての交通機関相互の衝突及び接触または単一事事故若しくは歩行者等が交通機関に接触したこと等による事故をいう。
- ・水難事故…水泳中の溺者または水中転落事故等による事故をいう。
- ・機械による事故…エレベーター、プレス機械、ベルトコンベアその他の建設機械、工作機械等による事故をいう。
- ・火災…火災現場において直接火災に起因して生じた事故をいう。
- ・破裂事故…火災以外のボイラー、ポンプ等の物理的破裂による事故をいう。
- ・風水害等自然災害事故…暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地すべり、その他異常な自然現象に起因する災害による事故をいう。
- ・ガス及び酸欠事故…一酸化炭素中毒その他のガス中毒事故、酸素欠乏による事故等をいう。
- ・その他の事故…上記に含まれない事故をいう。

※68 高度救助隊等：高度救助隊の他、消防大学校救助科卒業者などの高度な知識を得た職員を指すもの。

※69 消防救助技術指導会：1972（昭和47）年から毎年、一般財団法人 全国消防協会が開催する全国大会。救助技術の高度化に必要な基本的要素を練磨することを通じて、消防救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うとともに、全国の消防救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて、他の模範となる消防救助隊員を育成し、全国市民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的としている。なお、全国大会の前に九州大会、大分県大会がある。

## 第4章 緊急消防援助隊等の充実・強化

### 第1節 緊急消防援助隊等<sup>※70</sup>整備事業～受援体制の充実・強化

被災時における緊急消防援助隊等の受援体制の充実・強化を図ります。

#### 📍 現状と課題（第4章第1節）

災害派遣や予想される被害等に基づき、受援体制について計画しています。幸いにも、本市において応援を受けるような大規模な災害は発生しておらず、受援に対し経験がない現状があります。

しかしながら、大規模災害発生時には、被害を最小限に抑えるため、早期に受入れ体制を確立し対応する必要があります。そのためには、訓練等により体制を強化していくとともに、応援を最大限生かすため、情報共有体制を整えておく必要があります。



大分市では受援実績はないけど、県内他市では実績があるよ

#### 📊 現状と課題に関する統計（第4章第1節）

##### ● 緊急消防援助隊における受援実績

2017（平成29）年～2018（平成30）年

発生年	災害	受援先	応援県	延べ応援部隊数	延べ応援隊員数	派遣期間
2017 （平成29）年	九州北部豪雨	日田市	福岡市・北九州市・熊本県 宮崎県・佐賀県・愛知県	86隊	320人	6日間
2018 （平成30）年	中津市耶馬溪町の 斜面崩壊	中津市	福岡市・北九州市・熊本市	56隊	248人	13日間

##### ●（参考）応援規模等

- （1）南海トラフ地震により被災し要請した場合は、2県（佐賀県・鳥取県）約100隊及び応援可能都道府県の応援部隊。
- （2）大分県のみが被災し要請した場合は、4県（福岡県・熊本県・佐賀県・宮崎県）約217隊規模の応援部隊。
- （3）県内応援の部隊は、約35隊規模。
- （4）受援における研修を2018（平成30）年度に実施。
- （5）緊急消防援助隊<sup>※71</sup>九州ブロック合同訓練が毎年九州県内（輪番）で開催。

#### ○国レベルの対応＝緊急消防援助隊

〔 阪神・淡路大震災を教訓に平成7年に創設、平成15年に法制化 〕

・消防庁長官の出動指示・求めによる  
全国規模の応援（消防組織法第44条）

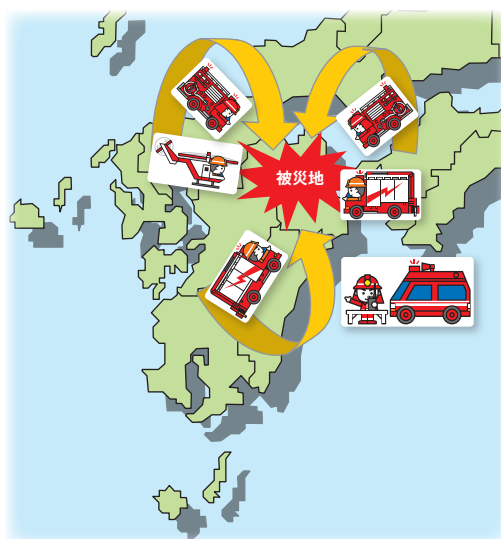
被災県知事からの応援要請



消防庁長官の求め又は指示



緊急消防援助隊の出動





## ●緊急消防援助隊合同訓練（大分県佐伯市）



### 👤課題に対する取組（第4章第1節）

#### 1. 受援体制の整備を図ります。

- ◆ 受入れ体制の充実・強化を図るため、受援計画の見直しなどを検討します。
- ◆ 資機材の確保を図ります。
- ◆ 消防司令昇任候補者を対象に研修を行います。
- ◆ 職員を対象に受援研修を行います。
- ◆ 南海トラフ地震等の災害に備え、消防本部機能を維持するため、南消防署の整備を行います

### 👤用語解説（各論第4章第1節）

※70 **緊急消防援助隊等**：緊急消防援助隊、県内応援隊、国際消防救助隊、その他協定に基づく応援隊。

※71 **緊急消防援助隊**：日本における全国的な消防応援の制度、及び同制度に基づく消防部隊。被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う。消防関係者の間では「緊援隊（きんえんたい）」と呼称されることも多い。1995（平成7）年1月17日の阪神・淡路大震災は、死者6,000人、負傷者40,000人、家屋被害500,000棟を超える被害をもたらし、兵庫県内の消防応援とあわせて、全41都道府県延べ約30,000人の消防応援が実施された。しかし、戦後空前の大災害、加えて初めての事案だったこともあり、全国規模での災害派遣の体制はなく、応援部隊の初動・編成・活動等に関する規定やマニュアルが整備もされておらず、主に指揮統制や運用面で多くの課題を残した。これを契機に自治省消防庁（現在の総務省消防庁）は、1995（平成7）年6月に全国の消防機関による消防応援を迅速・円滑に実施するため、緊急消防援助隊制度を発足させた。

## 第2節 緊急消防援助隊等整備事業～応援体制の充実・強化

緊急消防援助隊等の応援体制の充実・強化を図ります。

### 現状と課題（第4章第2節）

今後発生するおそれのある災害に対し、国の動向を注視し対応する必要があると見られます。

近年では、毎年被災地へ応援出動しているよ



### 現状と課題に関する統計（第4章第2節）

#### ●緊急消防援助隊における県内応援実績

2011（平成23）年～2020（令和2）年までの実績

発生年	災害	応援先	延べ応援部隊数	延べ応援隊員数	派遣期間
2011（平成23）年	東日本大震災	宮城県	5隊	20人	9日間
2016（平成28）年	熊本地震	熊本県	5隊	21人	2日間
2018（平成30）年	平成30年7月豪雨	広島県	14隊	61人	7日間
2020（令和2）年	令和2年7月豪雨	熊本県	18隊	64人	4日間

#### ●相互応援協定に基づく応援実績

2013（平成25）年～2020（令和2）年までの実績

発生年	災害	応援先	延べ応援部隊数	延べ応援隊員数	派遣期間
2013（平成25）年	危険物火災	臼杵市	3隊	8人	1日間
2017（平成29）年	九州北部豪雨	日田市	2隊	10人	1日間
2017（平成29）年	台風18号	佐伯市	2隊	10人	1日間
2018（平成30）年	中津市耶馬溪町の斜面崩壊	中津市	61隊	281人	13日間
2019（令和元）年	工場火災	中津市	2隊	9人	1日間
2020（令和2）年	令和2年7月豪雨	由布市	13隊	44人	2日間

#### ●（参考）現状の応援体制

- (1) 緊急消防援助隊の統合機動部隊登録（由布市を除く）は9隊33人
- (2) 年1回、緊急消防援助隊の部隊応援訓練に参加
- (3) 年1回、大分県常備相互応援訓練（隔年で実働、図上を実施）
- (4) 過去の緊急消防援助隊実派遣や訓練における課題
  - ・気候に応じた後方支援体制の充実・強化
  - ・迅速な出動体制の確立



●緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練

2016（平成28）年度～2019（令和元）年度までの実績

実施年	訓練	場所	回数	参加部隊数	参加人数
2016（平成28）年度	緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練	長崎県	1回	5隊	20人
2017（平成29）年度		佐賀県	1回	5隊	22人
2018（平成30）年度		鹿児島県	1回	7隊	30人
2019（令和元）年度		宮崎県	1回	7隊	30人

●国際消防救助隊訓練実績

2016（平成28）年度～2019（令和元）年度までの実績

実施年	訓練	場所	実施回数	延べ参加人数
2016（平成28）年度	消防局国際消防救助隊訓練	市内	6回	92人
	国際消防救助隊セミナー	滋賀県	1回	1人
	国際消防救助隊合同訓練	福岡市	1回	7人
	九州地区国際消防救助隊合同訓練	長崎県	1回	7人
2017（平成29）年度	消防局国際消防救助隊訓練	市内	6回	78人
	国際消防救助隊セミナー	滋賀県	1回	1人
	国際消防救助隊合同訓練	福岡市	1回	8人
	九州地区国際消防救助隊合同訓練	佐賀県	1回	8人
2018（平成30）年度	消防局国際消防救助隊訓練	市内	6回	138人
	国際消防救助隊セミナー	滋賀県	1回	1人
	国際消防救助隊合同訓練	福岡市	1回	8人
	九州地区国際消防救助隊合同訓練	鹿児島県	1回	8人
	国際消防救助隊連携訓練	北九州市	1回	5人
2019（令和元）年度	消防局国際消防救助隊訓練	市内	6回	119人
	国際消防救助隊セミナー	滋賀県	1回	1人
	国際消防救助隊合同訓練	福岡市	2回	14人
	九州地区国際消防救助隊合同訓練	宮崎県	1回	8人
	国際消防救助隊連携訓練	大阪市	1回	3人





## 課題に対する取組（第4章第2節）

### 1. 応援体制の整備を図ります。

- ◆ 増隊に伴う応援体制を確立します。
- ◆ 即応体制を確立します。
- ◆ 関係機関との連携強化（会議、訓練）を図ります。
- ◆ 無償使用車両等を更新します。
- ◆ 県下消防本部と研修の実施及び情報共有を図ります。

### 2. 国際消防救助隊の教育・連携強化を図ります。

- ◆ 国際消防救助隊が、海外被災地での活動において必要とされる知識、技術（手法）の共有及びチームビルディング（連携）の向上を図るため、他機関が主催する合同訓練に参加します。
- ◆ IRT<sup>\*72</sup>隊員の教育訓練を実施します。（年6回以上）
- ◆ 他消防本部との連携訓練を行います。（年1回以上）
- ◆ IRT訓練施設の設置を検討します。

## 指標（目標設定）（第4章第2節）



第4章 緊急消防援助隊等の充実・強化			2019 現状値	➡	2031 目標値
節-取組	指標名	指標の考え方			
2-1	緊急消防援助隊訓練回数	毎年度1回開催される九州ブロック合同への参加が必要です。	1回	➡	1回以上/年
2-1	相互応援訓練回数	毎年度1回開催される相互応援訓練への参加が必要です。	1回	➡	1回以上/年
2-1	更新対象車両の更新	緊急消防援助隊出動対象となる車両を更新する必要があります。	-	➡	-
2-2	IRT隊員の教育訓練回数	局内の隊員へ対して継続的な訓練が必要です。	6回/年	➡	6回/年
2-2	他消防本部との訓練回数（連携強化のため）	実災害に備え、他本部隊員との訓練が必要です。（IRT九州合同）	1回/年	➡	1回/年
2-2	消防庁主催訓練への参加回数	出動に備え、消防庁職員との訓練と手順確認が必要です。（IRT連携、IRTセミナー等）	1回/年	➡	1回/年
2-2	他市IRT隊員との合同訓練への参加回数	実災害に備え、他本部隊員との訓練が必要です。（福岡市）	1回/年	➡	1回/年

## 用語解説（各論第4章第2節）

<sup>\*72</sup> IRT：“International Rescue Team”の略で、国際消防救助隊のこと。国際緊急援助隊（JDR：Japan Disaster Relief Team）の救助チームとして編成されている消防の部隊で、政令指定都市及び中核市の77消防本部、599人が登録しており、本市においても6人の隊員を登録している。主な役割は、国外の被災地での被災者の検索、救助、応急処置等を任務としている。日本の救助チームは、国際搜索救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）より能力評価で、最高分類の高評価「重（ヘビー）」の評価を受けており、統一した技術や知識等を習得し、習熟するために積極的な連携訓練及び習熟訓練を行う必要がある。その習得した技術や知識等は、消防局内で共有し、本市の災害現場において生かすことが重要である。

# 1 大分市消防局基本計画 用語集

(ページ順)

No.	頁	用語	説明
1	1	しょうぼうそしきほう 消防組織法	日本の消防の任務範囲、消防責任を市町村が負うこと、消防機関の構成、などについて規定する法律。消防に関する基本法と呼ぶべき内容を有する。法令番号は、昭和22年法律第226号、1947（昭和22）年12月23日に公布された。 【参考】消防法は、主として防火に関する法律である。
2	1	しょうぼうほう 消防法	「火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること」（1条）を目的とする法律である。法令番号は、昭和23年法律第186号、1948（昭和23）年7月24日に公布された。消防本部における消防吏員及び消防団の消防団員の職務についても定める。
3	8	あんせいなんかいじしん 安政南海地震	江戸時代後期の嘉永7年11月5日（1854年12月24日）に発生した南海地震である。南海トラフ巨大地震の1つとされ、約32時間前に発生した安政東海地震とともに安政地震、安政大地震とも総称される。この地震が起きた当時の文書には、嘉永七年と記録されているが、この天変地異や内裏炎上、前年の黒船来航を期に改元されて安政と改められ、歴史年表上では安政元年（1854年）であることから、安政を冠して呼ばれる。
4	8	なんかいじしん 南海地震	1946（昭和21）年12月21日午前4時19分過ぎに、潮岬南方沖（南海トラフ沿いの領域）78キロメートル（北緯32度56.1分、東経135度50.9分）、深さ24キロメートルを震源としたマグニチュード（M）8.0の地震である。1946（昭和21）年南海地震とも呼ばれ、単に南海地震といえは、この地震を指すことも多い。発生当時は、南海道地震（なんかいどうじしん）と呼ばれていた。南西日本一帯では、地震動、津波による甚大な被害が発生した。
5	8	おおいけんちゅうぶじしん 大分県中部地震	1975（昭和50）年4月21日の午前2時35分に、大分県中部（玖珠郡・大分郡付近）を震央として発生した、内陸直下型地震である。大分地震とも呼ばれている。
6	8	ちりちゅうぶちんがんじ チリ中部沿岸地震	チリ中部沿岸で2010（平成22）年2月27日3時34分14秒（現地夏時間：6時34分14秒UTC）に発生した大地震である。地震の規模は、USGS（アメリカ地質調査所）によれば、モーメントマグニチュード（Mw）で8.8だった。1900年以降、チリでは1960（昭和35）年5月のチリ地震に次ぐ規模、世界でも発生当時では5番目の規模の地震となった。
7	9	とうほくちほうたいへいよう 東北地方太平洋 沖地震	2011（平成23）年3月11日（金）14時46分ごろに、日本の三陸沖の太平洋を震源として発生した地震である。地震の規模はモーメントマグニチュード（Mw）9.0で、日本の観測史上最大規模だった。また、宮城県栗原市で最大震度7が観測された。気象庁により震度7が記録されたのは、1995（平成7）年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、2004（平成16）年の新潟県中越地震以来、観測史上3回目である。この地震による被害は、「東日本大震災」と呼ばれる。本震の地震動と、それに伴う津波、及びその後の余震は、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらし、日本において第二次世界大戦後最悪の自然災害とも言われている。また、国際原子力事象評価尺度で、最も深刻なレベル7と評価された福島第一原子力発電所事故もあわせて発生した。

No.	頁	用語	説明
8	9	白鳳地震 <small>はくほうじしん</small>	白鳳時代（飛鳥時代後期）の天武天皇13年（684年）に起きた巨大地震。南海トラフ沿いの巨大地震と推定されている。南海トラフ巨大地震と推定される地震の確実な記録としては、最古のものである。白鳳の大地震（はくほうのおおじしん）、白鳳大地震（はくほうおおじしん）、あるいは天武地震（てんむじしん）とも呼ばれる。記録による土佐や伊予の被害の様相から、南海道沖の地震と考えられていたため、白鳳南海地震（はくほうなんかいじしん）とも呼ばれてきたが、発掘調査により、ほぼ同時期に東海道沖も震源域となった可能性が推定されている。
9	9	宝永地震 <small>ほうえいじしん</small>	江戸時代の宝永4年10月4日（1707年10月28日）、東海道沖から南海道沖（北緯33.2度、東経135.9度）を震源域として発生した巨大地震。南海トラフのほぼ全域にわたって、プレート間の断層破壊が発生したと推定され、記録に残る日本最大級の地震とされている。宝永の大地震（ほうえいのおおじしん）、宝永大地震（ほうえいおおじしん）、あるいは亥の大変（いのたいへん）とも呼ばれる。地震の49日後に起きた宝永大噴火は、亥の砂降り（いのすなふり）と呼ばれる。
10	11	資機材 <small>しきざい</small>	主に動力がある装備機材を指す。例として救助資機材があり、消防法第36条の2に基づき制定された「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に定められた装備機材である。
11	18	防火対象物 <small>ぼうかたいしょうぶつ</small>	消防法（昭和23年法律第186号）第2条第2項では、「防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう」と定義されている。多数の人（デパートのように不特定多数の場合も、工場のように特定多数の場合もある）が出入りしたり、敷地が広大若しくは構造が巨大なものである建築物では、火災が発生した場合、人的・物的に甚大な被害が生じることが十分考えられる。そこで、通常の建造物よりも厳しい防火管理が求められることから、法的に必要な措置（防火管理者の選任など）を講じるために防火対象物の制度が設けられた。
12	18	危険物施設 <small>きげんぶつしせつ</small>	消防法（昭和23年法律第186号）で「危険物」に定められている物質の製造、または貯蔵、取り扱い場合に必要となる施設である。危険物とは、引火・発火性がある、燃焼を促進させる、中毒を引き起こすなど、大きな災害の原因となりうる物質の総称で、これらを大量に保管または取り扱う場合には、法律や条例などが定めている厳しい基準を満たし、特別に許可を得る必要がある。このような危険物を「指定数量以上の製造・貯蔵・取り扱いなどを行う際に使用する建物等」のことを指しており、用途によって「危険物製造所」「危険物貯蔵所」「危険物取扱所」の3つに分類される。
13	18	コンビナート等 特別防災区域 <small>とう とくべつぼうさいくいき</small>	石油コンビナート等特別防災区域での災害の発生防止、または災害が発生した時の対処法、さまざまな手続きなどについては、石油コンビナート等災害防止法により、基準的に法令化している。石油コンビナートという巨大工場群で取り扱っているものは、揮発性が高かったり（石油やトルエンなど）、毒劇物とされているもの（塩素、苛性ソーダなど）を取り扱っている関係上、一度災害が起きるとその様相は他の災害とは異なり、人的、物的、経済的被害も甚大なものとなる。そこで、その災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、その他災害の防止に関する法律との相乗効果により、石油コンビナート等の「特別防災区域」とされている場所での災害発生、災害の拡大防止等のために行うさまざまな対策を促し、災害から国民の生命、身体及び財産（当然コンビナート自体も含む）を保護することを目的としている。コンビナートに必ず自衛消防隊（自衛防災組織と呼ばれている）が置かれているのは、この法律が拠り所となっている。



No.	頁	用語	説明
14	18	ぼうかかんりしゃ 防火管理者	消防法（昭和23年法律第186号）に定める国家資格（業務独占）であり、その資格を有する者のうち防火対象物において、防火上必要な業務を適切に遂行でき、従業員を管理・監督・統括できる地位にある者で、防火対象物の管理権原者から選任されて、その防火対象物の防火上の管理・予防・消防活動を行う者をいう。防火に関する知識・技能に内包されるものとして、危険物、地震、津波、火山等に関する知識も求められる。
15	23	しきたい 指揮隊	大隊長を中心とした、各部隊を統括する隊。災害現場において災害の情報収集、部隊の統制を行うことを任務とする。
16	23	とくしゅしゃたい 特殊車隊	主に大型車両のうち、はしご車、水槽車を運用する隊。
17	25	あわしょうかやくざいこんごう 泡消火薬剤混合システム	水と消火薬剤を比例混合した水溶液を、泡放出口より空気を含むエアフォームとして散布し、燃焼面を覆い空気を遮断するとともに、冷却効果で消火する方法である。
18	27	しょうかせん 消火栓	消火活動に必要な水を供給する為の設備。大きく分けて、主に消防隊が用いる消防水利として設置されたものと、消防法等により建築物等に消防用設備として設置を義務付けられ、主に一般人や自衛消防隊が用いるものとの二種類がある。本計画では、消防水利としての消火栓を指す。
19	27	ぼうかすいそう 防火水槽	消火用の水をためておく容器。小火（ぼや）対策程度の小さなものから、消防車に水を提供する、地下に設置した大型のものまである。市が公費で設置または自治会が独自に設置したものがある。
20	32	こうきのうつうしんしれい 高機能通信指令システム	119番通報の受付、災害地点の地図検索、火災・救急等の自動出動指令、消防・救急デジタル無線の通信、消防活動に関する支援情報等を一括して制御できるシステムのこと、指令装置、表示盤、無線統制台、指令伝送装置、出動車両運用管理装置等で構成される。
21	32	あいしーていー ICT	“Information and Communication Technology” の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称である。ICTに“Communication（通信、伝達）”という言葉が入っており、ITよりも通信によるコミュニケーションの重要性を強調している。単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や、知識の共有を重要視している。 【参考】経済産業省では、通信技術そのものを扱うことが多いので「IT」を用いており、総務省では、情報通信産業を扱うことが多いので「ICT」を用いている。
22	32	こうとうしどう 口頭指導	救急要請受信時に現場付近にいる方に対して、通信指令センター通信員が電話等により応急手当の協力を要請し、口頭で応急手当の指導を行うことをいう。
23	32	きんきゅう NET119緊急 つうほう 通報システム	NET119緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後テキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっている。本市では、2020（令和2）年度に導入済。

No.	頁	用語	説明
24	35	しょうぼうだいがっこう 消防大学校	消防組織法第5条、総務省組織令第152条を設置根拠とする総務省消防庁の施設等機関で、教育訓練機関である。国、地方公共団体の消防上級幹部に対し、必要な知識、技能、指導能力及び管理能力を修得させるための教養を行うほか、消防業務に関する研究を行う機関であり、東京都調布市に置かれている。「消防大学」と略称される例があるが、学校教育法第1条に定められた大学（文部科学省が所管）ではない。消防上級幹部等を対象とする省庁大学校であり、一般の新規高卒者を入学対象とする施設ではない。
25	35	おおいたけんしょうぼうがっこう 大分県消防学校	複雑多様化、大規模化する各種災害に対応するため、消防職員、消防団員及び消防関係者に対し、消防の責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、消防に関する知識、技術の修得、規律の保持、協同精神のかん養を図り、もって地域住民の期待と信頼に応え得る近代消防人を育成することを目的に設置された大分県の機関である。大分県由布市に置かれている。
26	35	ぶん や べつじんざい 分野別人材バンク	大分市消防局の人材育成に特化した枠組みであり、豊富な経験又は専門的な知識若しくは技術を有する人材と学び合い、教え合うことにより、人材育成による組織の活性化及び組織目標達成に役立てることを目標とした制度。
27	35	おーじょーていー OJT	“On the Job Training” の略で、通常業務のなかで行われるトレーニングのことを指す。業務現場でしか得られない仕事の進め方や知識、技能を習得できる。業務現場以外の急変する環境に即した教育が可能なOFF-JTとともに、職員教育の相互補完的な役割を担っている。
28	35	おーふー じょーていー OFF-JT	“Off the Job Training” の略で、業務を離れ、教育目的で行われるトレーニングのことを指す。講習会や研修会を開き、OJTでは習得できない知識や技術の教育を行う。
29	35	ちゅうがたうんてんめんきょ 中型運転免許	2007年（平成19）年施行の改正道路交通法で新設された、新たな免許区分である。2007年法改正以前の「普通自動車」としていた者の運転免許証は、道交法改正で中型自動車の8トン限定免許（免許証の条件欄に『中型車は中型車（8 t）に限る』と表記される）となった。なお、これらの「8トン」は車両総重量を指す。 【参考】中型自動車とは、日本の道路交通法令における自動車の区分のひとつである。大型自動車に該当しない自動車のうち、車両総重量7,500kg以上11,000kg未満、最大積載量4,500kg以上6,500kg未満、または乗車定員11人以上29人以下であるものを指す。具体例としては、一般的な「4トン（積）トラック」及び「6トン（積）トラック」、「マイクロバス」が該当する。
30	35	おおがたうんてんめんきょ 大型運転免許	2007（平成19）年施行の改正道路交通法で中型運転免許が新設され、大型運転免許を必要とする車両規模の下限が、改正前の特定大型車（政令大型車）に相当するものに変更された。この（新）大型免許については、21歳以上で3年以上の運転経験を持つ者が受験資格（自衛官を除く）となる。 【参考】大型自動車とは、車両総重量11,000kg以上、最大積載量6,500kg以上、または乗車定員30人以上であるものを指す。
31	38	おおいたししょうぼうだん 大分市消防団ビジョン	本市消防団が社会へ柔軟に対応し、地域防災の中核として、市民の安全と安心を守る組織であり続けるための方向性を示すとともに、その実現に向けた施策を進める指針とすることを目的として2019(令和元)年に策定。目指すべき将来像を掲げ、その実現に向けた2つの目標と達成するための指針となる6つの基本施策をまとめたもの。
32	38	ひるしょうぼうだん かた昼消防団	消防団が子どもに対して消防に関する防災体験教育を行い、将来の地域防災を担う人材を育てるとともに、顔の見える防災を作るための効果的な取組。 なお、「かた昼」とは、大分弁で「半日」を指し、子どもの負担にならない程度の回数と時間で取り組んでいる。

No.	頁	用語	説明
33	43	メディカルコントロール体制	救急救命士を含む救急隊員が行う救急活動の質を保証するために、医師による医学的観点からの指示及び指導、助言、事後検証、病院実習等の再教育を充実させていく体制のこと。
34	43	高度な救命処置とよばれる3行為	救急救命士の国家資格を取得した後に、医療機関での実習などを行うことで初めて実施可能となる処置がある。現在、心肺停止時に行う気管挿管、薬剤投与、心肺停止前輸液とブドウ糖投与という3つの救命処置について、それぞれの実施資格を得るための認定制度がある。また、実施後は必ず医師から、医学的に正しい判断の上行った行為であるか事後検証を受けなければならない処置である。
35	43	認定救命士	医療機関での実習などを行うことで、初めて実施可能となる処置の実施資格を得た救急救命士が「認定救命士」と呼ばれている。
36	43	救急ワークステーション	救急車と救急隊員3人を派遣し、実習を行う場所。救急事故が発生した場合は、救急隊は医療機関から出動する。 なお、状況に応じて医師が同乗して出動し、現場で必要な処置を行う。
37	43	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡	気道確保を目的とした気管挿管時に、口腔内の様子や挿入具合などをモニター画面で確認できる医療機器。本市では、2018（平成30）年に導入済。
38	43	指導救命士	救急業務に関する知識や、経験の豊富な救急救命士の能力を生かし、経験の少ない救急隊員等に対する指導を効果的に行うことを目的に認定した、指導的立場にある救急救命士。
39	44	大分県メディカルコントロール協議会	消防法35条の8のなかで、救急搬送の基準と病院前救護（救急活動）に関することを協議する場として、救急搬送協議会の設置が都道府県に義務付けられている。この救急搬送協議会の傘下に、救急活動の質を保証するための大分県メディカルコントロール協議会が置かれている。
40	44	事後検証・事後検証医	救急隊員の行った活動内容を、医学的な視点で検証することを事後検証といい、事後検証を行う医師のことを事後検証医という。
41	44	救急資器材	比較的小さく容易に持ち運びできる装備器材を指し、主に救急車に搭載される器具等を指す。
42	44	救急業務の高度化	救急業務が法制化された1964（昭和39）年頃は、交通外傷や一般負傷のけがによる救急要請が主であったが、昭和の後期以降は、高齢化による急病での救急要請が増加してきた。これに伴い、搬送が主だった救急業務について、現場で医学的な処置を行うことにより救命率向上につながるのではという議論がはじまり、1991（平成3）年には救急救命士法が施行された。現在では救急隊が許された医学的な処置を現場で実施しながら搬送することが救命率の向上として求められており、この流れが「救急業務の高度化」と呼ばれている。
43	44	SPD	“Supply（供給）Processing（加工）Distribution（分配）”の略で、救急隊が使用し、消費する救急消耗品の調達、購入、使用、補充などの物品の流れを一元化し、コスト削減、原価管理を行うシステム。業務の効率化、救急業務の安全性の向上が期待できる。（神戸市消防局、横浜市消防局などが導入済。）
44	44	12誘導心電図伝送システム	救急現場から心電図を搬送先の医療機関に伝送するシステム。急性心筋梗塞などの心疾患に対して、早期発見、必要な事前の準備、治療開始までの時間が短縮され、救命率の向上が期待できる。本市では、2019（令和元）年度に導入済。



No.	頁	用語	説明
45	47	でいーまっと DMAT	“Disaster Medical Assistance Team”の略で、「災害急性期に活動できる機動性を持った専門的なトレーニングを受けた医療チーム」と定義されている。災害現場から医師が医療を開始するチームであり、救急活動を行う消防機関と連携することが重要とされている。
46	47	ドクターカー	人工心臓マッサージ器や人工呼吸器、検査装置の医療機械を搭載し、医師及び看護師が同乗して、救急現場へ直接出動する救急車の一種。
47	47	ドクターヘリ	救急医療用の医療機器を装備したヘリコプターであり、医師及び看護師が同乗して救急現場に向かい、現場から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療（航空救急）を行うことができる専用ヘリコプターである。現在、大分県では大分大学医学部附属病院が保有するドクターヘリが1機運用されている。
48	47	おおいたでいーまっと 大分DMAT	日本DMATが原則、大規模災害発生時の都道府県の派遣要請に基づくものに対して、大分DMAT独自の出動基準は「災害または事故により、被災現場において、医療を必要とする傷病者が1人以上いると消防機関が判断した場合とする。ただし、傷病者全員が事故現場から速やかに救助され、医療機関への搬送が可能な場合を除く。」とされており、消防機関による出動要請が可能であることを特色としている。また、救出に時間を要すると思われる交通事故なども出動の対象となるため、出動頻度は多いことから、連携体制を構築することは非常に重要である。
49	47	マスギャザリング	日本集団災害医学会では、「一定期間、限定された地域において、同一目的で集合した多人数の集団」と定義されている。多人数の定義に関しては、報告者によってさまざまであり、1,000人以上から2万5,000人以上と幅広く一定ではないが、日本では1,000人以上としている。
50	47	きゅうきゅうかんれんだんたい 救急関連団体	「大分救急医学会」などの、病院前救護について連携が必要な団体のこと。大分救急医学会は、大分県の救急医療につき検討し、地域のための救急医療の発展に努めることを目的とした学会であり、救急隊員部会・市民へのBLS（一次救命措置：主に胸骨圧迫と人工呼吸からなる心肺蘇生法やAEDの使用等）普及部会等の部会が設置されている。
51	51	えーいーでいー AED	“Automated External Defibrillator”の略で、自動体外式除細動器という。心停止（必ずしも心静止ではない）の際に、機器が自動的に心電図の解析を行い、心室細動を検出した際は除細動を行う医療機器。除細動器の一つであるが、動作が自動化されているため、施術者が非医療従事者でも使用できる。
52	51	バイスタンダー	目の前で人が倒れた場合に居合わせた人。
53	51	おうきゅうてあてふきゅういん 応急手当普及員 こうしゅう 講習	3日間の講習を受講し、基礎医学（人体の構造、感染防止）と応急手当（AEDの取扱を含む）の実技や指導方法等が学べ、講習修了後は応急手当普及員認定証が交付され、応急手当普及員として、地域の方や所属する事業所の従業員へ、心肺蘇生法の指導（講習会）を行うことができる。
54	51	じょうきゅうきゅうめいごうしゅう 上級救命講習	乳児・小児・成人に対する心肺蘇生、AEDの取扱、止血法や気道異物の除去など、その他の応急処置を学ぶコースで最後に実技・筆記テストが行われ、合格者には修了証が交付される。
55	51	ふつうきゅうめいごうしゅう 普通救命講習Ⅰ	成人に対する心肺蘇生、AEDの取扱、止血法や気道異物の除去などの応急処置を学ぶコースで、本市では毎月9、19、29日を応急手当の日として定期開催も実施。受講者には修了証が交付される。
56	51	ふつうきゅうめいごうしゅう 普通救命講習Ⅱ	普通救命講習Ⅰに実技・筆記テストを加えたコースで、合格者には修了証が交付される。

No.	頁	用語	説明
57	51	ふつうきゅうめいごうしゅう 普通救命講習Ⅲ	乳児・小児に対する心肺蘇生法、AEDの取扱、止血法や気道異物の除去などの応急処置を学ぶコースで、2019（令和元）年度の要綱改正により新設したものの。受講者には修了証が交付される。
58	51	いっぽんごうしゅう きゅうめい 一般講習・救命 入門コース	胸骨圧迫やAEDの取扱などの応急手当の入門編。2019（令和元）年度の要綱改定により「一般救命講習」を廃止し、講習時間を従来の普通救命講習から短縮した「救命入門コース」を新設し、参加者には参加証が交付される。
59	51	きゅうせいど 救マーク制度	救マークとは、ホテル・旅館、店舗、公共施設等、不特定多数の人が利用する施設において万が一、だれかが急病で倒れけがをした場合に、AEDを含めた適切な応急手当（人工呼吸や胸骨圧迫、止血など）ができ、なおかつ119番通報や救急車の誘導など、スムーズに救急隊に引継ぎができる施設に交付し、救命講習受講者が施設に常駐することで、利用者に「安心して利用できる施設」であることを表示するもの。 本市では、2010（平成22）年より、救マーク制度を設け、2020（令和2）年4月1日現在で213施設が登録している。
60	51	きゅうきゅう ひ 救急の日	救急の日（9月9日）は、「9（きゅう）9（きゅう）」の語呂合わせから、救急医療関係者の意識を高めるとともに、救急医療や救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めることを目的として、1982（昭和57）年に厚生労働省によって定められた。また、「救急の日」を含む1週間を「救急医療週間」として、応急手当の講習会を中心とした救急に関するさまざまな行事が実施されている。
61	51	サンキューカード	救急現場等で応急手当（心配蘇生法等）を行っていただいた方に、感謝の意を伝えるとともに、応急手当実施後の心の不安などに対するサポートを目的に「サンキューカード」の配布を検討している。多くの市民にとって、バイスタンダーとなる場面に遭遇する可能性は少なく、非日常の出来事であるため、場合によっては大きなストレスを抱えてしまうことも考えられる。バイスタンダーが、心や体に不安が生じた場合は、消防局が相談窓口となり対応を行うなど救急業務協力者への支援を行う。
62	55	きんきゅうどはんていたいけい 緊急度判定体系	緊急度判定体系を普及させる目的は、地域の限られた救急車を有効に活用し、「緊急性が高い傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるようにする」こと、「住民が適切なタイミングで医療機関を受診できるように支援する」ことである。傷病者が医療機関へ救急搬送されるまでの間に、緊急度を判定する場面が大きく4つあると考えられる。それが、「家庭での自己判断」「電話相談」「119番通報を受けた通信指令室」「救急現場」である。
63	55	きゅうすけ Q助	全国版救急受診アプリのこと。住民の緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するため、緊急度判定プロトコルver. 2（家庭自己判断）をもとに総務省消防庁が作成した。主な機能として、該当する症状及び症候を画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応（「今すぐ救急車を呼びましょう」「できるだけ早めに医療機関を受診しましょう」「緊急ではありませんが医療機関を受診しましょう」または「引き続き、注意して様子をみてください」）が表示される。その後、医療機関の検索や、受診手段の検索（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会の「全国タクシーガイド」にリンク）を行うことができる。

No.	頁	用語	説明
64	55	救急安心センター事業 (#7119)	急なけがや病気をしたとき、救急車を呼んだ方がいいか、今すぐに病院に行った方がいいかなど、その判断に迷う場合、専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口が救急安心センター事業（#7119）である。寄せられた相談は、電話口で医師、看護師、相談員が話を伺い、病気やけがの症状を把握して、救急車を呼んだ方がいいか、急いで病院を受診した方がいいか、受診できる医療機関はどこか等を案内する。総務省重点施策2021として、消防防災施設整備費補助金等の整備に係る支援を行い、総務省消防庁が当該事業の全国展開を推進している。
65	55	ボイストラ	NICT（総務省所管の国立研究開発法人 情報通信研究機構。本部は東京都小金井市。）が開発した多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra（ボイストラ）」をベースとして、救急現場で使用頻度が高い会話内容を「定型文」として登録し、外国語による音声と画面の文字により、円滑なコミュニケーションを図ることが可能となるもの。また、定型文以外の会話でも、音声翻訳が可能となっている。さらに、話した言葉が日本語文字として表記されることから、聴覚障害者などとのコミュニケーションにも活用できる。なお、通信料は利用者負担となるが、同アプリのダウンロードや利用料は無料。対応言語は、以下の15言語。本市で導入済。 (1) 英語 (2) 中国語 (3) 韓国語 (4) スペイン語 (5) フランス語 (6) タイ語 (7) インドネシア語 (8) ベトナム語 (9) ミャンマー語 (10) 台湾華語 (11) マレー語 (12) ロシア語 (13) ドイツ語 (14) ネパール語 (15) ブラジルポルトガル語
66	55	三者間同時通訳	電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介して、24時間365日主要な言語で対応するもの。外国人からの119番通報を本部の指令センターで受け、それを電話通訳センターへ転送することで、三者間同時通訳を行う。また、119番通報時だけではなく、現場対応時においても、電話を交互に受け渡し、電話通訳センターに通訳を依頼することが可能。本市で導入済。
67	58	救助事故種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物等による事故…建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設、またはこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故をいう。</li> <li>・交通事故…すべての交通機関相互の衝突及び接触または単一事故若しくは歩行者等が交通機関に接触したこと等による事故をいう。</li> <li>・水難事故…水泳中の溺者または水中転落事故等による事故をいう。</li> <li>・機械による事故…エレベーター、プレス機械、ベルトコンベアその他の建設機械、工作機械等による事故をいう。</li> <li>・火災…火災現場において直接火災に起因して生じた事故をいう。</li> <li>・破裂事故…火災以外のボイラー、ボンベ等の物理的破裂による事故をいう。</li> <li>・風水害等自然災害事故…暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地すべり、その他異常な自然現象に起因する災害による事故をいう。</li> <li>・ガス及び酸欠事故…一酸化炭素中毒その他のガス中毒事故、酸素欠乏による事故等をいう。</li> <li>・その他の事故…上記に含まれない事故をいう。</li> </ul>
68	58	高度救助隊等	高度救助隊の他、消防大学校救助科卒業者などの高度な知識を得た職員を指すもの。



No.	頁	用語	説明
69	58	しょうぼうきゅうじょぎじゆつし 消防救助技術指導会	1972（昭和47）年から毎年、一般財団法人 全国消防協会が開催する全国大会。救助技術の高度化に必要な基本的要素を練磨することを通じて、消防救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うとともに、全国の消防救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて、他の模範となる消防救助隊員を育成し、全国市民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的としている。なお、全国大会の前に九州大会、大分県大会がある。
70	60	きんきゆうしょうぼうえんじょたい 緊急消防援助隊 とう等	緊急消防援助隊、県内応援隊、国際消防救助隊、その他協定に基づく応援隊。
71	60	きんきゆうしょうぼうえんじょたい 緊急消防援助隊	日本における全国的な消防応援の制度、及び同制度に基づく消防部隊。被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う。消防関係者の間では「緊援隊（きんえんたい）」と呼称されることも多い。1995（平成7）年1月17日の阪神・淡路大震災は、死者6,000人、負傷者40,000人、家屋被害500,000棟を超える被害をもたらし、兵庫県内の消防応援とあわせて、全41都道府県延べ約30,000人の消防応援が実施された。しかし、戦後空前の大災害、加えて初めての事案だったこともあり、全国規模での災害派遣の体制はなく、応援部隊の初動・編成・活動等に関する規定やマニュアルが整備もされておらず、主に指揮統制や運用面で多くの課題を残した。これを契機に自治省消防庁（現在の総務省消防庁）は、1995（平成7）年6月に全国の消防機関による消防応援を迅速・円滑に実施するため、緊急消防援助隊制度を発足させた。
72	63	あいあーるていー IRT	“International Rescue Team” の略で、国際消防救助隊のこと。国際緊急援助隊（JDR：Japan Disaster Relief Team）の救助チームとして編成されている消防の部隊で、政令指定都市及び中核市の77消防本部、599人が登録しており、本市においても6人の隊員を登録している。主な役割は、国外の被災地での被災者の検索、救助、応急処置等を任務としている。日本の救助チームは、国際捜索救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）より能力評価で、最高分類の高評価「重（ヘビー）」の評価を受けており、統一した技術や知識等を習得し、習熟するために積極的な連携訓練及び習熟訓練を行う必要がある。その習得した技術や知識等は、消防局内で共有し、本市の災害現場において生かすことが重要である。

No.	頁	用語	説明
72	63	あいはーるていー I R T	“International Rescue Team” の略で、国際消防救助隊のこと。国際緊急援助隊（J D R : Japan Disaster Relief Team）の救助チームとして編成されている消防の部隊で、政令指定都市及び中核市の77消防本部、599人が登録しており、本市においても6人の隊員を登録している。主な役割は、国外の被災地での被災者の検索、救助、応急処置等を任務としている。日本の救助チームは、国際捜索救助諮問グループ（I N S A R A G : International Search and Rescue Advisory Group）より能力評価で、最高分類の高評価「重（ヘビー）」の評価を受けており、統一した技術や知識等を習得し、習熟するために積極的な連携訓練及び習熟訓練を行う必要がある。その習得した技術や知識等は、消防局内で共有し、本市の災害現場において生かすことが重要である。
21	32	あいしーていー I C T	“Information and Communication Technology” の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称である。I Tに“Communication（通信、伝達）”という言葉が入っており、I Tよりも通信によるコミュニケーションの重要性を強調している。単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や、知識の共有を重要視している。 <b>【参考】</b> 経済産業省では、通信技術そのものを扱うことが多いので「I T」を用いており、総務省では、情報通信産業を扱うことが多いので「I C T」を用いている。
17	25	あわしょうがやくさいこんごう 泡消火薬剤混合システム	水と消火薬剤を比例混合した水溶液を、泡放出口より空気を含むエアフォームとして散布し、燃焼面を覆い空気を遮断するとともに、冷却効果で消火する方法である。
3	8	あんせいなんかい しん 安政南海地震	江戸時代後期の嘉永7年11月5日（1854年12月24日）に発生した南海地震である。南海トラフ巨大地震の1つとされ、約32時間前に発生した安政東海地震とともに安政地震、安政大地震とも総称される。この地震が起きた当時の文書には、嘉永七年と記録されているが、この天変地異や内裏炎上、前年の黒船来航を期に改元されて安政と改められ、歴史年表上では安政元年（1854年）であることから、安政を冠して呼ばれる。
58	51	いっばんこうしゅう きゅうめい 一般講習・救命 入門コース にゅうもん	胸骨圧迫やA E Dの取扱などの応急手当の入門編。2019（令和元）年度の要綱改定により「一般救命講習」を廃止し、講習時間を従来の普通救命講習から短縮した「救命入門コース」を新設し、参加者には参加証が交付される。
51	51	えーいーでいー A E D	“Automated External Defibrillator” の略で、自動体外式除細動器という。心停止（必ずしも心静止ではない）の際に、機器が自動的に心電図の解析を行い、心室細動を検出した際は除細動を行う医療機器。除細動器の一つであるが、動作が自動化されているため、施術者が非医療従事者でも使用できる。
43	44	えすびーでいー S P D	“Supply（供給）Processing（加工）Distribution（分配）” の略で、救急隊が使用し、消費する救急消耗品の調達、購入、使用、補充などの物品の流れを一元化し、コスト削減、原価管理を行うシステム。業務の効率化、救急業務の安全性の向上が期待できる。（神戸市消防局、横浜市消防局などが導入済。）
53	51	おうきゅうてあてふきゅういん 応急手当普及員 講習 こうしゅう	3日間の講習を受講し、基礎医学（人体の構造、感染防止）と応急手当（A E Dの取扱を含む）の実技や指導方法等が学べ、講習修了後は応急手当普及員認定証が交付され、応急手当普及員として、地域の方や所属する事業所の従業員へ、心肺蘇生法の指導（講習会）を行うことができる。

No.	頁	用語	説明
25	35	おおいたけんしょうぼうがっこう 大分県消防学校	複雑多様化、大規模化する各種災害に対応するため、消防職員、消防団員及び消防関係者に対し、消防の責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、消防に関する知識、技術の修得、規律の保持、協同精神のかん養を図り、もって地域住民の期待と信頼に応え得る近代消防人を育成することを目的に設置された大分県の機関である。大分県由布市に置かれている。
5	8	おおいたけんちゅうぶじしん 大分県中部地震	1975（昭和50）年4月21日の午前2時35分に、大分県中部（玖珠郡・大分郡付近）を震央として発生した、内陸直下型地震である。大分地震とも呼ばれている。
39	44	おおいたけん 大分県メディカル コントロール きょうぎかい 協議会	消防法35条の8のなかで、救急搬送の基準と病院前救護（救急活動）に関することを協議する場として、救急搬送協議会の設置が都道府県に義務付けられている。この救急搬送協議会の傘下に、救急活動の質を保証するための大分県メディカルコントロール協議会が置かれている。
31	38	おおいたししょうぼうだん 大分市消防団ピ ジョン	本市消防団が社会へ柔軟に対応し、地域防災の中核として、市民の安全と安心を守る組織であり続けるための方向性を示すとともに、その実現に向けた施策を進める指針とすることを目的として2019（令和元）年に策定。目指すべき将来像を掲げ、その実現に向けた2つの目標と達成するための指針となる6つの基本施策をまとめたもの。
48	47	おおいたでいーまっど 大分DMAT	日本DMATが原則、大規模災害発生時の都道府県の派遣要請に基づくものに対して、大分DMAT独自の出動基準は「災害または事故により、被災現場において、医療を必要とする傷病者が1人以上いると消防機関が判断した場合とする。ただし、傷病者全員が事故現場から速やかに救助され、医療機関への搬送が可能な場合を除く。」とされており、消防機関による出動要請が可能であることを特色としている。また、救出に時間を要すると思われる交通事故なども出動の対象となるため、出動頻度は多いことから、連携体制を構築することは非常に重要である。
30	35	おおがたうてんめんきょ 大型運転免許	2007（平成19）年施行の改正道路交通法で中型運転免許が新設され、大型運転免許を必要とする車両規模の下限が、改正前の特定大型車（政令大型車）に相当するものに変更された。この（新）大型免許については、21歳以上で3年以上の運転経験を持つ者が受験資格（自衛官を除く）となる。 【参考】大型自動車とは、車両総重量11,000kg以上、最大積載量6,500kg以上、または乗車定員30人以上であるものを指す。
27	35	おーじえーていー OJT	“On the Job Training”の略で、通常業務のなかで行われるトレーニングのことを指す。業務現場でしか得られない仕事の進め方や知識、技能を習得できる。業務現場以外の急変する環境に即した教育が可能なOFF-JTとともに、職員教育の相互補完的な役割を担っている。
28	35	おふじえーていー OFF-JT	“Off the Job Training”の略で、業務を離れ、教育目的で行われるトレーニングのことを指す。講習会や研修会を開き、OJTでは習得できない知識や技術の教育を行う。
32	38	ひるしょうぼうだん かた昼消防団	消防団が子どもに対して消防に関する防災体験教育を行い、将来の地域防災を担う人材を育てるとともに、顔の見える防災を作るための効果的な取組。 なお、「かた昼」とは、大分弁で「半日」を指し、子どもの負担にならない程度の回数と時間で取り組んでいる。



No.	頁	用語	説明
12	18	危険物施設 <small>きけんぶつしせつ</small>	消防法（昭和23年法律第186号）で「危険物」に定められている物質の製造、または貯蔵、取り扱う場合に必要となる施設である。危険物とは、引火・発火性がある、燃焼を促進させる、中毒を引き起こすなど、大きな災害の原因となりうる物質の総称で、これらを大量に保管または取り扱う場合には、法律や条例などが定めている厳しい基準を満たし、特別に許可を得る必要がある。このような危険物を「指定数量以上の製造・貯蔵・取り扱いなどを行う際に使用する建物等」のことを指しており、用途によって「危険物製造所」「危険物貯蔵所」「危険物取扱所」の3つに分類される。
64	55	救急安心センター事業 <small>きゅうきゅうあんしん</small> <small>じぎょう</small> (#7119)	急なけがや病気をしたとき、救急車を呼んだ方がいいか、今すぐに病院に行った方がいいかなど、その判断に迷う場合、専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口が救急安心センター事業（#7119）である。寄せられた相談は、電話口で医師、看護師、相談員が話を伺い、病気やけがの症状を把握して、救急車を呼んだ方がいいか、急いで病院を受診した方がいいか、受診できる医療機関はどこか等を案内する。総務省重点施策2021として、消防防災施設整備費補助金等の整備に係る支援を行い、総務省消防庁が当該事業の全国展開を推進している。
50	47	救急関連団体 <small>きゅうきゅうかんれんだんたい</small>	「大分救急医学会」などの、病院前救護について連携が必要な団体のこと。大分救急医学会は、大分県の救急医療につき検討し、地域のための救急医療の発展に努めることを目的とした学会であり、救急隊員部会・市民へのBLS（一次救命措置：主に胸骨圧迫と人工呼吸からなる心肺蘇生法やAEDの使用等）普及部会等の部会が設置されている。
42	44	救急業務の高度化 <small>きゅうきゅうぎょうむこうど</small> <small>か</small>	救急業務が法制化された1964（昭和39）年頃は、交通外傷や一般負傷のけがによる救急要請が主であったが、昭和の後期以降は、高齢化による急病での救急要請が増加してきた。これに伴い、搬送が主だった救急業務について、現場で医学的な処置を行うことにより救命率向上につながるのではという議論がはじまり、1991（平成3）年には救急救命士法が施行された。現在では救急隊が許された医学的な処置を現場で実施しながら搬送することが救命率の向上として求められており、この流れが「救急業務の高度化」と呼ばれている。
41	44	救急資器材 <small>きゅうきゅうしきざい</small>	比較的小さく容易に持ち運びできる装備器材を指し、主に救急車に搭載される器具等を指す。
60	51	救急の日 <small>きゅうきゅうひ</small>	救急の日（9月9日）は、「9（きゅう）9（きゅう）」の語呂合わせから、救急医療関係者の意識を高めるとともに、救急医療や救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めることを目的として、1982（昭和57）年に厚生労働省によって定められた。また、「救急の日」を含む1週間を「救急医療週間」として、応急手当の講習会を中心とした救急に関するさまざまな行事が実施されている。
36	43	救急ワークステーション <small>きゅうきゅう</small>	救急車と救急隊員3人を派遣し、実習を行う場所。救急事故が発生した場合は、救急隊は医療機関から出動する。 なお、状況に応じて医師が同乗して出動し、現場で必要な処置を行う。

No.	頁	用語	説明
67	58	きゅうじょじこしゅべつ 救助事故種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物等による事故…建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設、またはこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故をいう。</li> <li>・交通事故…すべての交通機関相互の衝突及び接触または単一事故若しくは歩行者等が交通機関に接触したこと等による事故をいう。</li> <li>・水難事故…水泳中の溺者または水中転落事故等による事故をいう。</li> <li>・機械による事故…エレベーター、プレス機械、ベルトコンベアその他の建設機械、工作機械等による事故をいう。</li> <li>・火災…火災現場において直接火災に起因して生じた事故をいう。</li> <li>・破裂事故…火災以外のボイラー、ボンベ等の物理的破裂による事故をいう。</li> <li>・風水害等自然災害事故…暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地すべり、その他異常な自然現象に起因する災害による事故をいう。</li> <li>・ガス及び酸欠事故…一酸化炭素中毒その他のガス中毒事故、酸素欠乏による事故等をいう。</li> <li>・その他の事故…上記に含まれない事故をいう。</li> </ul>
63	55	きゅうすけ Q助	<p>全国版救急受診アプリのこと。住民の緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するため、緊急度判定プロトコルver. 2（家庭自己判断）をもとに総務省消防庁が作成した。主な機能として、該当する症状及び症候を画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応（「今すぐ救急車を呼びましょう」「できるだけ早めに医療機関を受診しましょう」「緊急ではありませんが医療機関を受診しましょう」または「引き続き、注意して様子を見てください」）が表示される。その後、医療機関の検索や、受診手段の検索（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会の「全国タクシーガイド」にリンク）を行うことができる。</p>
59	51	きゅうせいで 救マーク制度	<p>救マークとは、ホテル・旅館、店舗、公共施設等、不特定多数の人が利用する施設において万が一、だれかが急病で倒れけがをした場合に、AEDを含めた適切な応急手当（人工呼吸や胸骨圧迫、止血など）ができ、なおかつ119番通報や救急車の誘導など、スムーズに救急隊に引継ぎができる施設に交付し、救命講習受講者が施設に常駐することで、利用者に「安心して利用できる施設」であることを表示するもの。</p> <p>本市では、2010（平成22）年より、救マーク制度を設け、2020（令和2）年4月1日現在で213施設が登録している。</p>
71	60	きんきゅうしょうぼうえんじょたい 緊急消防援助隊	<p>日本における全国的な消防応援の制度、及び同制度に基づく消防部隊。被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う。消防関係者の間では「緊援隊（きんえんたい）」と呼称されることも多い。1995（平成7）年1月17日の阪神・淡路大震災は、死者6,000人、負傷者40,000人、家屋被害500,000棟を超える被害をもたらし、兵庫県内の消防応援とあわせて、全41都道府県延べ約30,000人の消防応援が実施された。しかし、戦後空前の大災害、加えて初めての事案だったこともあり、全国規模での災害派遣の体制はなく、応援部隊の初動・編成・活動等に関する規定やマニュアルが整備もされておらず、主に指揮統制や運用面で多くの課題を残した。これを契機に自治省消防庁（現在の総務省消防庁）は、1995（平成7）年6月に全国の消防機関による消防応援を迅速・円滑に実施するため、緊急消防援助隊制度を発足させた。</p>
70	60	きんきゅうしょうぼうえんじょたい 緊急消防援助隊 とう 等	緊急消防援助隊、県内応援隊、国際消防救助隊、その他協定に基づく応援隊。

No.	頁	用語	説明
62	55	緊急度判定体系 <small>きんきゅうどはんていたいけい</small>	緊急度判定体系を普及させる目的は、地域の限られた救急車を有効に活用し、「緊急性が高い傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるようにする」こと、「住民が適切なタイミングで医療機関を受診できるように支援する」ことである。傷病者が医療機関へ救急搬送されるまでの間に、緊急度を判定する場面が大きく4つあると考えられる。それが、「家庭での自己判断」「電話相談」「119番通報を受けた通信指令室」「救急現場」である。
20	32	高機能通信指令システム <small>こうきんのうつうしんしせい</small>	119番通報の受付、災害地点の地図検索、火災・救急等の自動出動指令、消防・救急デジタル無線の通信、消防活動に関する支援情報等を一括して制御できるシステムのことで、指令装置、表示盤、無線統制台、指令伝送装置、出動車両運用管理装置等で構成される。
22	32	口頭指導 <small>こうとうしどう</small>	救急要請受信時に現場付近にいる方に対して、通信指令センター通信員が電話等により応急手当の協力を要請し、口頭で応急手当の指導を行うことをいう。
68	58	高度救助隊等 <small>こうどきゅうじょたいどう</small>	高度救助隊の他、消防大学校救助科卒業者などの高度な知識を得た職員を指すもの。
34	43	高度な救命処置と呼ばれる3行 い 為 <small>こうど きゅうめい そち</small>	救急救命士の国家資格を取得した後に、医療機関での実習などを行うことで初めて実施可能となる処置がある。現在、心肺停止時に行う気管挿管、薬剤投与、心肺停止前輸液とブドウ糖投与という3つの救命処置について、それぞれの実施資格を得るための認定制度がある。また、実施後は必ず医師から、医学的に正しい判断の上行った行為であるか事後検証を受けなければならない処置である。
13	18	コンビナート等 特別防災区域 <small>とくべつぼうさいくいき</small>	石油コンビナート等特別防災区域での災害の発生防止、または災害が発生した時の対処法、さまざまな手続きなどについては、石油コンビナート等災害防止法により、基準的に法令化している。石油コンビナートという巨大工場群で取り扱っているものは、揮発性が高かったり（石油やトルエンなど）、毒劇物とされているもの（塩素、苛性ソーダなど）を取り扱っている関係上、一度災害が起きるとその様相は他の災害とは異なり、人的、物的、経済的被害も甚大なものとなる。そこで、その災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、その他災害の防止に関する法律との相乗効果により、石油コンビナート等の「特別防災区域」とされている場所での災害発生、災害の拡大防止等のために行うさまざまな対策を促し、災害から国民の生命、身体及び財産（当然コンビナート自体も含む）を保護することを目的としている。コンビナートに必ず自衛消防隊（自衛防災組織と呼ばれている）が置かれているのは、この法律が拠り所となっている。
61	51	サンキューカード	救急現場等で応急手当（心配蘇生法等）を行っていただいた方に、感謝の意を伝えるとともに、応急手当実施後の心の不安などに対するサポートを目的に「サンキューカード」の配布を検討している。多くの市民にとって、バイスタンダーとなる場面に遭遇する可能性は少なく、非日常の出来事であるため、場合によっては大きなストレスを抱えてしまうことも考えられる。バイスタンダーが、心や体に不安が生じた場合は、消防局が相談窓口となり対応を行うなど救急業務協力者への支援を行う。
66	55	三者間同時通訳 <small>さんしゃかんだう じつうやく</small>	電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介して、24時間365日主要な言語で対応するもの。外国人からの119番通報を本部の指令センターで受け、それを電話通訳センターへ転送することで、三者間同時通訳を行う。また、119番通報時だけでなく、現場対応時においても、電話を交互に受け渡し、電話通訳センターに通訳を依頼することが可能。本市で導入済。



No.	頁	用語	説明
10	11	資機材 <small>しまざい</small>	主に動力がある装備機材を指す。例として救助資機材があり、消防法第36条の2に基づき制定された「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に定められた装備機材である。
15	23	指揮隊 <small>しきたい</small>	大隊長を中心とした、各部隊を統括する隊。災害現場において災害の情報収集、部隊の統制を行うことを任務とする。
40	44	事後検証・事後検証医 <small>じごけんしやう じごけんしやうい</small>	救急隊員の行った活動内容を、医学的な視点で検証することを事後検証といい、事後検証を行う医師のことを事後検証医という。
38	43	指導救命士 <small>しどうきゆうめいし</small>	救急業務に関する知識や、経験の豊富な救急救命士の能力を生かし、経験の少ない救急隊員等に対する指導を効果的に行うことを目的に認定した、指導的立場にある救急救命士。
44	44	12誘導心電図伝送システム <small>じゆうにゆうどうしんでんず だんそうしんていず</small>	救急現場から心電図を搬送先の医療機関に伝送するシステム。急性心筋梗塞などの心疾患に対して、早期発見、必要な事前の準備、治療開始までの時間が短縮され、救命率の向上が期待できる。本市では、2019（令和元）年度に導入済。
18	27	消火栓 <small>しょうかせん</small>	消火活動に必要な水を供給する為の設備。大きく分けて、主に消防隊が用いる消防水利として設置されたものと、消防法等により建築物等に消防用設備として設置を義務付けられ、主に一般人や自衛消防隊が用いるものとの二種類がある。本計画では、消防水利としての消火栓を指す。
54	51	上級救命講習 <small>じようきゆうきゆうめいどうしやう</small>	乳児・小児・成人に対する心肺蘇生、AEDの取扱、止血法や気道異物の除去など、その他の応急処置を学ぶコースで最後に実技・筆記テストが行われ、合格者には修了証が交付される。
69	58	消防救助技術指導会 <small>しょうぼうきゆうじゆきじゆつし どうかい</small>	1972（昭和47）年から毎年、一般財団法人 全国消防協会が開催する全国大会。救助技術の高度化に必要な基本的要素を練磨することを通じて、消防救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うとともに、全国の消防救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて、他の模範となる消防救助隊員を育成し、全国市民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的としている。なお、全国大会の前に九州大会、大分県大会がある。
1	1	消防組織法 <small>しょうぼうそしきほう</small>	日本の消防の任務範囲、消防責任を市町村が負うこと、消防機関の構成、などについて規定する法律。消防に関する基本法と呼ぶべき内容を有する。法令番号は、昭和22年法律第226号、1947（昭和22）年12月23日に公布された。 <b>【参考】</b> 消防法は、主として防火に関する法律である。
24	35	消防大学校 <small>しょうぼうだいがっこう</small>	消防組織法第5条、総務省組織令第152条を設置根拠とする総務省消防庁の施設等機関で、教育訓練機関である。国、地方公共団体の消防上級幹部に対し、必要な知識、技能、指導能力及び管理能力を修得させるための教養を行うほか、消防業務に関する研究を行う機関であり、東京都調布市に置かれている。「消防大学」と略称される例があるが、学校教育法第1条に定められた大学（文部科学省が所管）ではない。消防上級幹部等を対象とする省庁大学校であり、一般の新規高卒者を入学対象とする施設ではない。
2	1	消防法 <small>しょうぼうほう</small>	「火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること」（1条）を目的とする法律である。法令番号は、昭和23年法律第186号、1948（昭和23）年7月24日に公布された。消防本部における消防吏員及び消防団の消防団員の職務についても定める。

No.	頁	用語	説明
29	35	ちゅうがたうんてんめんきよ 中型運転免許	2007年（平成19）年施行の改正道路交通法で新設された、新たな免許区分である。2007年法改正以前の「普通自動車」としていた者の運転免許証は、道交法改正で中型自動車の8トン限定免許（免許証の条件欄に『中型車は中型車（8 t）に限る』と表記される）となった。なお、これらの「8トン」は車両総重量を指す。 【参考】中型自動車とは、日本の道路交通法令における自動車の区分のひとつである。大型自動車に該当しない自動車のうち、車両総重量7,500kg以上11,000kg未満、最大積載量4,500kg以上6,500kg未満、または乗車定員11人以上29人以下であるものを指す。具体例としては、一般的な「4トン（積）トラック」及び「6トン（積）トラック」、「マイクロバス」が該当する。
6	8	ちゅうぶえんがんじ チリ中部沿岸地 しん 震	チリ中部沿岸で2010（平成22）年2月27日3時34分14秒（現地夏時間：6時34分14秒UTC）に発生した大地震である。地震の規模は、USGS（アメリカ地質調査所）によれば、モーメントマグニチュード（Mw）で8.8だった。1900年以降、チリでは1960（昭和35）年5月のチリ地震に次ぐ規模、世界でも発生当時では5番目の規模の地震となった。
45	47	てい-まっど DMAT	“Disaster Medical Assistance Team” の略で、「災害急性期に活動できる機動性を持った専門的なトレーニングを受けた医療チーム」と定義されている。災害現場から医師が医療を開始するチームであり、救急活動を行う消防機関と連携することが重要とされている。
7	9	とうほくちほうたいへいよう 東北地方太平洋 おきしん 沖地震	2011（平成23）年3月11日（金）14時46分ごろに、日本の三陸沖の太平洋を震源として発生した地震である。地震の規模はモーメントマグニチュード（Mw）9.0で、日本の観測史上最大規模だった。また、宮城県栗原市で最大震度7が観測された。気象庁により震度7が記録されたのは、1995（平成7）年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、2004（平成16）年の新潟県中越地震以来、観測史上3回目である。この地震による被害は、「東日本大震災」と呼ばれる。本震の地震動と、それに伴う津波、及びその後の余震は、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらし、日本において第二次世界大戦後最悪の自然災害とも言われている。また、国際原子力事象評価尺度で、最も深刻なレベル7と評価された福島第一原子力発電所事故もあわせて発生した。
16	23	とくしゅしゃたい 特殊車隊	主に大型車両のうち、はしご車、水槽車を運用する隊。
46	47	ドクターカー	人工心臓マッサージ器や人工呼吸器、検査装置の医療機械を搭載し、医師及び看護師が同乗して、救急現場へ直接出動する救急車の一種。
47	47	ドクターヘリ	救急医療用の医療機器を装備したヘリコプターであり、医師及び看護師が同乗して救急現場に向かい、現場から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療（航空救急）を行うことができる専用ヘリコプターである。現在、大分県では大分大学医学部附属病院が保有するドクターヘリが1機運用されている。
4	8	なんかいしん 南海地震	1946（昭和21）年12月21日午前4時19分過ぎに、潮岬南方沖（南海トラフ沿いの領域）78キロメートル（北緯32度56.1分、東経135度50.9分）、深さ24キロメートルを震源としたマグニチュード（M）8.0の地震である。1946（昭和21）年南海地震とも呼ばれ、単に南海地震といえば、この地震を指すことも多い。発生当時は、南海道地震（なんかいどうじしん）と呼ばれていた。南西日本一帯では、地震動、津波による甚大な被害が発生した。
35	43	にんていききゅうめいし 認定救命士	医療機関での実習などを行うことで、初めて実施可能となる処置の実施資格を得た救急救命士が「認定救命士」と呼ばれている。

No.	頁	用語	説明
23	32	NET119緊急通報システム	NET119緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっている。本市では、2020（令和2）年度に導入済。
52	51	バイスタンダー	目の前で人が倒れた場合に居合わせた人。
8	9	白鳳地震	白鳳時代（飛鳥時代後期）の天武天皇13年（684年）に起きた巨大地震。南海トラフ沿いの巨大地震と推定されている。南海トラフ巨大地震と推定される地震の確実な記録としては、最古のものである。白鳳の大地震（はくほうのおおじしん）、白鳳大地震（はくほうおおじしん）、あるいは天武地震（てんむじしん）とも呼ばれる。記録による土佐や伊予の被害の様相から、南海道沖の地震と考えられていたため、白鳳南海地震（はくほうなんかいじしん）とも呼ばれてきたが、発掘調査により、ほぼ同時期に東海道沖も震源域となった可能性が推定されている。
37	43	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡	気道確保を目的とした気管挿管時に、口腔内の様子や挿入具合などをモニター画面で確認できる医療機器。本市では、2018（平成30）年に導入済。
55	51	普通救命講習Ⅰ	成人に対する心肺蘇生、AEDの取扱、止血法や気道異物の除去などの応急処置を学ぶコースで、本市では毎月9、19、29日を応急手当の日として定期開催も実施。受講者には修了証が交付される。
56	51	普通救命講習Ⅱ	普通救命講習Ⅰに実技・筆記テストを加えたコースで、合格者には修了証が交付される。
57	51	普通救命講習Ⅲ	乳児・小児に対する心肺蘇生法、AEDの取扱、止血法や気道異物の除去などの応急処置を学ぶコースで、2019（令和元）年度 of 要綱改正により新設したもの。受講者には修了証が交付される。
26	35	分野別人材バンク	大分市消防局の人材育成に特化した枠組みであり、豊富な経験又は専門的な知識若しくは技術を有する人材と学び合い、教え合うことにより、人材育成による組織の活性化及び組織目標達成に役立てることを目標とした制度。
65	55	ボイストラ	NICT（総務省所管の国立研究開発法人 情報通信研究機構。本部は東京都小金井市。）が開発した多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra（ボイストラ）」をベースとして、救急現場で使用頻度が高い会話内容を「定型文」として登録し、外国語による音声と画面の文字により、円滑なコミュニケーションを図ることが可能となるもの。また、定型文以外の会話でも、音声翻訳が可能となっている。さらに、話した言葉が日本語文字として表記されることから、聴覚障害者などとのコミュニケーションにも活用できる。なお、通信料は利用者負担となるが、同アプリのダウンロードや利用料は無料。対応言語は、以下の15言語。本市で導入済。 （1）英語（2）中国語（3）韓国語（4）スペイン語（5）フランス語（6）タイ語（7）インドネシア語（8）ベトナム語（9）ミャンマー語（10）台湾華語（11）マレー語（12）ロシア語（13）ドイツ語（14）ネパール語（15）ブラジルポルトガル語



No.	頁	用語	説明
9	9	ほうえいじしん 宝永地震	江戸時代の宝永4年10月4日(1707年10月28日)、東海道沖から南海道沖(北緯33.2度、東経135.9度)を震源域として発生した巨大地震。南海トラフのほぼ全域にわたって、プレート間の断層破壊が発生したと推定され、記録に残る日本最大級の地震とされている。宝永の大地震(ほうえいのおおじしん)、宝永大地震(ほうえいおおじしん)、あるいは亥の大変(いのたいへん)とも呼ばれる。地震の49日後に起きた宝永大噴火は、亥の砂降り(いのすなふり)と呼ばれる。
14	18	ぼうかかんりしゃ 防火管理者	消防法(昭和23年法律第186号)に定める国家資格(業務独占)であり、その資格を有する者のうち防火対象物において、防火上必要な業務を適切に遂行でき、従業員を管理・監督・統括できる地位にある者で、防火対象物の管理権原者から選任されて、その防火対象物の防火上の管理・予防・消防活動を行う者をいう。防火に関する知識・技能に内包されるものとして、危険物、地震、津波、火山等に関する知識も求められる。
19	27	ぼうかすいそう 防火水槽	消火用の水をためておく容器。小火(ぼや)対策程度の小さなものから、消防車に水を提供する、地下に設置した大型のものまである。市が公費で設置または自治会が独自に設置したものがある。
11	18	ぼうかたいしょうぶつ 防火対象物	消防法(昭和23年法律第186号)第2条第2項では、「防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう」と定義されている。多数の人(デパートのように不特定多数の場合も、工場のように特定多数の場合もある)が入り出したり、敷地が広大若しくは構造が巨大なものである建築物では、火災が発生した場合、人的・物的に甚大な被害が生じることが十分考えられる。そこで、通常の建造物よりも厳しい防火管理が求められることから、法的に必要な措置(防火管理者の選任など)を講じるために防火対象物の制度が設けられた。
49	47	マスギャザリング	日本集団災害医学会では、「一定期間、限定された地域において、同一目的で集合した多数の集団」と定義されている。多数の定義に関しては、報告者によってさまざまであり、1,000人以上から2万5,000人以上と幅広く一定ではないが、日本では1,000人以上としている。
33	43	メディカルコントロール体制	救急救命士を含む救急隊員が行う救急活動の質を保証するために、医師による医学的観点からの指示及び指導、助言、事後検証、病院実習等の再教育を充実させていく体制のこと。

## 2 大分市消防局基本計画 指標一覧

第1章 火災予防の推進			2019 現状値	➡	2031 目標値
節一取組	指標名	指標の考え方			
1-3	火災調査実務研修、火災調査研究会等の研修会の研修参加人数	火災調査員の調査技術の向上を図るため、火災調査実務研修、火災調査研究会等の研修会を行い、その研修参加累計人数（10年）を指標とします。	145人	➡	1,500人 (累計)
2-1	総務省消防庁が示した住宅用火災警報器設置状況調査方法に基づく住宅用火災警報器の設置率	総務省消防庁が示した住宅用火災警報器設置状況調査方法に基づく設置率を指標とします。	91.36%	➡	93%
2-2	地域に根ざした関係機関と連携した訓練回数の割合	自主防災訓練時に消防職員と消防団員と一緒に指導した割合を指標とします。	職団員 17.0%	➡	職団員 20%
2-4	住宅火災の出火率	総合計画の指標	1.275	➡	現状値 以下
3-1	防火対象物査察率	計画査察率100%を目指すため、査察率そのものを指標とします。	一般対象物 100% 危険物 100%	➡	100%
3-2	予防技術検定合格率	査察技術、違反処理能力の向上を図るため、消防職員の予防技術検定合格者の増加を目的に、その合格率を指標とします。	55%	➡	60%
4-2	女性防火クラブの啓発活動回数	家庭及び地域の防火を目的とするため、女性防火クラブの啓発活動回数を指標とします。	10回 (1クラブ 平均)	➡	現状値 以上
4-4	火災原因件数（地域における火災特性を分析し、その火災件数の増減を追跡調査）	方面隊別火災原因で最も多い原因件数を、前年より減少させることを指標とします。		➡	現状値 以下
	方面隊	現状値 (2016～2020年の5年間計)	2020 現状値	➡	2031 目標値
	第1方面隊(大分地区)	放火(疑いを含む)・・・34件	6件		
	第2方面隊(鶴崎地区)	たき火・・・11件	0件		
	第3方面隊(大南地区)	たき火・・・11件	4件		
	第4方面隊(穂田地区)	たき火・・・18件	6件		
	第5方面隊(大在地区)	放火(疑いを含む)・・・12件	6件	➡	現状値 以下
	第6方面隊(坂ノ市地区)	放火(疑いを含む)・・・11件	6件		
	第7方面隊(佐賀関地区)	たき火・・・3件	1件		
第8方面隊(野津原地区)	たき火・・・21件	5件			

第2章 消防体制の充実			2019 現状値	➡	2031 目標値
節一取組	指 標 名	指 標 の 考 え 方			
7-1	配属3年職員の中型運転免許 <sup>*29</sup> 取得率	消防車を運転するために必須の資格。配属3カ年計画、機関員養成計画により資格取得を促進します。	100%	➡	100%
7-1	新規大型運転免許 <sup>*30</sup> 資格取得者数	主に機関員となる消防士長以下の職員数に対する割合は約56%であり、大型免許有資格者の割合は約14%となっています。この割合を増やすことで、円滑な機関運用が可能となります。	14%	➡	職員数に対する消防士長以下の有資格者割合30%以上
7-2	分野別人材バンクの登録分野数	自己研鑽しやすい職員育成支援のための環境を整備します。	4分野	➡	10分野以上
7-2	研修参加人数（自己学習に取り組む職員、所属への組織支援体制）	自治人材育成センター等における研修を促進します。	28人	➡	30人以上
9-1	消防局が消防団に関する説明等を行った事業所等からの入団人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団ビジョン策定に関する意見書において、消防局が連携し、事業所や大学に対する広報を検討するよう求められています。</li> <li>消防団ビジョン検証委員会より、局側の広報不足、行政からの入団などが必要との意見があります。</li> <li>以上2点から、指標カウントの対象は官民間問わず「職場」、「学生」を対象とします。</li> </ul>	なし	➡	50人（累計）
10-1	署所が管轄する地域の消防団各部と、合同で訓練や研修などを実施した割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>「現場での連携強化」</li> <li>「消防団員の能力向上による現場対応力強化」</li> <li>「相互組織の長所を共有」</li> </ul>	なし	➡	100%



第3章 救急・救助体制の充実【救急】			2019 現状値	➡	2031 目標値
節一取組	指標名	指標の考え方			
1-1	大分県消防学校救急科入校人数	救急業務に従事する有資格者を計画的に養成します。	6人	➡	12人 (毎年)
1-1	救急救命研修所派遣人数	同上。	3人	➡	3人 (毎年)
1-1	認定救命士の養成数	今後も救急救命士の処置範囲は拡大される可能性があります。これらの認定を取得し、全ての救急救命処置が可能な救急救命士を養成します。	3人以上	➡	3人以上 (毎年)
1-2	救急救命士の再教育取得単位割合	救急ワークステーション等の病院実習や実技講習会、学会発表等で、実動救急救命士が取得する再教育単位の取得率80%以上を目指します。	77.6%	➡	80% 以上
1-2	救急隊員の生涯教育取得単位取得割合	救急隊員の生涯教育に定められた小隊訓練や所属研修を充実させることで、生涯教育取得単位の取得率100%を目指します。	—	➡	100%
1-2	医学会等派遣人数	先進地の取組事例や、最新の医学的知見を積極的に取り入れる視野を醸成するために、各種学会に職員を派遣します。	6人	➡	12人 (毎年)
1-2	実技講習会等参加人数	大分県メディカルコントロール協議会が策定した救急救命士の再教育単位表に掲げられる実技講習会に対して、毎年救急救命士を派遣します。	10人	➡	12人 (毎年)
1-3	全国MC出席人数	大分市消防局救急隊員生涯教育実施要領においても、指導救命士の責務として全国MCへの出席が定められていることから、毎年指導救命士を派遣します。	2人	➡	4人 (毎年)
1-3	事後検証会開催数	救急救命士が行った救急活動に対して行う、医師からの医学的な事後検証は重要なものであるため、各所属が6回以上の事後検証会を行います。	8回	➡	6回以上 (毎年)
1-4	訓練用資機材整備数	救急隊員が行う救命処置の習熟を図るために、各消防署に高度訓練用人形、装着型静脈注射トレーナー、気道管理トレーナー等を各署に配備します。訓練に対する劣化なども考慮し更新も行っていきます。	2器	➡	9器
3-1	目撃のある心肺停止傷病者に対する応急手当実施率	大分市総合計画第2次基本計画の指標として挙げられた応急手当実施率の中でも、バイスタンダーCPRの効果が高いとされる目撃のある心肺停止傷病者に対する応急手当実施率の向上を目指します。	68.20%	➡	70%
3-1	救命講習定期開催数	救命講習について、普通救命講習や上級救命講習、応急手当普及員講習を継続し、受講者の拡大に努めます。	42回	➡	40回以上 (毎年)
3-2	AED設置施設新規登録数	現場に居合わせた市民がAEDを使用することの効果は非常に高いとされているため、AEDを設置している施設のAEDマップへの新規登録について、年1施設以上を目指します。	過去5年 平均 1.1施設	➡	1施設以上 (毎年)
3-3	救マーク施設新規認定数	AEDを設置し、救命講習の受講した従業員が常駐する施設が登録する「救マーク施設」を増やします。	過去5年 平均 1.2施設	➡	1施設以上 (毎年)
4-2	街頭広報啓発活動回数	市民と直接、接することができるイベントの開催を通じて、救急車の適正利用啓発活動を行います。	1回	➡	1回 (毎年)
4-2	救急搬送件数に占める軽症者割合	救急搬送され、病院で「軽症」と診断された傷病者の割合について、現状を維持します。	38%	➡	40% 以下

第3章 救急・救助体制の充実【救助】			2019 現状値	➡	2031 目標値
節一取組	指標名	指標の考え方			
5-2	各種訓練等の実施回数	さまざまな救助要請に的確に対応するため、各種訓練を実施し、救助技術の向上を図ります。	—	➡	各署平均 700回 以上/年
5-2	消防救助技術指導会への参加回数	消防救助技術指導会に伴う訓練等を実施することにより、救助活動に不可欠な体力・精神力・技術力を養うことで、救助隊員を育成します。	—	➡	1回以上 /年
5-2	県消防学校救助科入校人数	救助業務に関する専門的知識及び基本活動要領を習得します。	—	➡	隔年 6人
5-2	消防大学校救助科入校人数	救助業務に関する高度な知識技術の習得。また、教育指導者としての資質の向上に努めます。	—	➡	隔年 1人
5-2	救助技術に関する研修会等への参加回数	救助技術に必要な研修等に参加し、知識・技術を習得します。	1回	➡	3回以上 /年

第4章 緊急消防援助隊等の充実・強化			2019 現状値	➡	2031 目標値
節一取組	指標名	指標の考え方			
2-1	緊急消防援助隊訓練回数	毎年度1回開催される九州ブロック合同への参加が必要です。	1回	➡	1回以上 /年
2-1	相互応援訓練回数	毎年度1回開催される相互応援訓練への参加が必要です。	1回	➡	1回以上 /年
2-1	更新対象車両の更新	緊急消防援助隊出動対象となる車両を更新する必要があります。	—	➡	—
2-2	IRT隊員の教育訓練回数	局内の隊員へ対して継続的な訓練が必要です。	6回/年	➡	6回/年
2-2	他消防本部との訓練回数 (連携強化のため)	実災害に備え、他本部隊員との訓練が必要です。(IRT九州合同)	1回/年	➡	1回/年
2-2	消防庁主催訓練への参加 回数	出動に備え、消防庁職員との訓練と手順確認が必要です。 (IRT連携、IRTセミナー等)	1回/年	➡	1回/年
2-2	他市IRT隊員との合同 訓練への参加回数	実災害に備え、他本部隊員との訓練が必要です。(福岡市)	1回/年	➡	1回/年

### 3 大分市消防局基本計画策定方針

#### ■新たな消防局基本計画策定の趣旨

大分市消防局は、1953（昭和28）年に市町村消防として発足して以来、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定された「消防の任務」を遵守し、同法第6条に規定された「市町村の消防に関する責任」を果たしながら、2012（平成24）年度には「災害に強い安全な都市づくり」の実現をめざし、「大分市消防局基本計画（以下「現行計画」という。）」を策定し、さまざまな取組を実施してまいりましたが、現行計画が2021（令和3）年度をもちまして、計画期間の終了となります。

現行計画の策定以降、本市は、市民主体による自治の実現を図ることを目的に「大分市まちづくり自治基本条例」が2012（平成24）年に制定され、総合的かつ計画的な行政運営を図るための大分市の最上位計画となる“おおいた創造ビジョン2024（大分市総合計画）”が2016（平成28）年に策定され、2020（令和2）年4月から第2次基本計画の期間を迎えております。

さらに、本市消防団は、本市総合計画の個別計画となる“大分市消防団ビジョン”を2019（平成31）年3月に策定のうえ、地域防災の中核となる組織として、団員数の確保に向けた活性化事業に取り組み、より一層の充実を図るための装備や育成のあり方についても検討を重ねております。

また、消防指令業務の共同運用については、本市の消防救急体制の充実・強化を前提とし、大規模、特異災害に対する対応力の強化、高機能消防指令センターの整備費等の効率化に向けた県内市町村との消防業務に関する連携・協力として、2024（令和6）年度運用開始をめざし、大分県域消防指令業務共同運用検討協議会、幹事会、専門部会を設置したうえで、相互理解をもった調整、検討を進めております。

その一方で、近年の気候変動等に伴う集中豪雨及び大型化する台風など、全国各地で頻発する自然災害が、大規模化、甚大化、多様化しており、南海トラフを震源とする地震なども発生が懸念されており、市町村の消防機関となる消防局は本市の安全・安心に主体的に取り組む組織として、消防力のさらなる充実が求められております。

こうしたことから、消防局は本市総合計画に基づく“安全・安心な暮らしの確保”に関する取組について、消防を取り巻く社会経済情勢の変化に適切に対応し、安定した施策推進、展開ができるよう“新たな消防局基本計画”の策定に取り組むものです。

#### ■計画策定に向けて新たな消防局基本計画策定の趣旨

1. 社会経済情勢の動向を客観的なデータに基づき分析し、見直しされた大分市総合計画第2次基本計画をふまえたものとします。
2. 本市消防団ビジョン、本市公共施設等総合管理計画など、本市総合計画の個別計画との調和、整合をとった体系的な計画になることを目指します。
3. 計画構成を、本市総合計画をふまえ、火災予防、消防体制、救急救助体制、大規模災害時への対策となる緊急消防援助隊等の受援・応援に整理した分野別とし、これまでの消防関係の統計を分析したうえで、総務省消防庁等関係機関の動向にも着目した取組を掲載することとします。
4. 掲載する取組に関しては、その進捗管理になるよう、また市民が安全・安心を身近に感じることができるよう、可能な限り指標（数値目標）を設定いたします。
5. 消防局が掲げる中長期事業は、市民において非日常的な用語等が含まれることから、策定過程において丁寧な検討を行い、市民に理解されるよう努めます。

## ■計画策定のための組織体制

1. 大分市消防局基本計画策定に係る総務課内サブグループ・・・【2019（令和元）年5月から同年9月まで】  
現行計画の分析及び検証を行いました。
2. 大分市消防局基本計画プロジェクトチーム・・・【2019（令和元）年11月から2020（令和2）年10月まで】  
現行計画の分析及び検証結果に基づく、新たな計画の骨子案及び素案消防局案を作成しました。  
また、構成員が、所属長及び所属職員との橋渡し役を担い、消防局が一体となった検討を重ね、2022（令和4）年度以降の消防局の中長期事業が精査されました。この精査された事業（施策）は、消防局の予算要求時の大きな枠であり、また、本市総合計画を達成するための具体的な道しるべにつながるものです。  
(1) 2019（令和元）年度・・・消防局4課（21名）  
(2) 2020（令和2）年度・・・消防局4課及び3消防署職員（53名）
3. 大分市消防局基本計画庁内検討委員会・・・【2020（令和2）年11月から2021（令和3）年2月まで】  
計画消防局案を検討し、関係部局が所管する個別計画との調和、整合等を図った素案を作成しました。  
※市長事務部局（11課）、教育委員会（1課）、上下水道局（1課）の関係13課の職員による委員会
4. 大分市消防局基本計画検討委員会・・・【2021（令和3）年6月から同年10月まで】  
計画素案に関して、専門的な意見、市民目線からの意見をいただき、計画原案及び策定に関する提言を作成しました。
5. パブリックコメント・・・【2021（令和3）年度】  
市民意見を広く募集し、計画原案への理解を求めます。

## ■計画の対象区域及び範囲、期間

この計画は、原則として大分市区域としますが、広域的配慮を必要とするときは、関係自治体を含めます。また、本市消防局の全ての施策や事業を対象とします。

計画の期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とし、本市総合計画との接続、他の個別計画との調和、整合を維持するため、本市総合計画の見直しに合わせ、5年後に中間見直しを行います。

## ■計画の構成

大分市消防局基本計画は、「総論」「各論」によって構成します。

「総論」では、消防を取り巻く社会の動向から課題を抽出し、これからの大分市消防局の目指す姿を『基本方針』に記載します。

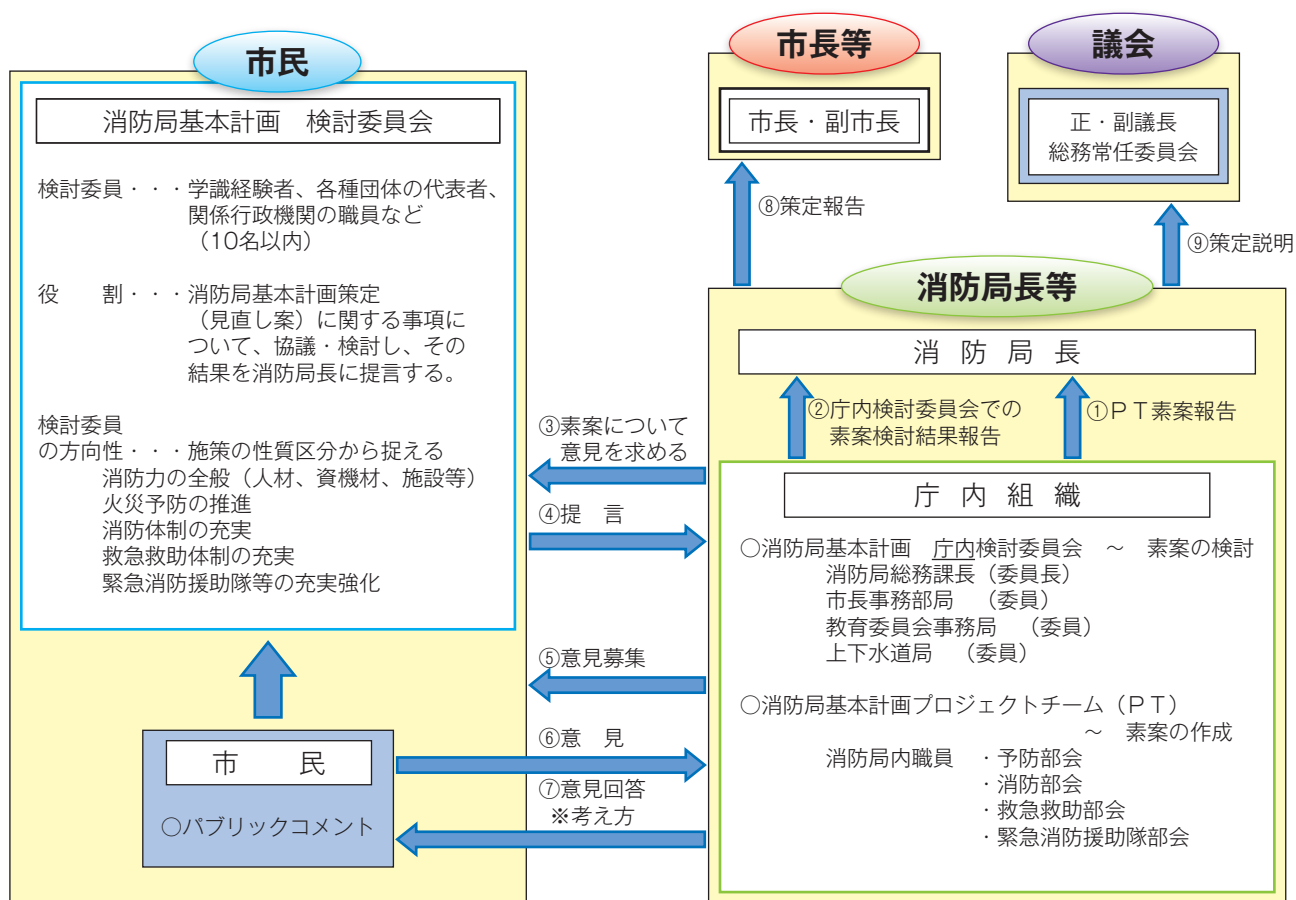
「各論」では、大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」第2次基本計画第3部『安全・安心を身近に実感できるまちづくり』第2章[安全・安心な暮らしの確保]第1節【消防・救急体制の充実】にある、4つの主な取組に紐付くように4つの章に分け、『基本方針』を達成するために、当局が所管する全ての業務（事務事業）を網羅した取組を記載します。

大分市消防局基本計画が、大分市総合計画に記載した目標設定を達成するための「道標」となります。





## 4 策定組織図



●消防局基本計画 プロジェクトチームの会議風景



●消防局基本計画 庁内検討委員会の会議風景



●消防局基本計画 検討委員会の会議風景



## 5 策定経過

### これまでの取組

年・月	取 組 内 容
2019（令和元）年 5 月	・大分市消防局基本計画策定に係る総務課内サブグループ設置
2019（令和元）年 9 月	・大分市消防局基本計画（現行計画）検証結果完成
2019（令和元）年11月	・大分市消防局基本計画局内（4課）プロジェクトチーム設置 ・第1回大分市消防局基本計画局内プロジェクトチーム会議
2019（令和元）年12月	・第2回大分市消防局基本計画局内プロジェクトチーム会議
2020（令和2）年 1 月	・第3回大分市消防局基本計画局内プロジェクトチーム会議
2020（令和2）年 2 月	・第4回大分市消防局基本計画局内プロジェクトチーム会議
2020（令和2）年 3 月	・大分市消防局基本計画骨子案完成
2020（令和2）年 4 月	・大分市消防局基本計画（全所属）プロジェクトチーム設置 ・第1回大分市消防局基本計画プロジェクトチーム会議
2020（令和2）年 6 月	・第2回大分市消防局基本計画プロジェクトチーム会議
2020（令和2）年 7 月	・第3回大分市消防局基本計画プロジェクトチーム会議
2020（令和2）年 8 月	・第4回大分市消防局基本計画プロジェクトチーム会議
2020（令和2）年 9 月	・第5回大分市消防局基本計画プロジェクトチーム会議
2020（令和2）年10月	・第6回大分市消防局基本計画プロジェクトチーム会議 ・大分市消防局基本計画素案（消防局案）完成
2020（令和2）年11月	・大分市消防局基本計画庁内検討委員会設置 ・第1回大分市消防局基本計画庁内検討委員会
2021（令和3）年 1 月	・第2回大分市消防局基本計画庁内検討委員会
2021（令和3）年 2 月	・第3回大分市消防局基本計画庁内検討委員会（書面会議） ・大分市消防局基本計画素案（庁内検討委員会案）完成
2021（令和3）年 3 月	・大分市議会（令和3年第1回定例会） 大分市消防局基本計画策定概要説明（総務常任委員会）
2021（令和3）年 6 月	・大分市消防局基本計画検討委員会設置 ・第1回大分市消防局基本計画検討委員会
2021（令和3）年 7 月	・第2回大分市消防局基本計画検討委員会
2021（令和3）年 9 月	・第3回大分市消防局基本計画検討委員会（書面会議）
2021（令和3）年10月	・第4回大分市消防局基本計画検討委員会 ・大分市消防局基本計画原案完成
2021（令和3）年12月	・パブリックコメントの実施（12月1日～12月31日）
2022（令和4）年 2 月	・パブリックコメントによる市民意見等の結果公表 ・大分市消防局基本計画策定
2022（令和4）年 3 月	・大分市議会（令和3年第1回定例会） 大分市消防局基本計画策定報告（総務常任委員会）

## 6 大分市消防局基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市消防局基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し、広く市民の意見を聴くため、大分市消防局基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(参画依頼の期間)

第4条 参画依頼の期間は、参画依頼の日から基本計画が策定される日までとする。

(委員の責務)

第5条 委員は、職務の遂行上知り合えた情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第8条 委員（議会の推薦に基づき参画依頼を受けた議員である委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。ただし、委員が議会の推薦に基づき参画依頼を受けた議員である場合における報償金等については、これを支払わないものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、消防局総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月6日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、基本計画が策定される日限り、その効力を失う。

## 7 検討委員会日程及び検討委員名簿

### ●検討委員会日程

2021（令和3）年6月7日	第1回大分市消防局基本計画検討委員会
2021（令和3）年7月19日	第2回大分市消防局基本計画検討委員会
2021（令和3）年9月6日	第3回大分市消防局基本計画検討委員会（書面会議）
2021（令和3）年10月28日	第4回大分市消防局基本計画検討委員会

### ●検討委員名簿

役職	氏名	所属等
委員長	高見大介	学校法人 文理学園 日本文理大学 人間力育成センター長
副委員長	石丸智子	公立大学法人 大分県立看護科学大学 基礎看護学 助教
	平本 泉	大分市PTA連合会 会長
	安藤 暢 啓	大分市防災協会 会長
	得丸 昭 一	大分市消防団 東部師団長兼第2方面隊長
	緒方 信 幸	大分県消防学校 教頭

### ●事務局名簿

所属等	氏名
消防局 総務課 参事補兼企画調整担当班リーダー	秦 陽一郎
消防局 総務課 企画調整担当班主査	安藤 奨 悟
消防局 総務課 企画調整担当班局員（消防司令補）	丸山 修 輝

### ●大分市消防局基本計画プロジェクトチーム構成員名簿

部会	所属等	氏名
統括者	消防局 総務課長	阿部 一也
副統括者	消防局 総務課 参事	定野 浩之
副統括者	消防局 総務課 参事補	内田 喜久
火災予防部会（事務主管）	消防局 予防課 予防担当班リーダー	松岡 辰倫
火災予防部会	消防局 予防課 参事補兼指導担当班リーダー	渡邊 哲也
消防体制部会（事務主管）	消防局 警防課 参事補兼警防救助担当班リーダー	川上 和宏
消防体制部会（事務主管）	消防局 総務課 参事補兼消防団担当班リーダー	芦刈 崇英
消防体制部会	消防局 総務課 参事補兼総務担当班リーダー	村上 利幸
消防体制部会	消防局 警防課 警防救助担当班主査	片島 修二
消防体制部会	消防局 通信指令課 管理担当班リーダー	柴崎 道夫
救急・救助体制部会（事務主管）	消防局 救急救助課 救急管理担当班リーダー	堤 裕之
救急・救助体制部会	消防局 警防課 警防救助担当班局員（消防司令補）	富高 悠紀
緊急消防援助隊部会（事務主管）	消防局 警防課 警防救助担当班局員（消防司令補）	坂本 大輔



●検討委員写真



高見 大介



石丸 智子



平本 泉



安藤 暢啓



得丸 昭一



緒方 信幸

(集合写真)



●大分市消防局基本計画プロジェクトチーム構成員写真（検討委員との集合写真）



●消防局基本計画 検討委員会の会議風景（Web会議）



## 8 大分市消防局基本計画策定等に関する提言書

(最終提言) 2021 (令和3) 年10月28日 大分市消防局基本計画検討委員会

### ■課題とその解決に必要なもの

超高齢社会の進展に伴い、2035 (令和17) 年頃までは救急需要が増加すると予測されており、高齢者の搬送割合も年々高くなっている。例えば、たき火が原因の火災で救急搬送される高齢者も想定され、地域及び年齢に応じた火災予防啓発を検討し、「高齢者に重点を置いた啓発活動」の実施が必要と考える。

また、「DNA R (心肺蘇生を希望しない方)」への対応や、「病院への収容所要時間の増加対策」など、搬送困難事例に関する研究が必要と考える。

一方、近年は地球温暖化の影響とみられる気象の極端化により、線状降水帯がもたらす記録的な集中豪雨や、強い勢力を維持したまま来襲する台風など、大規模災害が発生するリスクが高まっている。このような状況の中、消防業務を円滑に遂行するうえで、「災害発生後も消防車両を洪水等から守る」ことが重要であり、その対策が必要と考える。

県外で大規模災害が発生した場合、大分市消防局は大分県の代表消防本部であるため、国からの応援要請があれば、必然的に多くの隊を緊急消防援助隊として被災地へ派遣する使命があり、「派遣後の消防力は、市内の災害対応に十分な体制がとれるもの」である必要がある。

加えて、災害の大規模化に伴い、災害対応期間が長期化する可能性もあり、今後は「長期間の活動を想定した体制の構築」が必要と考える。

### ■大分市消防局基本計画に望むもの

消防業務は、市民の生命、身体及び財産を守る必要不可欠で重要な業務であり、市民が日々の暮らしの安全・安心を実感するためには、日々の業務を堅実に遂行するとともに、これからの大分市消防局を積極的に広報することが重要である。

特に、大規模災害発生時は、被災場所が市内市外を問わず、市民にとって非常に不安な状況であるため、「他消防本部の応援隊を受け入れる (受援)、または相互応援協定に基づく派遣や緊急消防援助隊として応援に行く (応援) 際、その情報を市民に広く周知する」ことが、市民の安全・安心につながる重要な業務の一つとの認識を持っていただきたい。

また、組織体制の充実・強化は、市内区域を越えた災害対応も想定内とすることが、消防力の向上につながるため、通常体制をより強化し、「長期間の受援及び派遣や緊急消防援助隊としての応援活動があっても、消防力を維持できる体制の構築」を検討していただきたい。

災害発生時の拠点施設である消防庁舎は、その約半数が築30年以上経過している状況であり、特に東消防署は、老朽化とともに浸水想定地域にあるため、防災面や費用面を含めて、最も消防局にとって良い方法を検討していただきたい。その検討の中で、できれば「浸水被害の及ばない高台への移転」が望ましい。

消防力の向上のために、消防の任務を共有する消防局と消防団が十分に連携できるよう、消防団員の人材育成において、研修の機会や環境を整えるという支援的側面に加えて、「消防局が消防団員に対してどういった教育をしていくか」を検討していただきたい。

県内消防本部の119番受信体制の一本化は、今後の大分市消防局にとって大きな動きになるため、「消防指令業務の共同運用に関する事項を記載」していただきたい。

大分市消防局基本計画は、市民へ安全・安心を与えるため、消防力を向上させなければならない計画であり、「消防業務に関するプロフェッショナルな計画」という目的に加え、更に「消防力の向上とともに市民へ安心感を与えることができる計画」になることが望まれる。

## 9 大分市消防局基本計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市消防局基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関する事項を検討するため、大分市消防局基本計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (3) その他基本計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる課の長が当該課に所属する職員のうちから指名する者を委員として組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、消防局総務課長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、消防局総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月6日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、基本計画が策定される日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

防災危機管理課、企画課、情報政策課、広聴広報課、財政課、福祉保健課、保健予防課、土木管理課、  
河川・みなと振興課、建築課、開発建築指導課、  
教育委員会事務局教育部学校教育課、上下水道局上下水道部水道維持管理課  
消防局総務課



## 10 庁内検討委員会日程及び庁内検討委員名簿

### ●庁内検討委員会日程

2020（令和2）年11月24日	第1回大分市消防局基本計画庁内検討委員会
2021（令和3）年1月20日	第2回大分市消防局基本計画庁内検討委員会
2021（令和3）年2月17日	第3回大分市消防局基本計画庁内検討委員会（書面会議）

### ●庁内検討委員名簿

役職	氏名	所属等
委員長	阿部 一也	消防局 総務課課長
	長野 圭介	総務部 防災局 防災危機管理課 管理企画担当班主査
	明石 雅彦	企画部 企画課 広域連携推進室長
	関 朋樹	企画部 情報政策課 参事
	幸野 佳枝	企画部 広聴広報課 参事兼広報担当班リーダー
	幸 紀宏	財務部 財政課 参事
	後藤 哲也	福祉保健部 福祉保健課 参事兼社会福祉担当班リーダー
	生田 寛子	福祉保健部 保健予防課 参事補兼感染症対策担当班リーダー
	菅谷 美海	土木建築部 土木管理課 参事補兼土木計画担当班リーダー
	石井 智久	土木建築部 河川・みなと振興課 庶務みなと振興担当班主査
	菊田 興太郎	土木建築部 建築課 業務調整担当班専門員
	中原 健太郎	都市計画部 開発建築指導課 建築指導担当班主任
	松尾 賢吾	教育委員会 教育部 学校教育課 参事補兼庶務担当班リーダー
	安部 和久	上下水道局 水道維持管理課 参事

### ●事務局名簿

所属等	氏名
消防局総務課 参事補兼企画調整担当班リーダー	秦 陽一郎
消防局総務課 企画調整担当班主査	安藤 奨悟
消防局総務課 企画調整担当班主査	足立 享

### ●大分市消防局基本計画プロジェクトチーム構成員名簿

部会	所属等	氏名
統括者	消防局 総務課課長	阿部 一也
副統括者	消防局 総務課 参事	高藤 嘉之
副統括者	消防局 総務課 参事補	内田 喜久
火災予防部会（事務主管）	消防局 予防課 予防担当班リーダー	松岡 辰倫
火災予防部会	消防局 予防課 参事補兼指導担当班リーダー	渡邊 哲也
火災予防部会	消防局 予防課 危険物規制担当班リーダー	山崎 敦
消防体制部会（事務主管）	消防局 警防課 参事補兼警防担当班リーダー	川上 和宏
消防体制部会（事務主管）	消防局 総務課 参事補兼消防団担当班リーダー	芦刈 崇英
消防体制部会	消防局 総務課 参事補兼総務担当班リーダー	中尾 浩之
消防体制部会	消防局 警防課 施設担当班主査	片島 修二
消防体制部会	消防局 通信指令課 管理担当班リーダー	柴崎 道夫
救急・救助体制部会（事務主管）	消防局 警防課 救急救助担当班リーダー	堤 裕之
救急・救助体制部会	消防局 警防課 救急救助担当班局員（消防司令補）	山田 匠
救急・救助体制部会	消防局 警防課 救急救助担当班局員（消防士長）	梶原 聖史
緊急消防援助隊部会（事務主管）	消防局 警防課 警防担当班主査	亀山 知寛





**大分市消防局**

**基本計画**

**2031**

**安全・安心なまちづくり**

**Oita City Fire Department**

**Basic Plan 2031**